

始





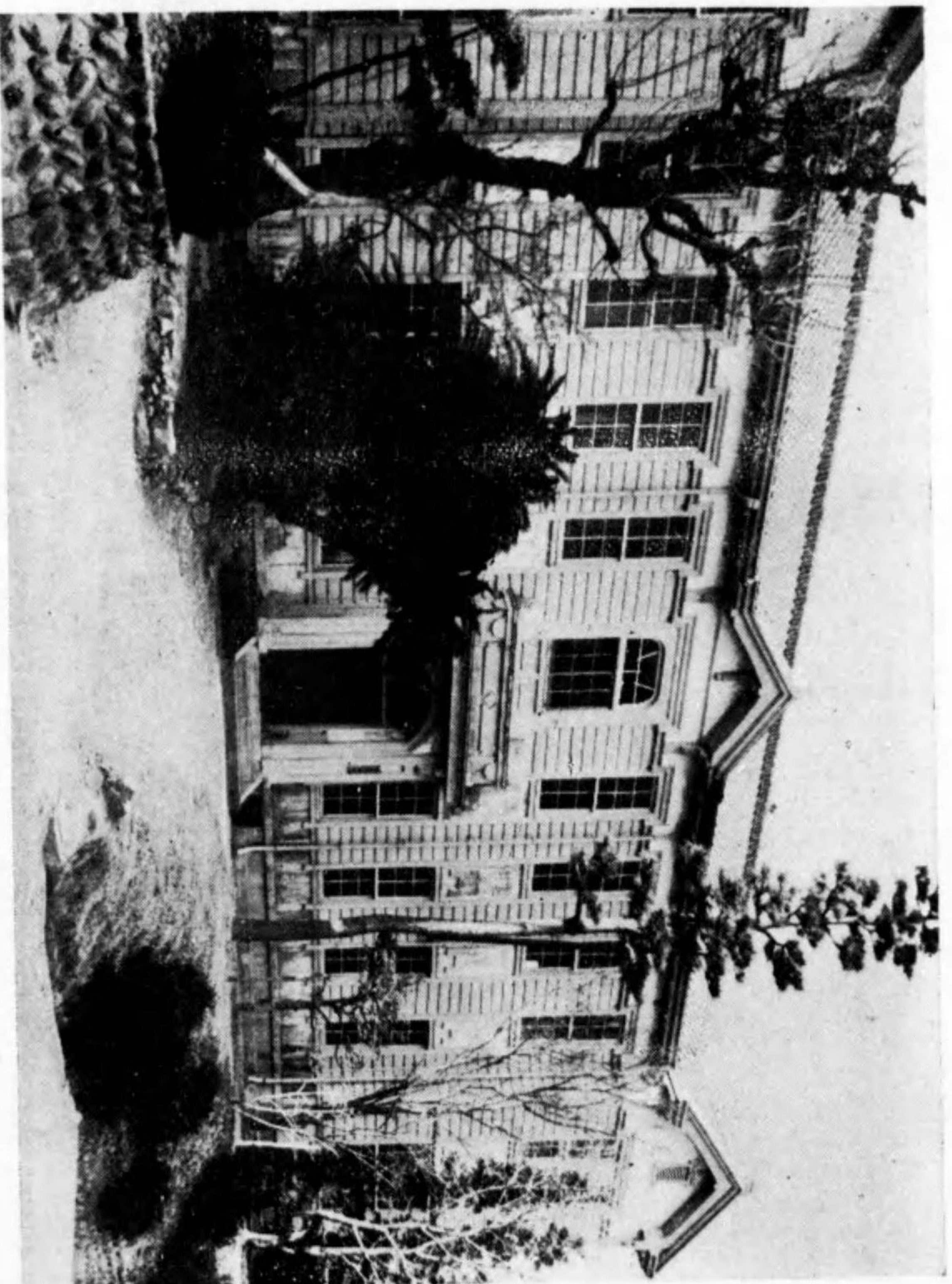
611.6
MI.73

三
重
名
典
云
史

1111
1111

1111
1111





三 重 縣 農 會 事 務 所





副會長
大橋克氏



會長
關田義臣氏
(名賀郡農會會長)



主任技師
藤井勘三郎氏



幹事兼技師
廣瀨幸太郎氏



前顧問 第二十五代會長
小林嘉平治氏



顧問
刀彌有秋氏
(三重縣總務部長)



顧問
渡邊龜吉氏
(三重縣經濟部長)



顧問
高橋隆道氏
(三重縣高等農林學校校長)



前顧問
宇佐美祐次氏
(三重縣農會會長)



顧問
中野與吉郎氏
(三重縣知事)



顧問
東畑精一氏
(東京帝國大學教授)



評議員 伴 春次郎氏
(桑名郡農會長)



評議員 西村 利市氏
(多氣郡農會長)



評議員 小島 耕平氏
(北牟婁郡農會長)



評議員 小河市之丞氏
(鈴鹿郡農會長)



評議員 吉川 寅之助氏
(阿山郡農會長)



評議員 堀川 美哉氏
(津市農會長)



評議員 後 藤 脩氏
(松阪市農會長)



議員 笠井 二郎氏
(河藝郡農會長)



議員 小野 耕一郎氏
(二志郡農會長)



議員 和波 久衛氏
(員辨郡農會長)



議員 西川 龜久生氏
(安濃郡農會長)



議員 堀田 芳藏氏
(飯南郡農會長)



議員 增田 仙造氏
(度會郡農會長)



議員 宇戶 平正壽氏
(南牟婁郡農會長)



議員 齋藤 眞激氏
(宇治山田市農會長)



議員 向井 長治郎氏
(志摩郡農會長)



議員 吉田 勝太郎氏
(四日市市農會長)



議員 貝塚 榮之助氏
(桑名市農會長)



議員 杉森 萬之輔氏
(上野市農會長)



特別議員 長井 源氏
(三重縣耕地協會副會長、衆議院議員)



前特別議員 西岡 廣吉氏
(前三重縣經濟部長)



特別議員 馬 岡次郎氏
(三重縣信用購買販賣組合聯合會長、衆議院議員)



特別議員 林 本兵衛氏
(三重縣茶業組合聯合會副會長、三重縣會議員)



前評議員 竹川 信太郎氏
(前飯南郡農會長)



長會代八第
氏義英松有



長會代五第
氏門嘉莊古



長會代二第
氏二祐家李



長會代初
氏實輝邊田



長會代十第
氏資義田有



長會代九第
氏藏市林



長會代四第
氏近信倉小



長會代三第
氏郎太義川荒



長會代六十第
氏樹春脇山



長會代五十第
氏幹野長



長會代二十第
氏一孫儀



長會代一十第
氏周政田保久



長會代八十第
氏民一子田



長會代七十第
氏郎三善田柴



長會代四十第
氏郎次秀田永



長會代三十第
氏郎太鏡淵馬



長會代四十二第
氏郎三川早



長會代三十二第
氏忠久瀬廣



長會代十二第
氏作柳藤遠



長會代九十第
氏利國岡山



長會副問民代二第
氏郎次慶津木



長會副問民代初
氏衛文春天



長會代二十二第
氏三慶村市



長會代一十二第
氏織維田原

後列向つて右より

前列向つて右より

- 向井長治郎氏(志摩)
- 西川定義氏(多氣)
- 佐藤邦則氏(鈴鹿)
- 山崎伊之吉氏(安濃)
- 村田駒吉氏(南牟婁)
- 伊達貫一郎氏(四日市)
- 小鳥耕平氏(北牟婁)
- 和波久彌氏(員辨)
- 向井長治郎氏(飯南)
- 竹川信太郎氏(河懸)
- 山川素三氏(河懸)
- 池澤宗則氏(阿山)
- 小林嘉平治氏(會長)
- 宇佐美祐次氏(副會長)
- 松本長藏氏(桑名)
- 松田茂雄氏(度會)
- 國田義臣氏(名賀)

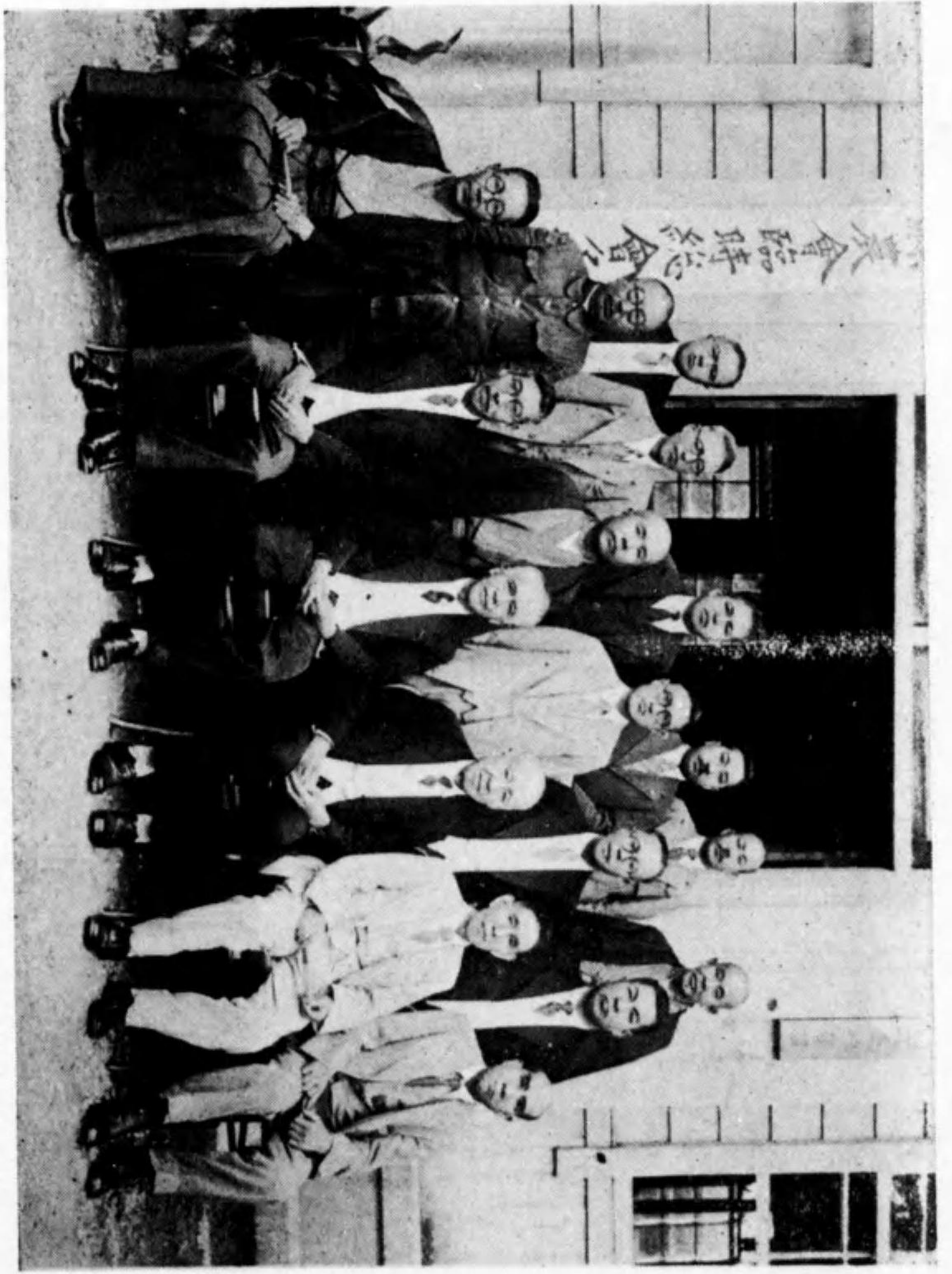
(附記) 堀川美哉津、川口亀吉(松阪)の兩氏は出席なりしも撮影の際
缺席、宇治山田市は缺席

後列向つて右より

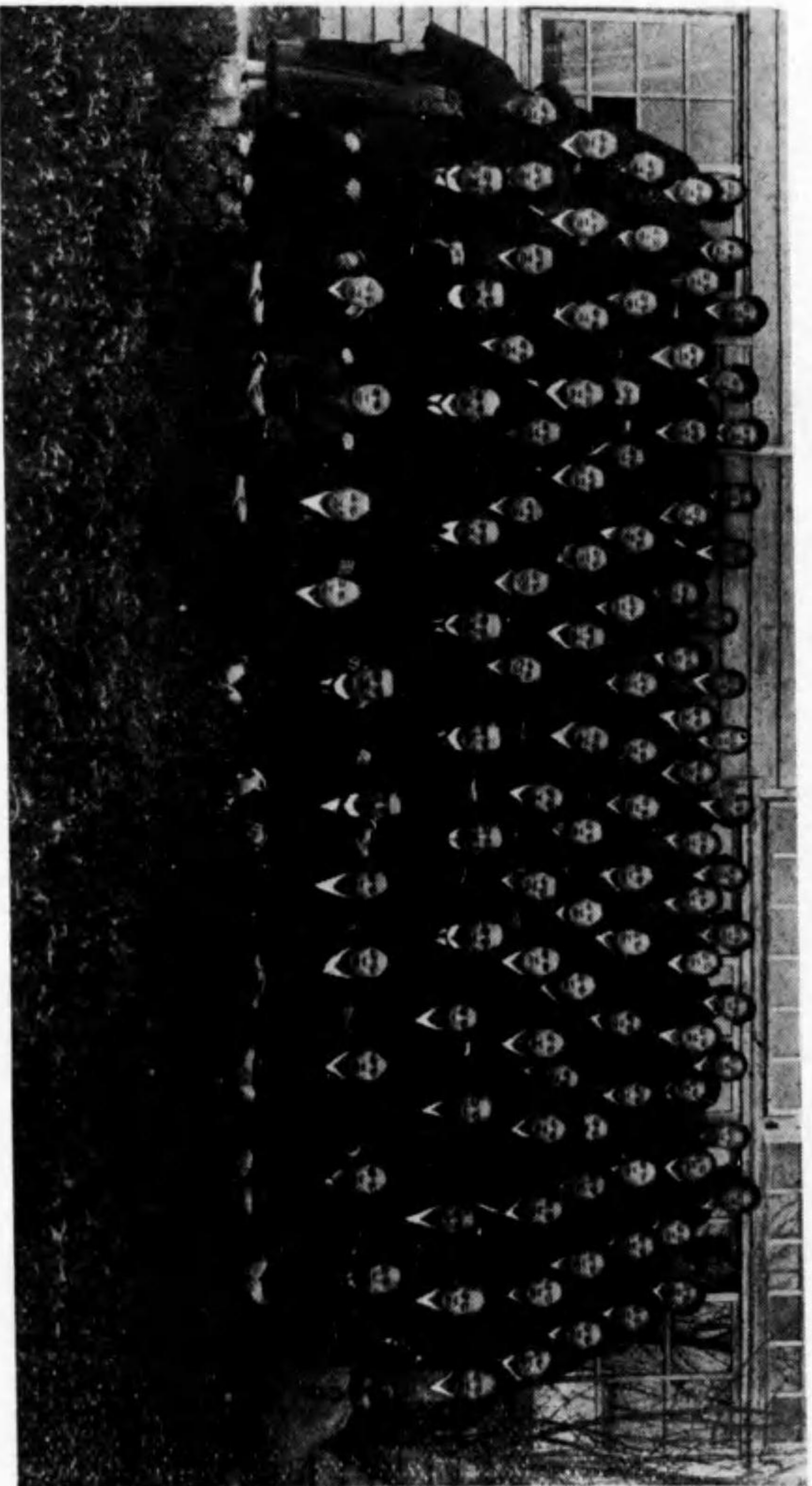
- 佐倉藤太郎氏(河懸)
- 後呂勘右衛門氏(南牟婁)
- 吉川寅之助氏(阿山)
- 世古善兵衛氏(宇治山田)
- 和波久徳氏(員辨)
- 西川龜久生氏(安濃)
- 作春次郎氏(桑名)
- 西田收蔵氏(度會)
- 伊達貫一郎氏(四日市)
- 竹川信太郎氏(飯南)
- 水谷(桑名市)
- 後呂勘右衛門氏(飯南)
- 吉川寅之助氏(阿山)
- 宇佐美祐次氏(副會長)
- 和波久徳氏(員辨)
- 小林嘉平治氏(會長)
- 小津茂右衛門氏(松阪)
- 上野芳松氏(名賀)
- 小鳥耕平氏(北牟婁)

(附記) 佐藤邦則(鈴鹿)、向井長治郎(志摩)、堀川美哉(津)の諸氏は出席
なりしも撮影の際缺席

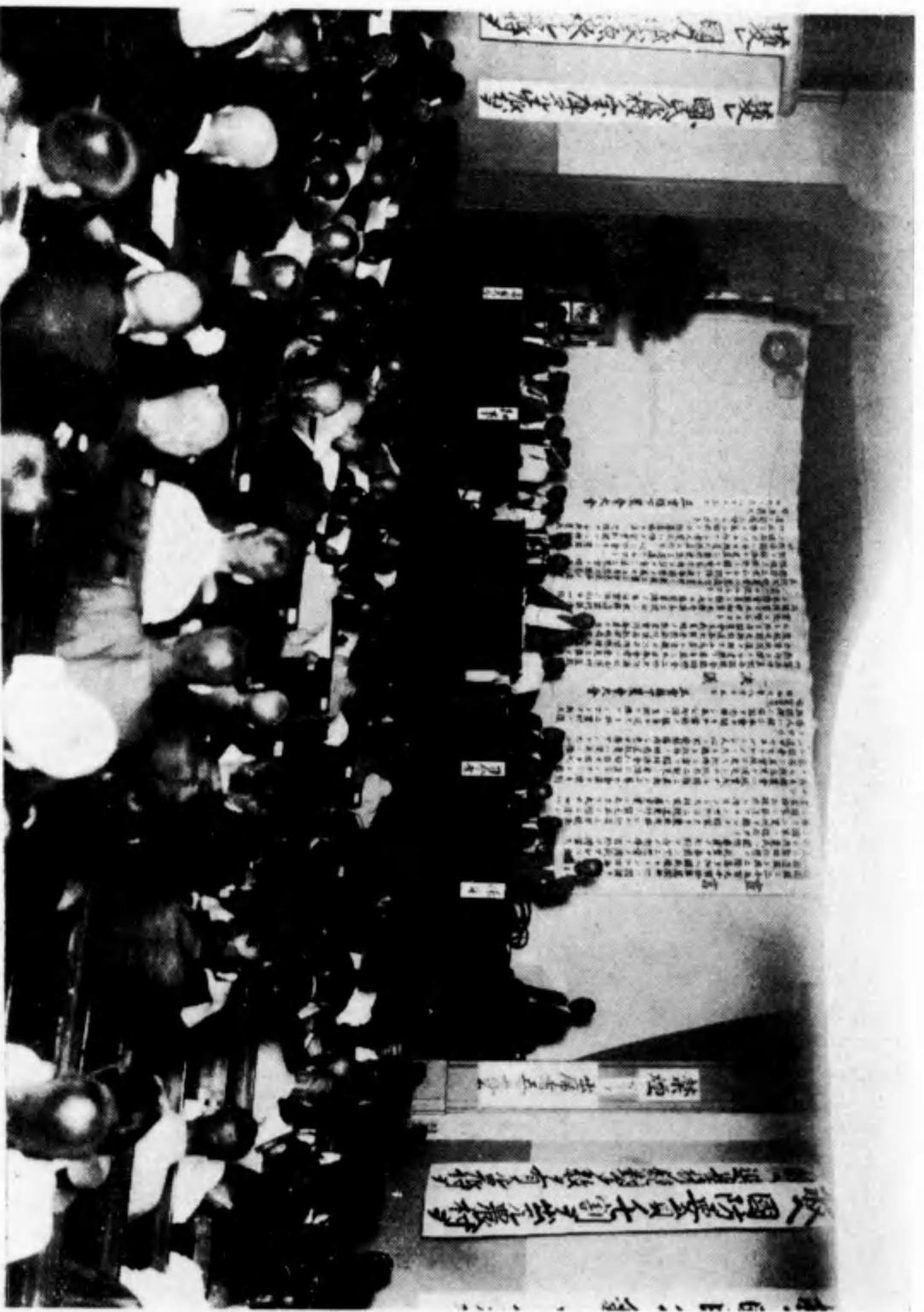
第一区(西目市) 町藤貞一
 第二区(桑本市) 水谷 宗
 第三区(南市) 菅田 豊太
 第四区(福井市) 守田 美雄
 第五区(白川市) 味野 八
 第六区(桑本市) 西 林 隆
 第七区(桑本市) 井 津 大
 第八区(桑本市) 西 田 豊
 第九区(桑本市) 川 崎 謙
 第十区(桑本市) 古 田 寅之助
 第十一区(桑本市) 井 古 善
 第十二区(桑本市) 西 川 謙
 第十三区(桑本市) 井 津 大
 第十四区(桑本市) 西 田 豊
 第十五区(桑本市) 井 津 大
 第十六区(桑本市) 西 田 豊
 第十七区(桑本市) 井 津 大
 第十八区(桑本市) 西 田 豊
 第十九区(桑本市) 井 津 大
 第二十区(桑本市) 西 田 豊



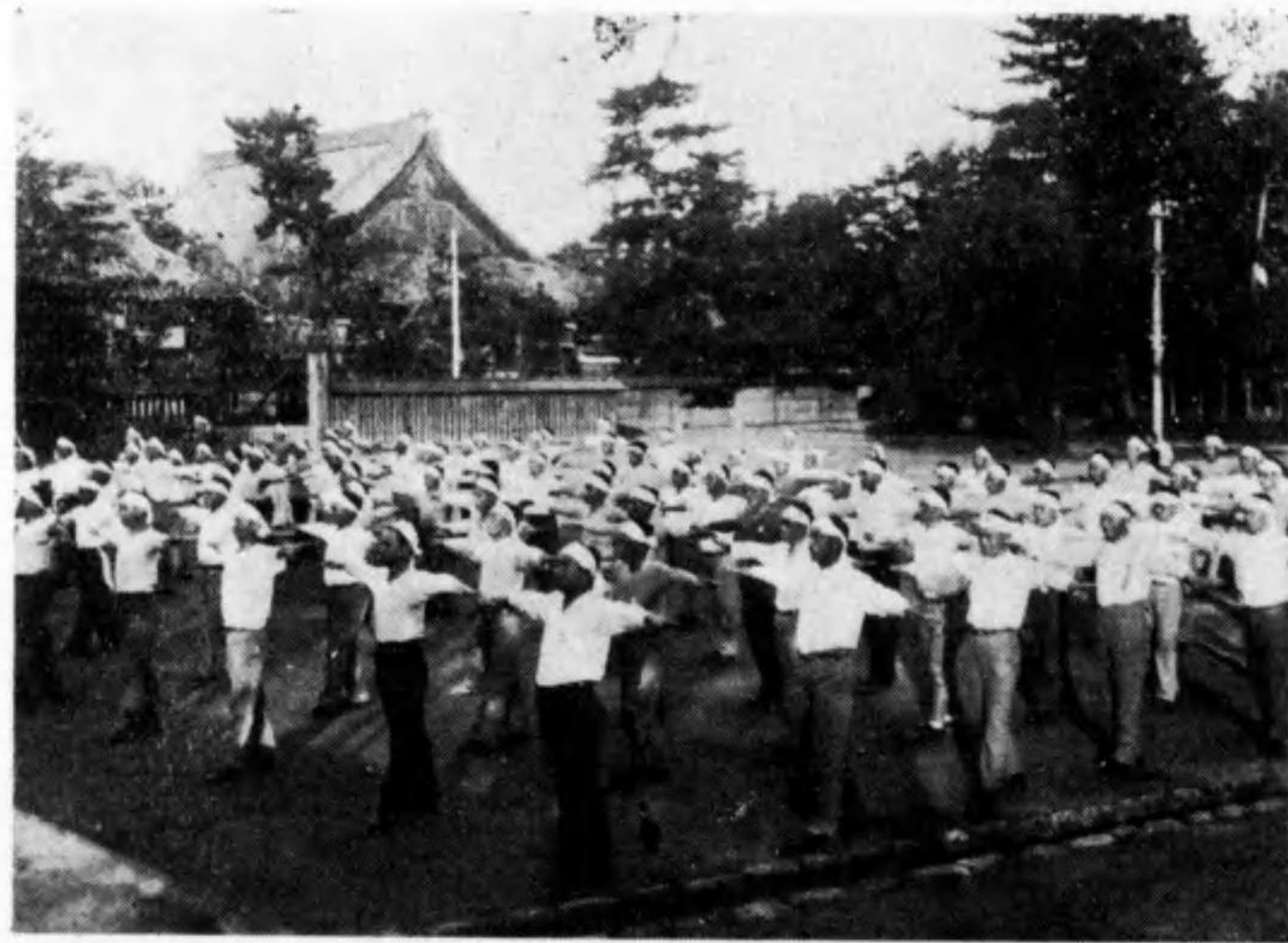
(日八十二月六年四十和昭) 員議席出會總時臨の舉選員役



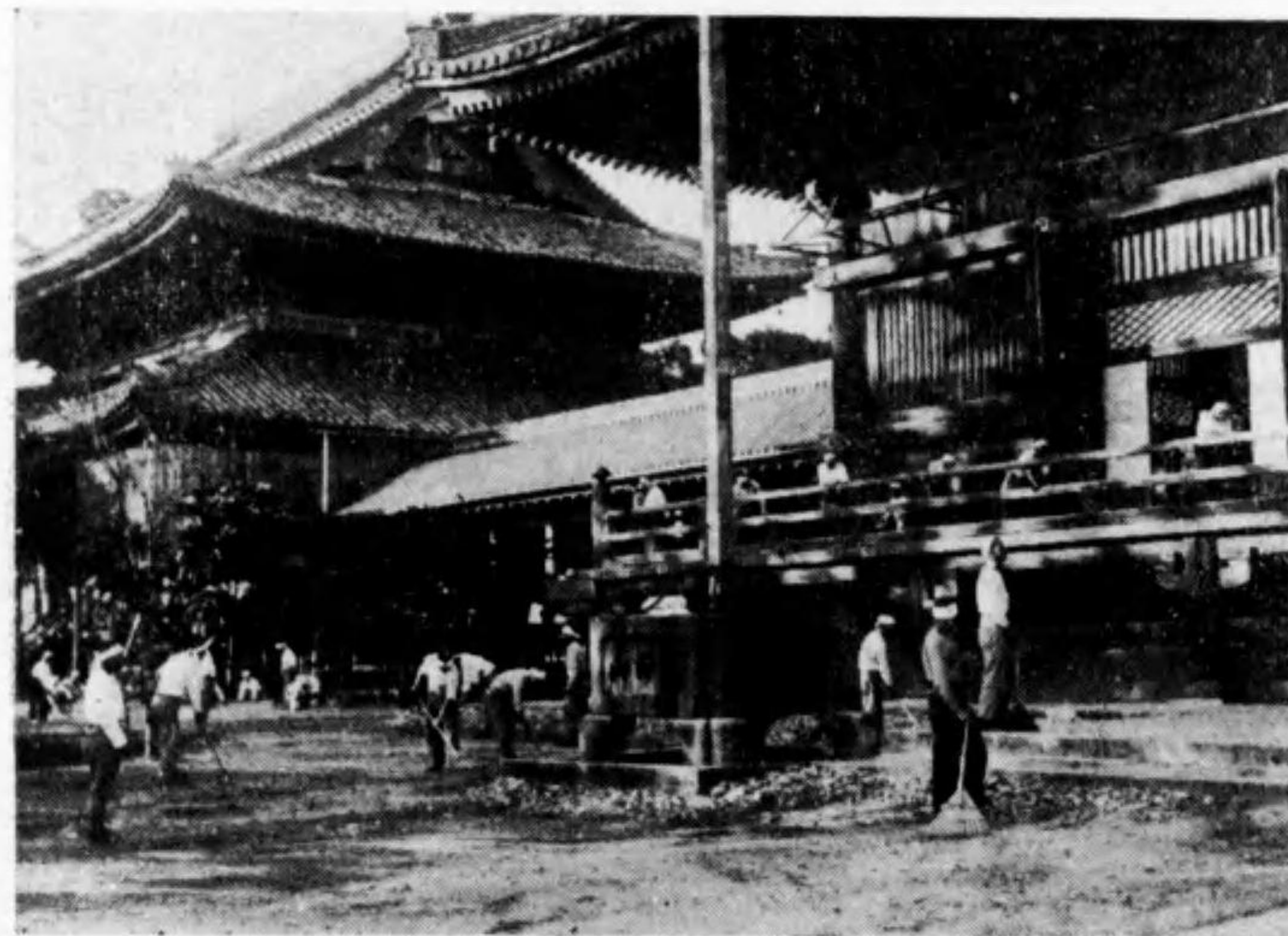
影撮念記式業卒回一第校學收家子女村農立會本
 (日二十月四年九正大子於ニ校學繼歲村古那依郡賀名)



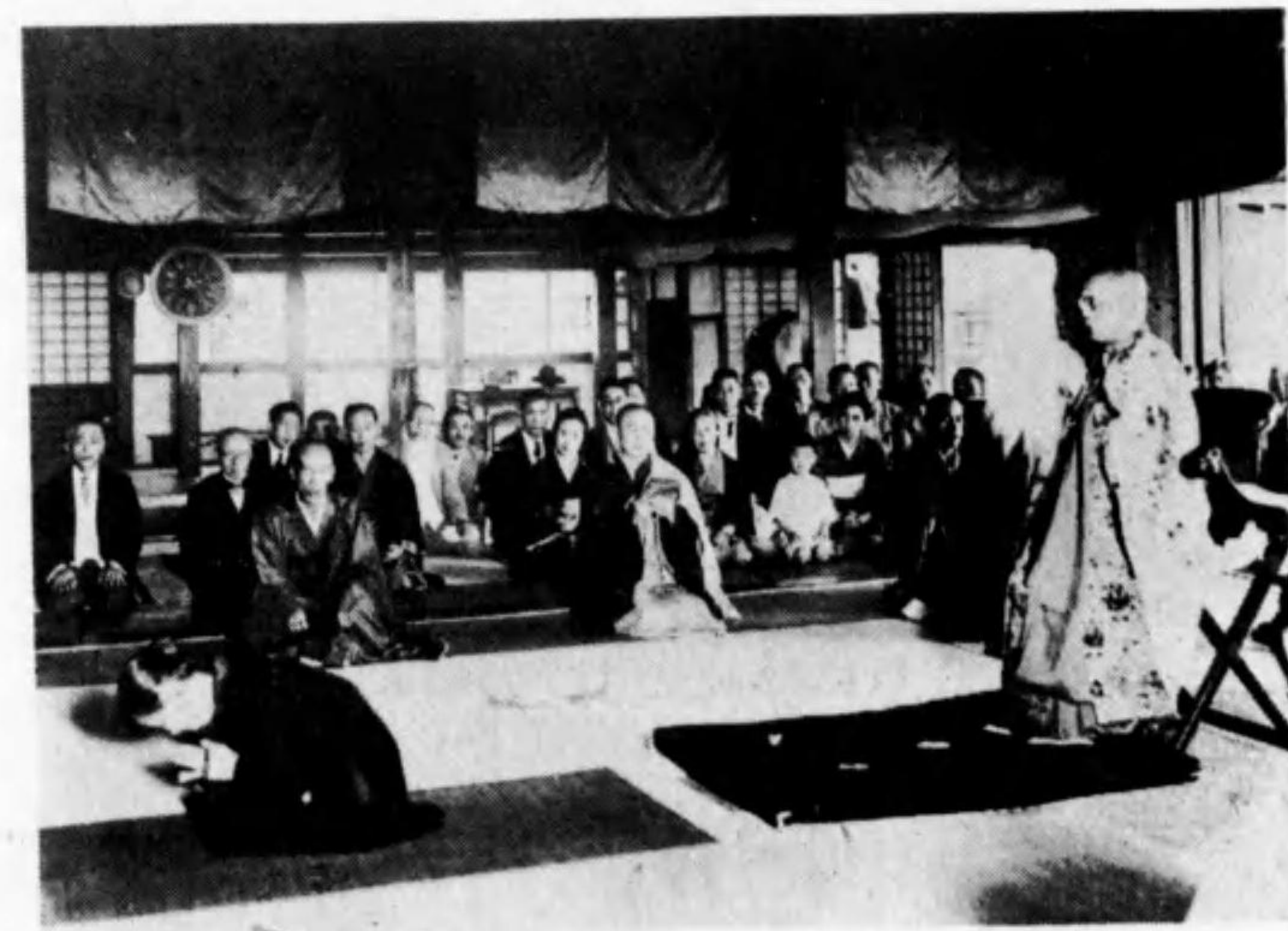
(日五十月八年七和昭子於ニ席會本右市津) 會大會農下縣重三



（日一十月四年十和昭） 影撮念記日念記會農



（テ於ニ寺修塚山本田高月十年十和昭） 會習講養修員術技
業作化美（下） 操體民國（上）



（テ於ニ寺王天四日八十二月六年十和昭） 會弔追員職役故物會本



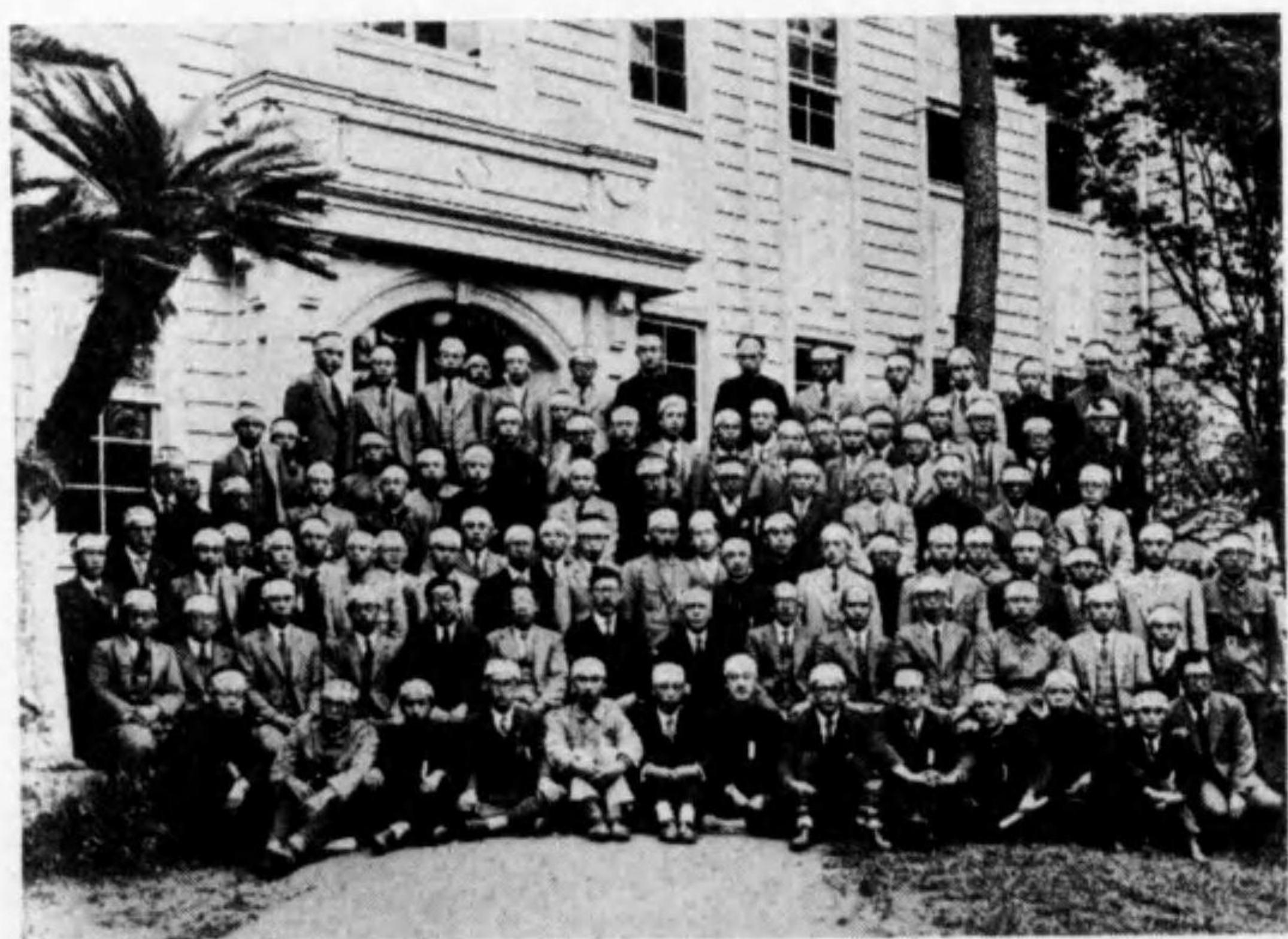
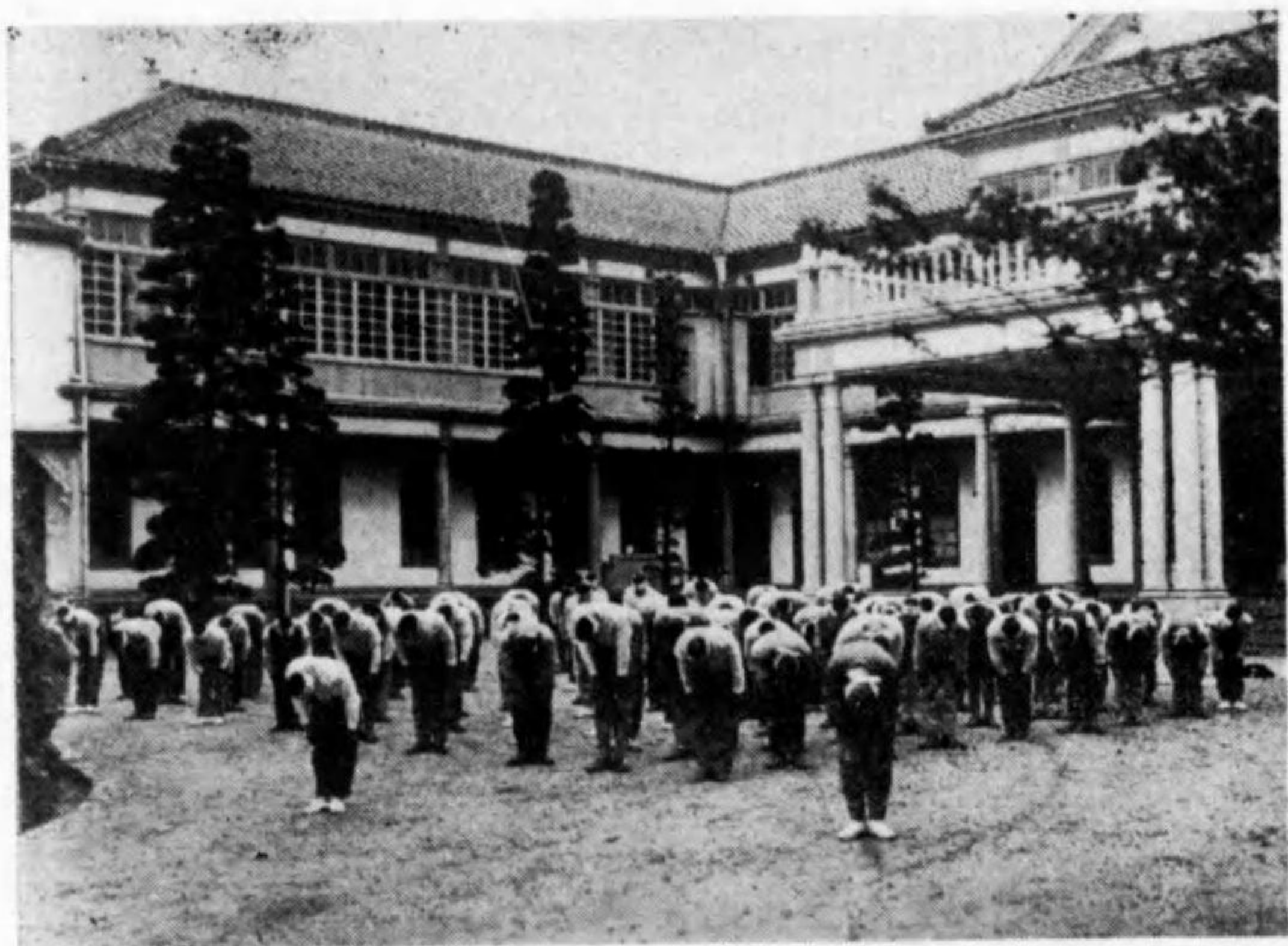
(昭和二十一年) 報大衆版の發送



(昭和三十三年) 軍用梅干の供給



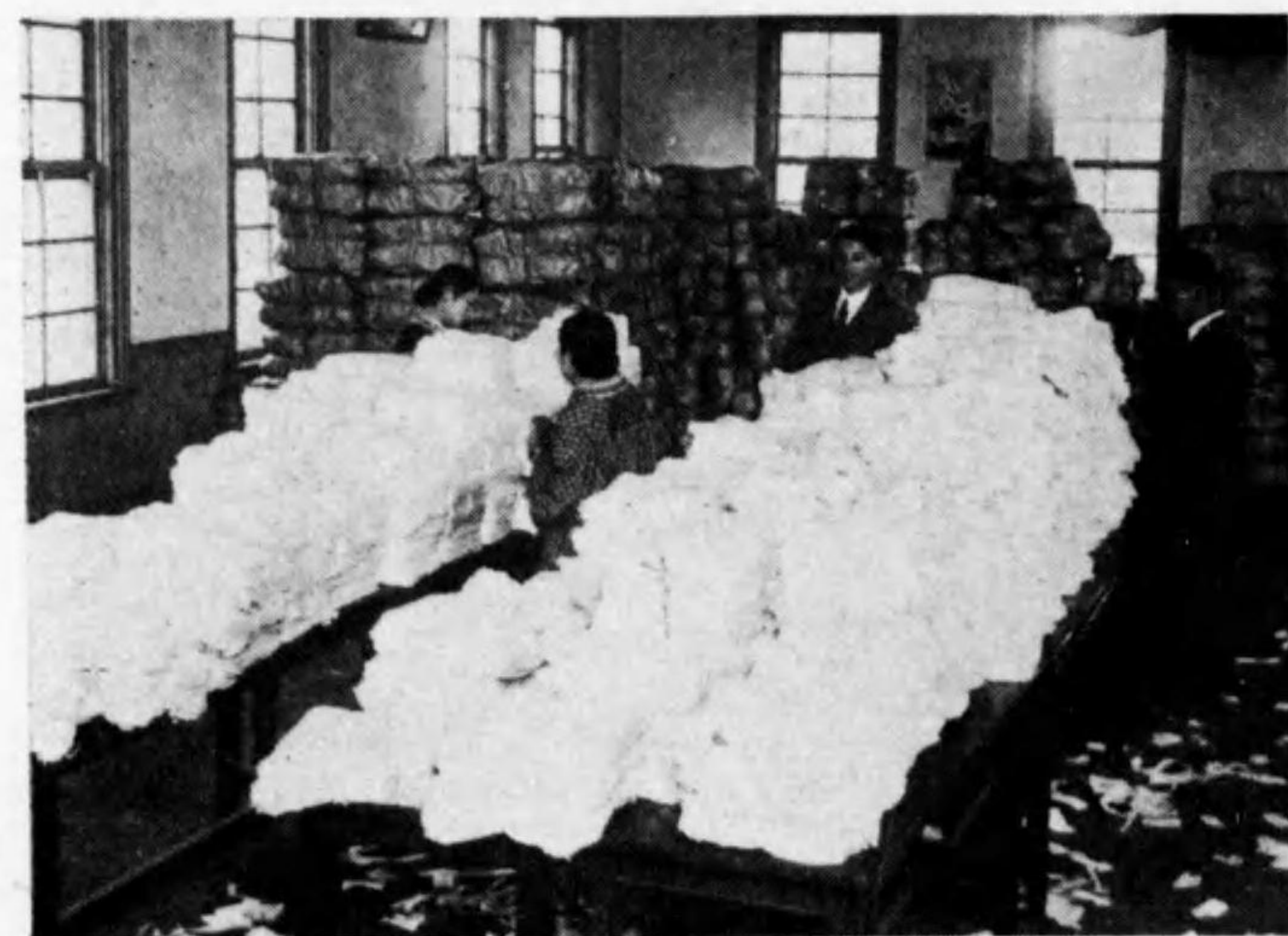
(昭和十一年十一月) 九州視察旅行記念寫眞
雲仙登山自由車動行列 (上) 旅團行部 (下)



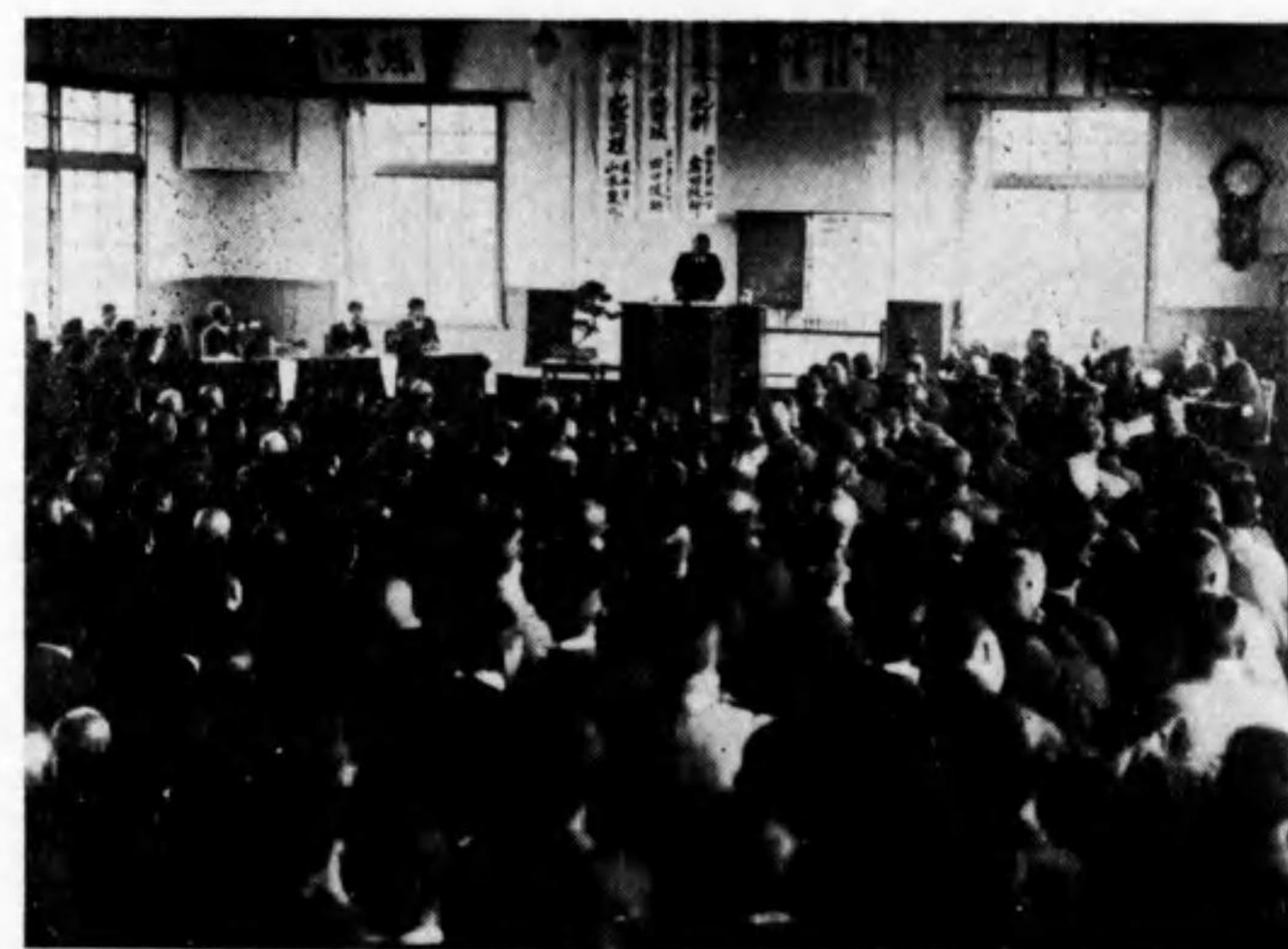
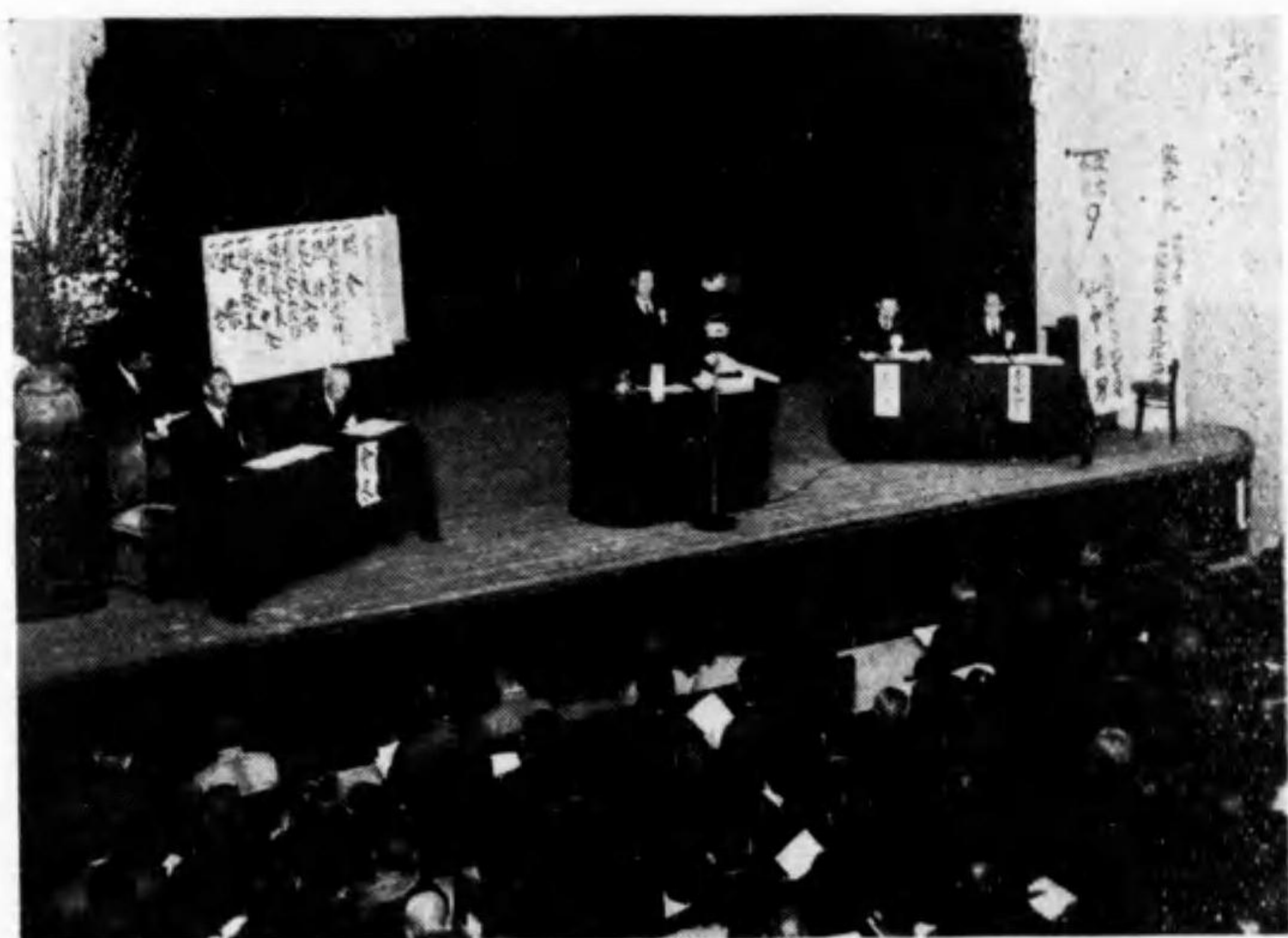
(月五年三十和昭) 塾會農回一第催主會本
影撮念記式與授書證得修 (下) 拜遙ヲ於=前廳正縣 (上)



(冬年三十和昭) 出供の皮毛兔用軍



(冬年三十和昭) 出供の綿真用軍



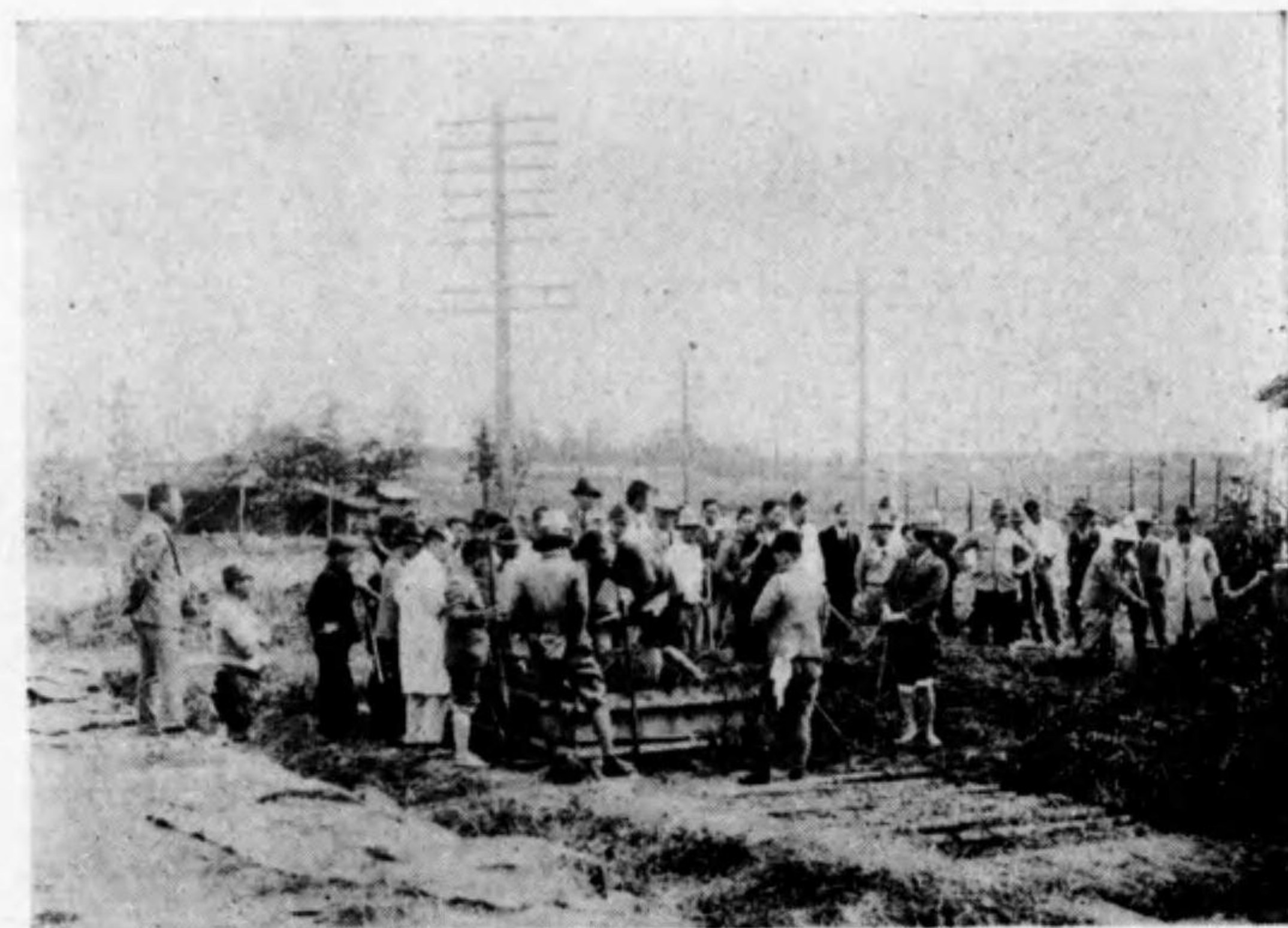
會演講策對料肥下變事催主會本
 (テ於ニ校學林農立縣日十二月二年三十和昭)



(月三年五十和昭) 會大表發營經家農拔選
 況景ノ揚會市田山治宇(下) 景光ノ表發ルケ於ニ揚會市津 (上)



會大刈草催主會本
 (テ於ニ村田城外下郡會度日十二月七年四十和昭)



郡市農會技術員增產技術傳習會
 (昭和十六年四月十四日重立縣農試場於)
 (上) 苗代播種 (下) 堆肥積込

三重縣
 自八月二十五日
 至八月三十一日
 地力維持
 草刈週間
 一家揃て草刈報國
 三重縣農會

(昭和十三年度)

作れば出來る田や畑を
 休閒地は材の恥
 遊ばせて置くのは村の恥
 小麦を殖せ、國の爲め
 三重縣農會
 三重縣農會

(昭和十四年度)

勵め手間肥
 特選歌詞
 道中伊勢音頭節付
 一ツの自慢
 地肥して種まき
 家はしなない
 三重縣農會

(昭和八年度に於ける自給肥料増産宣傳ポスター)

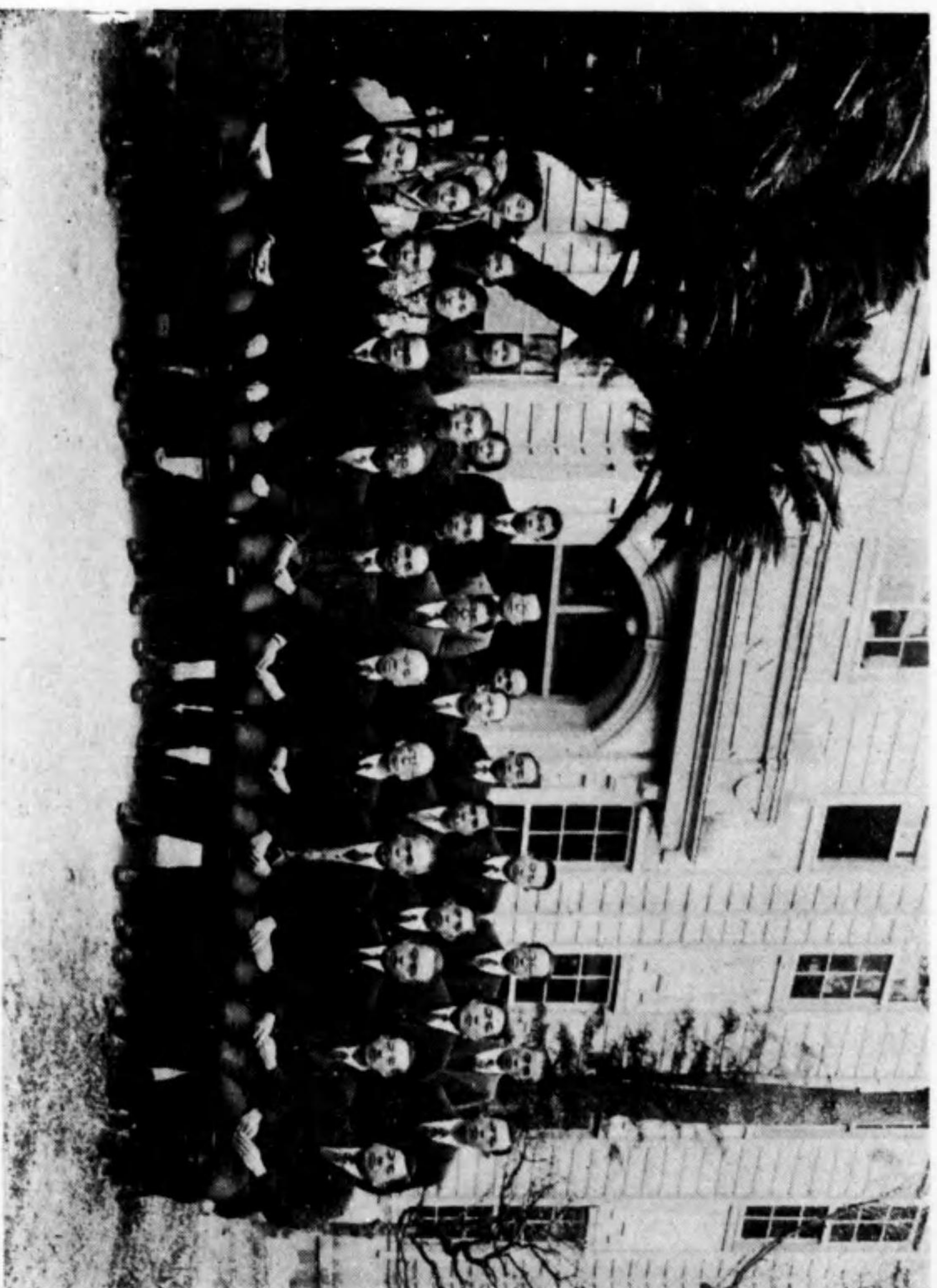
螟蟲驅除
 生産確保
 刈取れ
 銃後報國
 三重縣農會

(昭和十三年度)

増産ポスターの二三



（日二月九年五十和昭） 影撮念記年百六十二元紀者席出會岡農術技業農市郡雁主會本



（影撮念記加用卯日八十二月二十年六十和昭） 同一員職會農縣重三

寫眞說明

日清戰爭中の明治二十七年十二月一日より大日本農會主催の全國農事大會を東京市芝公園彌生館に開催せられ全國よりの出席者七百二十餘名、本縣農會代表者として多氣郡津田村田藤吉君が出席した。時に齡二十三歳であつた。

此の寫眞は其の議題の一たる系統農會組織に關し時の農商務次官にして大日本農會幹事長たりし前田正名氏が演壇にて説明しつゝ揮毫せられたるもので、全出席者中の最高齡者には品川子爵寄贈の大黒天像を贈り、最年少者たる村田君には之れを贈られた。

本會に於て會史編纂の議起るや村田君は其の記念として昭和十年六月一日之れを本會に寄贈された。爾後本會では系統農會の歴史を偲ぶ好箇の資料として事務所樓上會議室の床に掲げてゐる。

詔書

朕惟フニ神武天皇惟神ノ大道ニ遵ヒ一系無窮ノ寶祚ヲ繼キ萬世不易ノ丕基ヲ定メ以テ天業ヲ經綸シタマヘリ歷朝相承ケ上仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ホシ下忠厚ノ俗ヲ以テ上ニ奉シ君民一體以テ朕カ世ニ逮ヒ茲ニ紀元二千六百年ヲ迎フ
今ヤ非常ノ世局ニ際シ斯ノ紀元ノ佳節ニ當ル爾臣民宜シク思フ神武天皇ノ創業ニ聘セ皇圖ノ宏遠ニシテ皇謨ノ雄深ナルヲ念ヒ和衷戮力益々國體ノ精華ヲ發揮シ以テ時艱ノ克服ヲ致シ以テ國威ノ昂揚ニ勗メ祖宗ノ神靈ニ對ヘンコトヲ期スヘシ

御名 御璽

昭和十五年二月十一日

詔書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戦ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕カ衆庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ至顯ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕カ拳々措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕カ志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提攜スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尙未タ牆ニ相闚クヲ悛メス米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レ

テ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメムトシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲斷然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名 御璽

昭和十六年十二月八日

937
277



農 會 歌

帝國農會選歌
信時 濶作曲

- 一 神の御胸か大地の中に
人々の命の泉は盡きず
興し作らん御國の富を
- 二 瑞穂の國の歴史を崇め
大御寶のいそしむ業を
導きすゝむる我等の農會
- 三 人は高ぶりなべて驕れり
いざ鐘鳴せ世の目醒むべく
正しき道は我等が行手
- 四 陽の如明く地の如剛く
たゆまぬ心をいざ勵まして
皇國の護りに振ひて起てと
見よ農會の旌旗は高し

皇后宮御歌

迎 年 祈 世

この秋のみよりよかれといのるかな
ためしなき世のとしをむかへて

(昭和十五年新年御題)

農會綱領

- 一、農會ハ農業ノ改良發達ニ努メ國家ノ繁榮ヲ期ス
- 一、農會ハ農業ニ從事スル者ノ經濟的社會的地位ノ向上ヲ圖リ農民生活ノ安定ヲ期ス
- 一、農會ハ常ニ至公至正ノ態度ヲ保持シ開發進取時代ニ適應セル農業政策ノ樹立ヲ促シ其ノ徹底ヲ期ス

序

我國ハ古來農ヲ以テ國ノ大本ト爲シ歷朝大御心ヲ深ク農民ノ上ニ垂レサセ給フ

今上天皇 皇后兩陛下夙ニ稼穡ノ道ニ御軫念アラセラレ畏クモ御親耕御親蠶遊バサレ農民ノ勞苦ヲ察シ農事ヲ獎勵シ給フト漏レ承ル天恩洪大寔ニ恐懼感激ノ至リニ禁ヘズ

現下我國ハ振古未曾有ノ大戰中ニシテ御稜威ノ下皇軍將士ノ忠烈ニ依リ赫々タル戰果ヲ收メ皇威ヲ世界ニ光被セシメツ、アルハ感謝感激ニ堪ヘザル處ナルモ聖戰ノ前途頗ル遼遠ニシテ銃後農村ノ任務ハ倍々重大ヲ加ヘツ、アリ特ニ食糧ノ増産確保ハ必勝ノ基本條件ニシテ微動ダモアラシムベキニアラズ、苟モ農業ノ職域ニ在ル者瞬時モ戒心敢闕セザルベケンヤ

抑々本縣ハ神宮鎮座ノ聖地ニシテ日本精神並ニ農事發祥ノ靈域タリ、吾ガ三重縣農會ハ創立以來約五十年、時ニ會運ノ消長ハ免レズト雖モ終始一貫シテ時勢ニ順應セル農業ノ指導獎勵ニ任ジ農家ノ福祉増進ニ、農村ノ開發振興ニ寄與シ來リ殊ニ支那事變勃發以來農會總動員ヲ標榜シテ農會ノ有ユル施設事業ヲ戰時態勢化シ銃後農村任務ノ完遂ニ邁進シツ、アルハ廣ク世上ニ認メラル、所ナリ

本會ハ其ノ重任ニ鑑ミ嚮ニ會史ノ編纂ヲ企テ豫算ヲ計上シテ之レニ着手セシモ資料ノ蒐集困難ナル

ノミナラズ時局ノ影響ヲ受ケテ容易ニ進捗セズ、偶々昭和十五年ハ紀元二千六百年ニ相當セルヲ以テ此ノ光輝アル佳歳ヲ記念スル爲メ更ニ編輯ノ事務ヲ促進シ漸ク茲ニ其ノ完成ヲ見ルニ至レリ

今本書ニ依リテ古往ヲ回顧スレバ本縣系統農會發展ノ過程歴然トシテ實ニ感慨無量ナルモノアリ、縣下農會員及職ヲ農會ニ奉ズル者宜シク本書ヲ温故知新ノ資料トシテ其ノ責務ノ重大ナルコトヲ覺リ彌々職域奉公ノ決意ヲ鞏クシ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼シ奉ランコトヲ期セザルベカラズ一言所信ヲ陳ベテ序トナス

昭和十七年九月下浣

三重縣農會長 關 田 義 臣

緒 言

我が系統農會が生れて茲に約五十年、其の搖籃時代と今日の大東亞戰爭下の缺後任務を擔當する農會とを比較して見ると實に霄壤の差があるが其の發展の道程は決して坦々たるものではなかつた。即ち先輩の各位が血の滲む様な苦心努力の結果今日の如く官民の信頼の厚い農會となつた譯で、吾々は常に是等先輩に對して敬意を表すると同時に現在在職する者の責任の重且つ大なることを自覺して、苟も國家の要請に背かず農會の名聲を彌が上にも發揚せんことを期してゐるのである。

本會では夙くより系統農會を中心とする本縣農業の發達史ともいふべき「三重縣農會史」編纂の意圖があつたが、之れを豫算に計上して議決されたのは昭和九年十二月の通常總會であつた。

凡そ修史の困難な事業であることは誰しも認める處であるが實際に當つて見ると重要な資料で散逸したのも尠くはなく又創立以來の實情に精通した人は大抵物故されてゐて、一寸聞けば判ることも聞き得ないといふ様な事情で豫想以上の難事業であることを痛切に感じた。併し當時の幹事、現副會長たる大橋克氏は非常に熱心で、どうしても此の難事業を成し遂げねば止まぬとの決意を示され、又多年郡農會に勤続された村田藤吉(多氣)、青木善次郎(二志)兩氏が協力せられることになり、昭和十年五月十七日本會事務所に於て初めて編纂事務打合會を開き、村田、青木兩氏、大橋幹事、藤井技師、喜田川書記並に小職が出席して編纂の方針を定め、先づ以て本會創立以來の役職員名簿の

整理及び物故せる役職員の検討から着手することを申合せた。

爾後隨時會合して種々の打合を行つたが、幾くもなく村田氏の出席が不能となつたので、昭和十一年五月よりは山路虎吉君を本會囑託として編纂の主任とし別に古事に精通せる青木氏を煩はして資料の蒐集整理を進めることになつたが、青木氏も亦病氣の爲めに翌十二年四月其の任を辭するの止むなきに至つた。

そこで本史編纂の事業にも一頓挫を來したが昭和十五年は皇紀二千六百年に相當するので、本史の發行を以て本會の一記念事業に充てることとなり、昭和十三年五月よりは本會地方技手であつた長島長之助君を本會囑託として助勢せしめたが、同年十一月都合に依り再び地方技手として轉出せしめることとなつた。續いて本會各係の分擔による原稿の整理も試みられたが、事變下に於ける本會事務は俄に繁劇累加したので、之れが完了を見ることも出来なかつた。其の間山路主任は昭和十四年八月に農業保険の技師専任となつたので本務の傍ら此の編纂事務を見るの止むなき事になつたので、昭和十五年十一月更に元本縣農林技手藤井八郎君を本會囑託として編輯事務に當らせることになり、略々原稿の整理を終つて之れを印刷所に廻付したのは昭和十六年九月のことであるが、原稿がまだ完成してゐないのみならず、同君も亦之れと前後して他に轉職することになつて又本事業に頓挫を來す事になつたが幸に山路技師が昭和十一年から引續き今日迄中心となつて主任として或は本務の傍ら原稿の補修並に校正に當つて貰つたので漸く本書の完成を告ぐるに至つたものである。

敘上の事情で本書發行の遅れたことは誠に申譯ないが今日發行するとなれば可成は昭和十五年以後と雖も重要記事だけは包含せしめ又役員、議員の寫眞なども成るべく新しく選任された人を掲げる様にした方がよいと考へたことも御諒承願ひたい。

尙お断りして置かなければならぬことは執筆者が一定せず且つ長年月に亙つて居る爲めに行文字句の統一を缺くものあるは勿論、前後齟齬したり或は重複するものもあることと思ふ。而も記事が枝葉末節に趨つて主要な事項を逸した箇處もあらうと思はれるが事情止むを得ぬものとして御宥恕を願ひたい。

兎に角大東亞戰爭下に於て、又團體統合の聲を前にして本書の完成を見たのは頗る欣快事であつて、吾々縣下農會員並に農會在職者は時局に即應すべく日々に新なると共に過去數十年に亙る系統農會傳統の精神を尊び、聖戰目的の遂の爲めに挺身して本書出版の意義を空うせぬことを冀望して歇まぬのである。

最後に本書編纂に關して多大の助力を與へられたる本縣系統農會役員各位の厚意に對して深く感謝の意を表し、併せて出版に付き時局下に於ける各種の困難を排して犠牲的に努力せられたる六田印刷所の勞を多とし謝意を表す。一言本書編成の由來を敘して緒言に代へる次第である。

昭和十七年九月下旬

三重縣農會幹事 廣瀬幸太郎

奉 祝

み民吾ら生ける暇ありかしこくも紀元二千六百年のよき秋にあふ
西ひがし雲きやけれど大み民うらら日あふぐよき日今日の日

佐々木信綱

(文學博士 本縣出身)

三重縣農會史目次

本 編

第一章 沿革……………一

第一節 本縣農業の發達……………一

- 一、帝國農業行政の變遷……………一
- 二、本縣の農業行政……………二
- 三、本縣勸業費豫算累年表……………二五
- 四、農會設立前の本縣農事機關……………三
- (一) 勸業諮問會……………三
- (二) 農事諸團體……………三
- (三) 農事諸會合……………三
- 第二節 三重縣農會の創立……………三六
- 一、系統農會の沿革……………三六
- 二、本會の創立……………三六
- 三、創立當時の豫算内容……………三〇

第二章 本會の機關……………五一

- 第一節 役員、議員……………五一
- 一、會長及副會長……………五一
- 二、顧問……………五三
- 三、評議員……………五三
- 四、特別議員……………五九

四、明治三十年縣令第三十二號を以て……………四四

五、本會最初の規約……………四六

六、本會組織の變遷……………四七

七、郡市農會の設立……………四九

八、本會の事務所……………四〇

(一) 事務所の變遷……………四〇

(二) 事務所の新築……………四一

(三) 事務所建築費寄附者……………四四

(四) 事務所建築費收支決算……………四六

五、代表者及議員……………七

第二節 職員……………七

一、幹事……………七

二、技師……………七

三、技手……………七

四、郡市農會駐在技師……………七

五、派遣及駐在技師……………七

六、書記……………七

七、囑託……………七

八、學藝及農藝委員……………七

九、地方技手、地方事務員……………七

第三章 會議……………八

第一節 總會……………八

第二節 評議員會……………八

第三節 郡市農會役職員協議會……………八

第四章 會則其他諸規程……………一五

第一節 三重縣農會々則……………一五

第二節 本會々則の變更……………一六

第三節 現在の諸規程……………一六

一、郡市町村農會技術員設置補助規程……………一六

二、三重縣農會郡市町村農會駐在技術員設置規程……………一六

三、三重縣農會議事細則……………一六

四、處務細則……………一六

五、三重縣農會基本財産造成管理處分規程……………一六

六、三重縣農會給與規程……………一六

七、三重縣農會應急指導員設置補助金交付要綱……………一六

八、三重縣農會地方事務員設置要綱……………一六

九、三重縣農會特設技術員設置要綱……………一六

第五章 事業……………一八

第一節 生産的施設……………一八

一、耕地整理……………一八

(一) 耕地整理技術員派遣規程……………一八

(二) 耕地整理事業の經過……………一八

(三) 耕地整理事業の縣費支辨及び委託……………一八

(四) 耕地整理及土地改良事業監督規程……………一八

(五) 耕地整理基本調査規程……………一八

(六) 耕地整理設計調査規程……………一八

(七) 耕地整理認可地區數及面積累計比較……………一八

二、稻作の改良……………一八

(一) 稻作三大要項の獎勵……………一八

(二) 稻作三大要項實行成績表……………一八

(三) 稻種優良品種購入幹旋……………一八

(四) 採種田の設置……………一八

(五) 模範共同苗代の設置……………一八

(六) 共同苗代品評會……………一八

(七) 稻立毛品評會……………一八

(八) 稻作増收品評會……………一八

(九) 稻作多收穫經營技術會……………一八

(一〇) 富民協會米穀多收穫技術會……………一八

三、産米の改良……………一八

(一) 産米改良調査……………一八

(二) 産米改良調査委員會……………一八

(三) 産米改良に関する建議……………一八

四、麥作の改良……………一八

(一) 優良品種麥種子購入幹旋……………一八

(二) 麥作模範田設置……………一八

(三) 改良麥作の獎勵……………一八

(四) 麥作改良研究會……………一八

(五) 麥模範作田の設置……………一八

(六) 麥作増收共進會……………一八

五、小麥の増殖……………一八

(一) 小麥増殖計畫……………一八

(二) 小麥増殖に関する普及宣傳……………一八

(三) 小麥増收技術會……………一八

(四) 小麥増殖成績共進會……………一八

六、菜種の増産……………一八

(一) 本縣菜種栽培の變遷……………一八

(二) 菜種作増收技術會……………一八

七、副業獎勵……………一八

(一) 農家副業品々評會……………一八

(二) 第一回農家副業品展覽會……………一八

(三) 副業品展覽會……………一八

(四) 製糖技術會……………一八

(五) 四縣聯合副業共進會……………一八

八、園藝獎勵……………一八

(一) 本縣園藝の變遷……………一八

(二) 模範果樹園の設置……………一八

四

(三) 蔬菜果實品評會……………三九三

(四) 第一回三重縣園藝會……………三〇〇

(五) 全國柑橘大會出席者……………三〇三

(六) 全國園藝大會出席者……………三〇四

(七) 園藝生産物の都市進出……………三〇四

(八) 三重縣園藝協會……………三〇六

九、畜産獎勵……………三〇八

(一) 本縣畜産の發達……………三〇八

(二) 種牡牛購入助成……………三〇九

(三) 畜産共進會……………三一〇

(四) 其他の畜産獎勵施設……………三一〇

(五) 牛馬耕獲習會……………三一三

(六) 養蜂獎勵……………三一六

(七) 養蜂獎勵……………三一三

一〇、蠶業獎勵……………三二三

(一) 本縣蠶業の發達……………三二三

(二) 本會の蠶業獎勵施設……………三二三

一一、農具の改良……………三五二

(一) 農具品評會……………三五二

(二) 改良農具展覽會……………三五四

(三) 畜力利用農具展覽會……………三五四

四

(四) 全國農具展覽會……………三五五

(五) 改良農具の購入と巡回取扱指導……………三五六

(六) 改良農具購入助成……………三五六

一二、病蟲害防除獎勵……………三五六

(一) 病蟲害防除に關する通牒……………三五六

(二) 郡市別獎勵金交付額……………三五六

(三) 明治三十八年度害蟲驅除豫防成績……………三五六

(四) 農業藥劑の共同購入……………三五六

一三、自給肥料の獎勵……………三五六

(一) 堆肥の改善と増産獎勵……………三五六

(二) 模範堆積肥料會設置……………三五六

(三) 堆肥獎勵に關する本會經費……………三五六

(四) 模範堆肥會設置數……………三五六

(五) 明治四十年縣下堆積肥料會數……………三五六

(六) 堆積肥料製造實地指導……………三五六

(七) 堆積肥料品評會……………三五六

(八) 綠肥栽培獎勵……………三五六

(九) 自給肥料増産宣傳伊勢音頭歌詞募集……………三五六

(一〇) 東海農區自給肥料増産宣傳協議會……………三五六

(一一) 堆肥増産獎勵會……………三五六

(一二) 堆肥製造配付……………三五六

(一三) 時局對策自給肥料改良増産研究懇談會……………三五六

一四、茶業……………三九二

(一) 伊勢茶の濫觴……………三九二

(二) 茶業の改良と現況……………三九二

第二節 經濟的施設……………三九三

一、産業組合の獎勵……………三九三

(一) 設立の指導獎勵……………三九三

(二) 米穀貯蔵資金融通……………三九三

(三) 産業組合講習會……………三九三

(四) 農業者庫の獎勵……………三九三

二、農業經營改善施設……………四〇九

(一) 農家經濟調査……………四〇九

(二) 農林省指定農家經濟調査……………四一一

(三) 農業經營調査……………四一五

(四) 農業經營指導……………四一六

(五) 新興農家經營計畫共進會……………四一七

(六) 農家經營研究會……………四一八

(七) 農家簿記指導講習會……………四一九

(八) 銃後農村家政改善研究會……………四二二

(九) 農村宅地利用改善施設……………四二六

(一〇) 重要農産物生産費調査……………四二八

(一一) 農家經營優良事例表彰……………四二八

(三) 各種調査適當者事務打合せ會並に體験談發表會……………四六八

(三) 基準農家の設置……………四六九

三、農村經濟更生指導……………四七三

(一) 農村經濟調査……………四七三

(二) 新興農村經濟計畫指導……………四七五

(三) 農村經濟更生計畫協議會……………四七六

(四) 經濟更生指導講演會……………四七九

(五) 郡市別經濟更生講演會……………四七九

(六) 經濟更生指導者講習會……………四七八

(七) 合理的施肥法の實地指導……………四七八

(八) 水稻施肥改善指導講習會……………四九一

(九) 町村農會強化懇談會……………四九二

(一〇) 農會總動員……………四九〇

(一一) 農會結と青壯年農會……………四九〇

四、販賣購買斡旋事業……………五〇八

(一) 種子苗木購入斡旋……………五〇八

(二) 醸造米共同販賣と其の成績……………五〇九

(三) 麥酒麥の契約栽培と共同販賣……………五一三

(四) 穀類驅除劑共同購入……………五一三

(五) 大正十五年度仲介事業……………五一三

(六) 昭和二年度仲介事業……………五一三

(七) 昭和三年度仲介事業……………五一七

- (八) 昭和四年度仲介事業…………… 六二九
- (九) 昭和五年度仲介事業…………… 六三〇
- (一〇) 昭和六年度仲介事業…………… 六三三
- (一一) 昭和七年度仲介事業…………… 六三四
- (一二) 昭和八年度仲介事業…………… 六三六
- (一三) 昭和九年度仲介事業…………… 六三九
- (一四) 昭和十年度仲介事業…………… 六四〇
- (一五) 昭和十一年度仲介事業…………… 六四八
- (一六) 昭和十二年度仲介事業…………… 六五八
- (一七) 昭和十三年度仲介事業…………… 六六二
- (一八) 昭和十四年度仲介事業…………… 六七一
- (一九) 肥料の配給改善…………… 六八三
- (二〇) 仲介斡旋規程並に取扱手續…………… 六八六
- (二一) 農産物移出入調査…………… 五九〇
- (二二) 青果物配給統制…………… 五九七
- 五、自作農の創定…………… 六〇二
- (一) 自作農創定獎勵…………… 六〇三
- (二) 三重縣農會土地購入資金貸付規程…………… 六〇三
- (三) 自作農創定土地購入資金貸付成績…………… 六〇七
- 六、農家負債整理…………… 六一〇
- (一) 負債の概要…………… 六一〇
- (二) 各機關に於ける貸付状況…………… 六一二

- 七、農業保險事業の創設及び普及…………… 六二七
- 第三節 社會的教育的施設…………… 六三〇
- 一、短期農事講習會…………… 六三〇
- 二、農事講習會…………… 六三一
- 三、婦人農事講習會…………… 六四二
- 四、婦人農事懇談會…………… 六四八
- 五、農村女子家政學校…………… 六四九
- (一) 設立の趣旨…………… 六四九
- (二) 第一回女子家政補習學校…………… 六五〇
- (三) 農村女子家政學校開設年表…………… 六五八
- 六、農村公民學校…………… 六五九
- (一) 農村公民學校設立計畫…………… 六五九
- (二) 農村公民學校寄宿舍規程…………… 六六二
- (三) 第一回農村公民學校講師授業分擔…………… 六六三
- (四) 第一回大正十四年度生徒家庭實習問題…………… 六六四
- (五) 年次別開設表…………… 六六五
- 七、大農談會…………… 六六五
- 八、報德講演會…………… 六六六
- 九、農村教育研究會…………… 六六六

- (一) 開催の場所及び期日…………… 六六六
- (二) 開催方法…………… 六六七
- (三) 成績の取纏め及び發表…………… 六六七
- 一〇、農會役員講習會…………… 六六七
- 一一、農産物品評會…………… 六七三
- (一) 重要農産物品評會…………… 六七三
- (二) 第九回關西府縣聯合共進會出品農産物豫選會…………… 六七六
- (三) 日英博覽會出品物…………… 六七七
- 一二、農事視察…………… 六七八
- (一) 農事視察員派遣…………… 六七八
- (二) 代表者派遣…………… 六八三
- (三) 團體視察旅行…………… 六八五
- 一三、社會的事業…………… 六八六
- (一) 農村振興宣傳…………… 六八六
- (二) 本會物故役員追悼會…………… 六八七
- (三) 農會記念日と行事…………… 六八九
- (四) 新嘗祭の獻穀と新穀感謝祭…………… 七〇一
- 一四、表 彰…………… 七〇五
- (一) 本會の表彰…………… 七〇五
- (二) 三重縣農會彰功規程…………… 七〇六
- (三) 彰功内規…………… 七〇七

- (四) 三重縣農會優良農家表彰規程…………… 七〇七
- (五) 彰功狀彰功品受領者名…………… 七〇九
- (六) 優良小作農家表彰…………… 七二八
- (七) 麥作改良功勞者表彰…………… 七四一
- (八) 優良技術員表彰…………… 七四二
- 一五、會報發行…………… 七四六
- (一) 三重縣農會報の變遷…………… 七四六
- (二) 會報發行狀況…………… 七四七
- 第四節 郡市町村農會事業獎勵施設…………… 七五〇
- 一、郡市町村農會獎勵施設…………… 七五〇
- (一) 明治四十一年度郡市農會獎勵金…………… 七五〇
- (二) 明治四十一年度以降郡市農會獎勵金交付總額…………… 七五一
- (三) 農事巡回教師の設置…………… 七五二
- (四) 郡市農會事業獎勵金交付規程…………… 七五三
- (五) 大正十四年度以降郡市農會事業獎勵金交付總額…………… 七五三
- 二、市町村農會表彰…………… 七五五
- (一) 市町村農會獎勵規程…………… 七五五
- (二) 表彰市町村農會…………… 七五五
- 三、町村農會經營審査會…………… 七五七
- (一) 町村農會經營審査會規程…………… 七五七

- (一) 町村農會經營審查會授賞農會.....七六一
- (二) 審査報告.....七六三
- 四、町村農會の指導.....七六三
 - (一) 大正十三年度農會指導.....七六三
 - (二) 大正十四年度農會指導.....七六三
 - (三) 昭和元年度以降農會指導.....七六四
- 五、災害地方農會活動助成事業.....七六四
 - (一) 昭和九年の災害及養蠶不況地方農會活動助成.....七六四
 - (二) 昭和十四年の早害地方農會活動助成.....七六〇

第五節 政治的施設

- 一、日露戰役時局對策.....七七一
 - (一) 郡市農會長へ人心鼓舞依頼.....七七一
 - (二) 害蟲驅除注意書配付.....七七二
 - (三) 戰時農事講話會.....七七九
 - (四) 養蠶獎勵.....七七九
 - (五) 戰時農業振興策懸賞論文募集.....七八〇
- 二、農政的施設.....七八九
 - (一) 建議、請願、陳情及諮問の答申.....七八九
 - (二) 主なる建議、陳情文.....七八九
 - (三) 農政研究會.....七八九

三、選舉對策

- (一) 理想選舉實現方法.....八八五
- (二) 理想選舉實現方法懸賞募集.....八八五
- (三) 衆議院議員選舉.....八八七
- (四) 衆議院に於ける農業代表團.....八八七
- (五) 本縣選出貴衆兩院議員.....八九〇
- (六) 昭和十一年總選舉對策.....八九〇
- (七) 昭和十二年總選舉對策.....八九〇
- 四、風水害に對する免租の狀況.....八九九
- 五、縣下町村農會大會.....九一二
 - (一) 第一回縣下町村農會會長會.....九一二

- (二) 第二回縣下町村農會會長會.....九二五
- (三) 第三回縣下町村農會會長會.....九二七
- (四) 第四回縣下町村農會會長會.....九二八
- (五) 第五回縣下町村農會會長會總代大會.....九三〇
- (六) 第六回縣下町村農會會長大會.....九三三
- (七) 第七回縣下農會大會.....九三三
- (八) 三重縣農道會の設立(第八回縣下農會大會).....九三六
- (九) 米穀、産物兩法案に對する縣下農民大會.....九三九
- (一〇) 農林國策實現促進第九回縣下農會會長大會.....九四六
- (一一) 縣下町村農會大會.....九四九
- (一二) 時局對策縣下農會大會.....九四〇

第六節 其他の施設

- 一、賀 表.....九四二
- 二、農會の褒賞條例認定.....九四三
- 三、關西府縣農會役員協議會.....九四四
- 四、關西二府十七縣農會役員協議會.....九四七
- 五、全國農會技術員大會.....九五三
- 六、農事統計調査.....九五八

第六章 財政編

- 〇三重縣農會經費.....九六六

- 一、三重縣農會經費收入決算累年一覽表.....九六六
- 二、三重縣農會經費支出決算累年一覽表.....九六九
- 三、昭和十四年度三重縣農會經費收支決算.....九七一
- 四、昭和十五年度三重縣農會經費收支決算.....九八一
- 〇三重縣農會基本財産.....九九〇
- 〇三重縣農會昭和十四年度末現在財産目錄.....九九三
- 〇特別會計三重縣農會自作農創定土地購入資金收入決算.....九九四
- 〇特別會計三重縣農會自作農創定土地購入資金支出決算.....九九五

外 編

- 一、本縣農林施設の概要.....九九七
 - 第一 農 業.....九九七
 - 第二 林 業.....一〇〇四
 - 第三 水産業.....一〇〇八
- 二、本縣農林諸團體.....一〇〇九
- 三、神宮御園.....一〇一七
- 四、神宮御園料田.....一〇一八

五、本縣農界功勞者及篤農家…………… 一〇九

(一) 勅定の褒章を賜りたるもの…………… 一〇九

(二) 特別賞與を賜りたるもの…………… 一〇三

(三) 銅像、表彰碑を建つるもの…………… 一〇四

(四) 其他著名なるもの…………… 一〇七

(五) 明治三大老農…………… 一〇〇

(六) 天春文衛翁…………… 一〇六

六、農會法の改廢と現行農會法…………… 一〇四

○歴代郡市農會正副會長…………… 一〇三

○町村農會長(設立當時及現在)…………… 一〇〇

附 錄

一、本會經費收支豫算の膨脹…………… 一〇九

第一 昭和十六年度本會經費收支豫算の概要…………… 一〇九

第二 昭和十七年度本會經費收支豫算の概要…………… 一〇四

二、縣下農會技術員の充實統制…………… 一〇七

第一 三重縣農會郡市町村農會在勤職員一覽…………… 一〇六

第二 三重縣農會郡市町村農會在勤職員事務分掌…………… 一〇八

三、本會の農業統制實施…………… 一〇八

四、支那事變並に大東亞戰爭に關する件…………… 一〇七

(一) 帝國農會の聲明と本會の決議…………… 一〇七

(二) 本會總會の事變關係決議…………… 一〇九

(三) 部落農業團體の活動と生産計畫…………… 一〇三

(四) 勞力對策…………… 一〇三

(五) 肥料對策…………… 一〇四

(六) 休閒地解消と耕土培養…………… 一〇五

(七) 技術員の心構…………… 一〇六

(八) 米の増産…………… 一〇七

(九) 麥の増産…………… 一〇六

(一〇) 食糧増産通牒…………… 一〇〇

(一一) 軍需農産物の増産供出…………… 一〇一

(一二) 大東亞戰爭開戦…………… 一〇一

(一三) 本會關係戦歿者…………… 一〇二

五、本會役職員の主なる異動…………… 一〇五

六、本會現在役員、議員及職員…………… 一〇六

○農會歌に就いて…………… 一〇〇

○伊勢の三つ穂(廣益碑々文)…………… 一一一

卷 頭

紀元二千六百年紀元節ニ御下賜ノ詔書

大東亞戰爭宣戰ノ詔勅

皇后宮御歌

農 會 歌

農 會 綱 領

序 文

緒 言

附 表

○昭和十四年産米生産費調査成績

○昭和十五年産米生産費調査成績

○昭和十四年産小麥生産費調査成績

○昭和十四年産菜種生産費調査成績

○昭和十五年産小麥、稈麥、菜種生産費調査成績

○生産費ノ比較表

溫故而知新

故道に積る木の葉をかきわけて

天照す神の足跡を見む

(二宮翁道歌)

三重縣農會史

第一章 沿革

第一節 本縣農業の發達

一、帝國農業行政の變遷

明治維新直後新政府のとりたる殖産興業策は當時帝國財政の點に於て非常に困難を來したる結果、先づ富力増進の途を講じたのである。其第一は荒蕪地の開墾で、無産の士族と百姓とによりて行はれたが新に開墾所なるものが設けられ後、民部省の開墾局となり更に勸農局となつた。之が農商務省を経て今日の農林省となり次第に農業行政の進展を見るに至つたのである。

當時、歐米崇拜熱が旺盛で勸農局(明治九年頃)では外國書籍と報告書との翻譯に忙殺された程であつた。斯くして西洋農機具を購入し、東京には西洋農具試験所が設けられ、駒場農學校では西洋人を聘して英國式中農法を、北海道では亞米利加式大農法を教へ漸次勸農場と農學校は各地に開設せらるるに至つた。要するに第一期は干渉時代で、政府は種々の政策を講じ保護と干渉とを以て農業の發達を圖つたのである。

明治維新の農政は一に大久保内務卿の熱心に出たものであつたが、卿が毒手に倒れてより農政上に大變革を來し明治十四年農商務省の設立と共に任地主義(所謂、放任主義)が採用せられ農政は却て縮小した。此頃中央に上等會議地方に諮問會が出来た。又品川子爵(彌二郎)に依て大日本農會が設けられ地方に支會が出来た。各種の同業組合も設立を見たが、同時に政治熱は高調に達して官民共に農政を顧みず爲に農事試驗場は業績上らずとして廢止せるもの多し、折角生れた同業組合、諮問會等も名のみにて何等爲す所なきに至り所謂老農尊重時代を現出し、當時天下の三老農と稱せられた中村直三(奈良縣)、船津博次平(群馬縣)、奈良專二(香川縣)、奈良專二氏歿後は林遠里氏(静岡縣)等各地に講演會を開催して農業の指導に當つた。然し政府の放任主義政策は遂に農業行政を衰退せしむるに至れるを以て農商務省も茲に覺る所あり、明治二十六年遂に西ヶ原に國立農事試驗場を設置し、駒場農學校は東京山林學校と合併して東京農林學校と改稱する等漸次日本農業の新研究は農學者の權威を昂め、老農熱の冷却に反して學者崇拜の傾向を醸成した。

斯の如くして再び干渉主義に立戻つた農商務省の第一に着手せるは耕地整理事業にして、其法律も農學博士酒匂常明氏の熱心なる研究に依つて成り、明治三十年頃より各府縣立農事試驗場、東京及京都蠶業講習所、原蠶種製造所、養蠶業組合、種馬牧場及種馬所(後陸軍馬政局に屬せり)等の設立、蠶病豫防法、蠶絲業法等の設定を見、更に道府縣郡市町村農會の系統的設立、農業補習學校、甲乙種農學校、農業高等專門學校、農科大學等の増設を實現するに至つた。亦農事改良上の共同苗代、短冊苗代、雜蠶共同飼育、米穀検査等の如きは府縣令に依り強制的に行はれ、其他種々の指導獎勵は殆ど干渉的ならざるはなく、第二の干渉保護政策を實現したるが、幸ひ其施設宜しきを得て今日の發達を見たのは幸である。

二、本縣の農業行政

本縣の農政が中央の方針に追隨せしは勿論にして、前述せる如く干渉時代より放任時代に移り、再び干渉時代を経て今日に至つたのである。

維新後、農村の改良に努めたる事項として三重縣廳の發令中、農村の風俗習慣等の矯正に或は直接農事に関する禁令等尠しとせず、明治六年頃に發せられた禁令には水上の村より水下の村に對し其水路を妨ぐるの惡習を禁するもの又小作人より地主に對し捷米の義に付貢米金納を口實として往々強談に及ぶ等の所爲を禁するものあり、明治八年四月廿八日發の禁令には、九月十三日夜(十三夜)他人の畑豆を盗み又村八分と唱ふる陋習を禁せしものあり。今其全文を記せば、

舊來村方ノ陋習ニヨリ九月十三日夜他人ノ畑豆ヲ盗ミ取リ之ヲ喫スルハ祝例トナシ、又村八分ト唱ヘ村内申合セ親類ナリトモ一切其門戸ニ出入ヲ禁ジ、雇人マデモ強テ暇ヲ受サスル等種々ノ惡弊有之趣相聞、以テノ外ノ事ニ候條今後右等ノ舊慣ハ速ニ洗除シ各人間ノ本分ヲ守リ交際ノ情誼ヲ盡スベク、若シ心得違ノ者於有之ハ屹度及處分候此旨布達候事

而して明治九年十月田畑保護規則が發せられ十ヶ條に互る制限事項が示された。明治十年四月十四日無願開墾の禁令あり、同年八月三日地主と小作人とは必ず最初に小作約條書取替せ置くべき事等の布告があつた。

以上は何れも縣廳より發せられた農事關係の禁令又は布告の概要に過ぎず。本縣が直接積極的に着手した施設又は農政に関する事業中、明治初年より縣農會創立頃迄を一期として列記すれば次の如くである。

○明治七年

- (一) 五月四日三重縣ハ内務省勸業寮ノ達ニヨリ紅茶試製ノ事ヲ管内ニ擬論ス
- (二) 各郡ニ於テ町村聯合會費又ハ補助費ヲ以テ老農ヲ聘シ農談會ヲ開設シ當業者ヲ集メテ講演ヲ開カシメ、互ニ智識ヲ交換又ハ

農事ノ研究ヲナスニ獎勵ス

(三) 三重郡竹成村ノ人杉岡直右衛門水稻ノ良種ヲ發見ス、後村名ニ因ミテ竹成ト命名ス

○明治八年

(一) 一月十三日度會縣ハ山田岩淵町十八番屋敷へ學務取締所ヲ設ケ毎日正午ヨリ係員出張事務ヲ扱フ、且又勸業事務モ同所ニ於テ毎月十、五ノ日正午ヨリ取扱フ(度會縣布達明治八年乙第一號)

(二) 三月二十日度會縣ハ縣下養蠶ニ從事スル者ハ總テ本年太政官布告第三十二號蠶種製造組合條例ニ依リ營業スベキ旨通達ス(度會縣布達丙第二十四號)

(三) 四月學務勸業事務取扱ヲ廢シ縣廳内ニ於テ取扱フ(度會縣布達乙第四十七號)

(四) 五月五日度會縣ハ縣下ニ於テ養蠶組合ヲ設ケルコト、ナリ一志郡飯高郡ヲ以テ雲出川組トシ飯野郡、多氣郡、度會郡、林志郡、英虞郡及牟婁郡ノ内ヲ以テ宮川組トシ、各頭取、検査人、世話役ヲ任命シ蠶種ノ濫製密造ヲ取締ル旨ヲ布達ス

雲出川組頭取 第十四區小森上野村 水沼 外衛 宮川組頭取 第二區小俣村 野呂 久

同 検査人 第十四區久居 森本 雄吉 同 検査人 第一區山田常磐町 上村 善二

同 検査人 第十三區其村 瀧鼻 一郎 同 検査人 第一區山田中島町 野村 義雄

同 検査人 第十五區川口村 宮田 一雄 同 世話役 第一區山田下中ノ郷町 中村 忠八郎

同 世話役 第十五區八知村 眞柄 長左衛門 同 世話役 第二區田九村 中村 岩吉

同 世話役 第十四區久居 海野 善吉 同 世話役 第六區佐伯中村 小倉 角左衛門

同 世話役 第九區松阪愛宕町 中谷 文兵衛

(五) 十二月十二日度會縣ハ津田總謀助法獎勵ノ件ヲ布達ス(乙第百六十八號)

勸業ノ事タル今日ノ急務ニ付今般第一區山田二俣町尾崎浦、第九區垣鼻村白井隆吉へ勸業係附屬申付進々勸誘著手ノ儀モ可有之就中津田總謀助法ノ如キハ其益莫大ニシテ一日モ忽セニスベカラザル處當管下ニ於テハ未ダ遍ク其法ヲ行フニ至ラズ遺憾ノ事ニ候此法タルヤ其季節ニ適當セザレバ其効少ナキヲ以テ豫メ計ラザルナリ就テハ前書兩名ノ者ハ兼テ此法ヲ傳習セシニ付前以テ巡村説諭致シ候儀モ可有之候條篤ト承合セ精々施行候様可致依之別紙當秋第一區山田ニ於テ媒助法相用セ候試驗表相添此段布達候事

明治八年十二月十二日

度會縣權令 久保 斷 三

津田總謀助法試驗比較表

明治八年

	媒助	天然	増
田壹坪初升日	壹升四合七勺	壹升貳合八勺	壹合九勺
同	壹升六合	壹升四合三勺	壹合七勺
同	壹升貳合九勺	壹升壹合八勺	壹合壹勺
同	壹升四合壹勺	壹升三合貳勺	九勺
同	壹升四合八勺	壹升四合壹勺	七勺
合 計	七升貳合五勺	六升六合貳勺	
平均壹坪粳	壹升四合五勺	壹升三合貳勺	壹合貳勺六才

但シ本年施行ノ儀ハ其花候ノ適度ヲ得難キ場所モ有之ニ付十分ノ驗効ヲ得ザルモノトス

○明治十三年

(一) 五月十日縣會ヲ開ク其決議ヲ以テ縣令ニ建議シ採用セラレタルモノ、中勸業ニ屬スルモノ左ノ如シ

一、物産製造試驗補助費ヲ設ケルノ件(經費五〇〇圓)

二、栽培試驗分場ヲ各郡部内ニ設置スルノ件(經費三、〇八五圓)

三、勸業教師ヲ養成スルノ件(經費一八八圓)

(二) 勸業會ヲ新設ス

農事通信者ヲ各郡ニ設ケ

- (三) 三月十九日稻田害蟲驅除ノ件ヲ論述ス
- (四) 三重縣會ノ建議ニ基キ栽培試驗場ヲ安濃郡津與馬場屋敷及古川ノ二ヶ所ニ設置ス 之ヲ本場ト稱シ又各郡ニ分場十六ヶ所ヲ設置ス
- (五) 縣下各郡ニ農事通信員二名ヅ、ヲ置キ農事ノ通信報告ヲ擔當セシム、此經費貳千有餘圓地方稅ヨリ支出ス、翌十四年ニ至リ之ヲ廢ス
- (六) 縣下勸業事務ニ從事セシメ農事教師タル者ヲ要スルニ依リ地方稅ヲ以テ之ヲ養成セントシ勸業傳習生徒トシテ堀川佐三ヲ下總種畜場ニ、山口十郎次ヲ東京農學農社ヘ入學セシム後堀川佐三ハ父ノ病氣ニ依リ十五年四月退學シ山口十郎次ハ自己ノ病氣ニ依リ十六年一月退學シ共ニ成業ヲ見ル能ハズ
- (七) 十一月度會郡明野原開墾ニ着手ス泰西馬耕法ヲ以テ耕耘ス

○明治十四年

- (一) 七月下旬ニ至リ明野勸業試驗場道路ノ開墾家屋ノ建築竣工ス
- 九月十三日暴風雨ニテ建築物過半倒壞シ事務所倉庫卸覆ヲ免ルモ僅ニ柱壁ヲ存スルノミ農馬十三頭負傷ス(既墾圃地十五町三反歩)
- (二) 桑名町ニ於ケル年内平均米價石代九圓六拾八錢壹厘

○明治十五年

- (一) 一月十六日ヨリ二日間三重縣總會議所ニ於テ農業會ヲ開ク會員二十一人、同月十八日ヨリ二日間同所ニ於テ山林會ヲ開ク會員十六人、五月二十二日ヨリ二日間同所ニ於テ養蠶製絲會ヲ開ク會員十人、同月二十四日ヨリ二日間同所ニ於テ製糖會ヲ開ク會員十八人、同月二十九日ヨリ二日間同所ニ於テ製糖會ヲ開ク會員十二人、同月三十一日ヨリ二日間同所ニ於テ水産會ヲ開ク會員十一人、六月二日ヨリ三日間同所ニ於テ勸業總會ヲ開ク會員二十人、七月十日ヨリ九日間同所ニ於テ山梨、靜岡、岐阜、愛知、三重ノ五縣聯合勸業談話會ヲ開ク會員ハ各縣勸業課員及勸業篤志者其數二十人ナリ、八月十日ヨリ三日間同所ニ於テ勸業總會ヲ開ク會員十二人、同月十三日ヨリ四日間同所ニ於テ山林會ヲ開ク會員二十三人、九月十日ヨリ四日間同所ニ於テ農業會ヲ開ク會員二十二名、十月十三日ヨリ三日間同所ニ於テ製糖會ヲ開ク會員十一人

- (二) 本年ヨリ縣ハ勸業費中管内共進會褒賞費ヲ計上シ共進會ノ開設ヲ誘導ス
- 一月鈴鹿郡原村ニ鈴鹿郡物産會ヲ開ク安濃郡津ニ安濃郡内米麥菜種藍葉共進會ヲ開ク、十月一日ヨリ鈴鹿郡龜山東町法因寺内ニ於テ鈴鹿郡共進會ノ開設アリ出品ハ製茶、製糖、繭、桑葉ノ四種七百三十四點ニシテ十月縣令岩村定高臨場シテ褒賞ヲ授與シ同日閉會ス

- (三) 二月一日ヨリ三月三十一日マテ東京上野公園ニ於テ米、麥、大豆、烟草、菜種及山林共進會ノ開設アリ本縣ノ出品穀類一千四百七十四點、山林反別八千七百五十八町、調書一百八十通ナリトス
- (四) 六月各郡栽培試驗分場ヲ廢ス

- 各郡栽培試驗分場ハ明治十三年ニ於テ始メテ之ヲ各郡役所部内ニ一ヶ所ヲ置キ地方稅ヲ以テ其經費ヲ支辨ス、而シテ十五年六月ニ至リ之ヲ廢止セリ僅ニ一兩年度ノ經驗ヲ以テ之ヲ廢止スルニ至リシハ或ハ事輕忽ニ出タルガ如シト雖モ、當時ノ狀況ニ於テ亦已ムヲ得ザルモノアリ、抑モ各分場ヲ依然存置シ之ニ因テ充分ノ功ヲ奏セント欲スレバ完全ノ方法ト充分ノ經費ヲ供要シ而シテ後始テ之ニ着手セザルベカラズ、是レ獨リ此事業ノミニ止ラズ凡百ノ事皆給リ經費缺乏ヲ告グレバ隨テ衰頹ヲ現スハ自然ノ道理ナリ
- 各郡分場設置ノ數ハ十六ヶ所ニシテ其總反別五町五反四畝歩ナリ、而シテ此經費千七百圓餘ニシテ一ヶ所ノ費用ハ僅カニ百餘圓トス、若是僅少ノ經費ヲ以テ其効ヲ奏セントスルハ殆ンド望ムベカラザルノ難事ニ屬セリ、又退テ之カ費用ヲ増加セントスレバ實ニ酷シキ巨額ヲ要シ費用多端ノ際到底地方稅ヨリ徵收シ得ザルモノトス、依テ本縣勸業課ハ各分場ニ盡スノ力ヲ極メテ專ラ本場ニ盡サント決シ十五年六月ヲ限リテ之ヲ廢止スルニ至レリ(勸業年報)
- (五) 九月二十五日ヨリ十一月十一日マテ山梨縣甲府公園ニ於テ三重、愛知、靜岡、山梨四縣聯合繭、生絲、製茶、藍葉共進會ノ開設アリ出品總數五千三百八十九點中本縣ヨリ五百七十九點ヲ出品セリ
- (六) 十月一日鈴鹿郡共進會ヲ同郡龜山東町法因寺内ニ於テ開設シ同日縣令岩村定高臨場褒賞ヲ授與ス、出品ハ製茶、製糖、繭、桑葉總計七百三十四點外ニ參考品一千二十九點
- (七) 十一月中津興栽培試驗場及其他七ヶ所ニ於テ愛媛縣ヨリ聘シタル教師ヲシテ甘蔗製糖ノ試驗ヲナサシメ砂糖製造法ヲ希望者ニ傳習セシム
- (八) 桑名町ニ於ケル年内平均米價石代七圓八拾九錢

(九) 明野勸業試驗場開墾地積ノ比較
總反別二百八十町步餘、内譯(百二十町步餘林地、五十町步餘既墾地、百十町步餘未墾地)

○明治十六年

(一) 三月二十一日ヨリ北牟婁郡尾鷲南浦念佛寺ニ於テ北牟婁郡共進會ノ開設アリ出品ハ米炭鯨節六百十點、參考品一千七十二點ニシテ縣令岩村定高臨場開會ノ式ヲ舉グ參觀人一萬四千七百九十九人ニシテ同三十日裏實ヲ授與シ閉會ス

(二) 四月安濃郡種苗交換會ヲ津觀音境内ニ開ク出品種苗二百十九點
十月三重朝明郡種苗交換會ヲ四日市東福寺内ニ開ク出品種苗二百九點

(三) 五月二十八日縣下牛種改良ノ爲種牛貸與規則ヲ發布シ希望者ニ滿一ヶ年ノ期限ヲ以テ種牡牛ヲ貸與ス、同日獸醫規則ヲ發布ス當時ノ現在獸醫八十八人ナリ概ネ針烙ヲ主トシ藥劑ヲ以テ之ヲ補助ス、從來慣行ノ治療法ニ依ル者ノミニテ獸醫學ヲ修メタル完全ナル資格ナシ故ニ各郡ニ獸醫會ノ開設ヲ促シ獸醫術ノ研究ヲ獎勵シタルモ奏効十分ナラズ

(四) 六月栽培試驗場津興本場ヲ存置シ古河本場及各郡ニ在ル分場十六ヶ所ヲ廢ス、之レ古河本場ハ位置及土質共ニ作物ノ栽培ニ適セズ分場ハ設備其他ニ經費ノ増額ヲ要スレドモ其見込立タザルニ由リ寮口之ヲ廢シ、專ラ力ヲ津興本場ニ盡サシメントシタルヲ以テナリ

(五) 十二月從來ノ各專門勸業會及勸業總會ヲ廢シ更ニ太政官布達ニ據リ勸業諮問會ヲ組織シ勸業上計畫スベキ事業ハ總テ本會ニ諮問スルコト、ナリ同月十七日其第一回ヲ縣會議場ニ開ク

(六) 桑名町ニ於ケル年内平均米價石代五圓八拾壹錢壹厘

(七) 廣瀨野開墾地本年十二月現在ノ地積ハ總反別二百四十四町一反三畝二十九步(拜借地)ニシテ其ノ内譯ハ、四十一町八反二畝十步既墾地、二十四町五反步松栢等仕立地、百七十七町八反一畝十九步未墾地

○明治十七年

(一) 三月種苗請求及分配規則ヲ改正ス

(二) 内務農商務兩省ノ達ニヨリ三重縣茶業組合準則ヲ改正ス

(三) 五月三重縣製茶會社開業シ製茶直輸出ノ事業ヲ辦ム本社ハ三重縣四日市北條町ニ在リ、分社ヲ度會郡山田浦口町ニ置ク本年ノ輸出額本社分十萬五千五百七十七斤三萬三千三百四圓、分社分十一萬六千七百三十五斤參萬貳千貳百貳拾貳圓ナリ

(四) 一昨十五年以來栽培試驗場ニ於テ甘蔗苗ヲ下付シ或ハ製糖法ヲ傳授スル等糖業獎勵ノ結果逐年產額ノ増進ヲ見ル

年次	甘蔗作付反別	製糖額
十五年	三四、六三二〇步	一一、三九一貫八四〇
十六年	四四、七八二一	一三四、六三九、六六〇
十七年	六二、〇四一一	二二二、八〇一、六〇〇

○明治十八年

(一) 津ノ米價平均石代六圓三拾三錢貳厘、桑名六圓貳拾錢貳厘、上野五圓五拾四錢八厘

(二) 明治十五年下總種畜場ニ派遣シタル安濃郡草生村紀平基行同場現業科ヲ卒業シ歸縣セルヲ以テ之ヲ栽培試驗場雇ニ採用シ平常ハ專ラ同場試作耕耘ノ事ヲ擔當セシメ時々管内ヲ巡回セシメ農談會ヲ開キ其修業セシ所ヲ講話セシムルコト、セリ

(三) 本年茶業組合規則ヲ發布シ規則中緊要ノ條項ニシテ之ニ違背セシ者ハ違警罪ヲ以テ罰セラル、コト、シ、其取締ヲ嚴ニシ不正ノ所業ヲ禁過ス

(四) 七月一日ヨリ縣會議場ニ於テ管内蠶繭品評會ヲ開設ス出品二百五十一點

(五) 十一月二十六日ヨリ阿拜郡上野ニ於テ阿拜山田兩郡町村聯合米麥茶繭生絲陶器六種共進會ヲ開設ス、出品六百七十點

○明治十九年

(一) 精撰米組合準則ヲ發布シ縣下伊勢伊賀二國ノ各郡ニ組合ヲ設置セシメ本年新穀ヨリ組合規約ヲ實施セシム

● 精撰米組合準則

- 第一條 米ヲ產出スル者及ヒ之ヲ賣買スル者ハ總テ此組合ニ加入スルモノトス
- 第二條 組合ハ一郡或ハ一郡役所部内チ一區域トシ三重縣下何郡精撰米組合ト稱ス
- 第三條 組合規約ニ掲クヘキ事項ハ左ノ如シ
 - 第一項 播種及培養耕耘ノ方法ヲ精密ニシ收穫ノ季節ヲ誤ラサル事
 - 第二項 乾燥及精撰方ヲ完全ニスル事
 - 第三項 賣買及小作米ノ俵裝ヲ一定ナラシムル事
 - 第四項 賣買及小作米ハ一俵ノ樹量ヲ四斗二升トシ俵ノ裝飾ハ組合ノ名稱及住所姓名ヲ記シタル標證ヲ付スル事

- 第五項 役員選舉法及權限等ニ關スル事
 - 第六項 費用徵收及賦課法ニ關スル事
 - 第七項 會議ニ關スル事
 - 第八項 違約者處分ノ事
 - 第九項 右ノ外組合ニ於テ必要トナス事項
 - 第四條 縣下便宜ノ地ニ取締所ヲ設置シ各組合ヲ統轄スベシ
 - 第五條 取締所ハ縣下便宜ノ地ニ検査場ヲ設ケ縣下生産ノ輸出米ノ検査ヲナスベシ 但シ検査所ノ位置ハ總會ニ於テ定ムヘシ
 - 第六條 取締所規約ニ掲クベキ事項ハ左ノ如シ
 - 第一項 検査所ノ位置
 - 第二項 輸出品位ノ鑑別及證明方法
 - 第三項 違約者處分ノ法
 - 第四項 役員及費用其他取締所ニ關スル必要ノ事項
 - 第七條 組合及取締所規約ハ當廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ加除訂正ハ本文ニ準ス
 - 第八條 經費ノ收支及事業ノ成績ハ一ケ年分取纏メ役員ノ人名ハ任免ノ都度當廳ヘ届ケ出ツベシ
- (二) 明野勸業場内ニ養蠶傳習場ヲ設ケ縣下各郡ヨリ生徒ヲ募集シ飼育方法ヲ傳習ス、應募生徒十九人、教師ハ埼玉縣下鐵道館員ヲ聘ス

●養蠶傳習場規則

- 第一條 本場ハ養蠶ノ改良進歩ヲ圖ル爲管下有志ノ男女ヲ募リ以テ養蠶方法ヲ教授スルモノトス
- 第二條 生徒ヲ分チテ一期生二期生ノ二種トス、其ノ修業一期生ハ其年限リ定期生ハ三ケ年間トシ蠶兒播立前ヨリ始メ成繭後ニ終ルモノトス
- 第三條 傳習志願者ハ別紙書式ニ準シ出願スルモノトス(書式省略)
- 第四條 生徒ハ都テ養蠶篤志ノ男女ニシテ左ノ事項ニ適スル者ニ限ル

- 第一項 年齢ハ男子滿二十歳以上女子ハ滿十四歳以上共ニ四十歳以下トス
 - 第二項 品行正シキ者
 - 第三項 身體強健ナル者
 - 第四項 蠶業ヲ營ムニ足ルベキ資産アル者及其家族
 - 第五項 傳習中家事ニ關シ修業ノ妨ナキ者
 - 第六項 身元引受人確實ナル者
 - 第五條 左ノ事項ニ當ル者ハ洪場ヲ申付タヘシ
 - 第一項 傳習場諸規則ヲ犯シ再三ニ及フ者
 - 第二項 入場後疾病ニ罹リ養蠶期中快復ノ見込ナキ者
 - 第三項 蠶業熟達ノ見込ナキ者
 - 第六條 定期生三ケ年ヲ經テ蠶業ニ熟達スル者ハ試験ノ上養蠶卒業證ヲ授與スヘシ 但一期生ニシテ熟達スル者ハ一期得業證ヲ授與スルコトアルヘシ
 - 第七條 兩期生トモ其勤勞ト熟達トニヨリ成繭ノ後ニ至リ各自應分ノ賞金ヲ附與スヘシ
 - 第八條 兩期生トモ薪炭燈油ハ給與シ夜具食器及其他修業上必需品ハ養蠶期中貸與スヘシ
 - 第九條 養蠶期ハ都テ歸宅ヲ許サス 但父兄等重病ニヨリ證人運署ノ上出願スルトキハ許可スルコトアルヘシ
 - 第十條 募集ノ都合ニヨリ男子又ハ女子ヲ限リ入場セシムルコトアルヘシ
- (三) 明野勸業試驗場ヲ本年明野勸業場ト改稱ス、尙既墾圃地四十八町三反歩ニシテ牛三十六頭、馬二十三頭、豚四十六頭、山羊四頭、鶏七十五羽、家鴨九羽、鶉四羽ヲ飼養ス
- 明治二十年
- (一) 十二月茶業組合規則ノ發布ニヨリ茶業組合中央本部ハ解散シ茶業組合聯合會議所ノ組織成レルヲ以テ、三重縣茶業組合取締所ハ三重茶業組合聯合會議所トナル
- (二) 縣立獸醫學校講習場ヲ度會郡明野ニ設置ス、之レ畜産改良蕃殖上完全ナル獸醫ヲ要シ本場卒業生ヲ各郡ニ配置シ以テ從來ノ假獸醫ヲ廢セントスル計畫ナリ

○明治二十一年

- (一) 安濃佐藤郡藍葉組合、重要物産同業組合法ニ依リ認可セラレ
- (二) 各郡ニ農事試験委員ヲ監キ耕種改良法ノ試験ヲ掌ラシム
- (三) 三重縣農業協會ヲ設置ス之レ本縣系統農會ノ濫觴ナリ

○明治廿四年

- (一) 五月度會郡宇治山田町大字豊川町ニ農業館ヲ設立ス

農業館總旨

本會ニ於テ徵古館ヲ設置シ館内ニ神代以降凡百ノ物品ヲ陳列シ、衆庶ノ觀覽ニ供シ以テ我邦古來ノ風俗及文物技藝ノ沿革ヲ知得セシムルノ目的ナルモ其規模頗ル大ニシテ範圍モ亦廣クレバ一朝之カ完全ナ期スベキモノニアラズ、抑本邦ノ國ヲ立ル農ヲ以テ本トシ而シテ農事ノ本邦ニ於ケル實ニ皇祖大神ノ恩惠ニ賴ルハ史傳ニ徵シテ明ナリ、而シテ我邦ノ億兆ハ皆神宮ヲ以テ農事ノ祖ト奉仰シ、農家ノ子弟必ス神宮ニ賽スルヲ期シ願曆授時ノ事必ス神宮ニ需ツカ如キ古來ノ習俗洵ニ所以アルナルヘシ、依テ茲ニ先ツ農業館ヲ設置シ農作、種樹、漁獵、牧畜、養蠶類ノ產物並ニ製品及器具各種ノ標本模形等ヲ蒐集陳列シ傍ラ圖會統計表其他農書收藏シテ農家ノ觀覽ニ資ス、是乃百聞一見ニ若カサルノ捷利ヲ得セシメ本邦興業殖産上ニ大ナル裨益ヲ與ヘ益々皇祖大神ノ恩澤ヲ尊崇セシメントナ期ス 明治二十四年五月 神 苑 會

(二) 十一月二十日三重縣農事講習所開所ノ式ヲ舉グ、同所ハ津市津興ニ在ル栽培試驗場内ニ設置シタルモノニシテ入學生徒三十四名、職員ハ所長兼教諭一名、助教諭兼書記一名、助教諭一名書記二名ニシテ本所規則ハ左ノ如シ

三重縣令第三十九號(明治二十四年十一月六日)

本月十五日ヨリ津市内ニ農事講習所ヲ開設シ規則左ノ通定ム

●三重縣農事講習所規則

第一章 總 則

第一條 當所ハ農學生徒ノ速成ヲ目的トシ卑近ノ學理及實業ヲ講習セシムル所トス

第二章 學期及課程

第二條 生徒ヲ分ツテ甲乙二部トス、其修業甲部生徒ハ滿一ケ年、乙部生徒ハ滿五ケ月トス

第三條 修業期ハ毎年十一月ニ始メ甲部ハ翌年十月乙部ハ同三月ニ終ル

第四條 修業ノ課程左ノ如シ

甲部 動植物學及動植物生理學大意、理化學大意、土壤及土地改良論、肥料論、普通作物論、果樹論、昆蟲論、家畜蕃殖飼養論、農家經濟

乙部 土壤及土地改良論、肥料論、家畜蕃殖飼養論、普通作物論、果樹論、農家經濟

第三章 入 退 學

第五條 生徒ハ左ノ資格ヲ有スルヲ要ス

- 一、滿二十歲以上ノモノ
 - 二、身體強壯ニシテ規程ノ學科ヲ修ムルニ足ルモノ
 - 三、品行方正ニシテ在學中家事ニ係累ナキモノ
 - 四、本縣下ニ定宿居住シ田圃五反歩以上ヲ耕耘スルモノ及其子弟
 - 五、讀書(假名交リ文)算術(加減乘除)作文(普通往復文)ニ通スルモノ
- 第六條 生徒志願者ハ縣下ニ定宿居住スル丁年以上ノ戶主ニシテ其身ヲ托スルニ足ルベキ保証人ヲ立テ、書式ニ據リ出願スベシ

第七條 生徒ハ成業試験及第ノ如何ニ拘ハラス規定學科ノ教授ヲ終ヘシモノハ總テ退所セシムルモノトス

第八條 在學中ハ私ノ事故ヲ以テ退學スルコトヲ許サスト雖成業ノ見込ナキモノハ退學ヲ命ス

第四章 學 費

第九條 生徒學費ハ總テ自費支辨セシムト雖授業料ハ收受セズ、又寄宿會ハ無料ヲ以テ貸與シ寄宿セシム

但止ムヲ得サル事故アルモノハ通學セシムルコトアルベシ

第十條 賄料及炭油料ハ別ニ規定シ上納セシム

第五章 試 驗

第十一條 學業試驗左ノ如シ

一、甲部生徒 學期試驗 成業試驗
一、乙部生徒 學期試驗 成業試驗

但臨時試驗ハ適宜ニ施行ス

第十二條 學期試驗ハ一學期ヲ終リタルトキ成業試驗ハ修業期ヲ終リシタルトキ全學科ニ就テ施行ス

第十三條 成業試驗ニ及第シタルモノニハ卒業證書ヲ附與シ品行方正ニシテ試驗優等ナルモノニハ優等證書ヲ與フ

第十四條 成業試驗ニ落第シタルモノト雖再試驗ヲ爲サス

第六章 休業

第十五條 休業日

大祀令節 土曜日午後 日曜日 試驗後二日間 夏期休業(自七月十一日)間三十日以内 冬期休業(自十二月二十九日)至翌年一月三日

臨時休業

第七章 罰則

第十六條 當所ノ諸規則及掛員ノ指揮ニ背戾シタルモノハ其情狀ニヨリ禁足又ハ停學ヲ命スルコトアルベシ

第十七條 前條ノ場合ニシテ尙改心セサルモノハ退學ヲ命ス

第八章 願書式

第十八條 志願者ノ差出ス願書式左ノ如シ(略ス)

第九章 雜則

第十九條 生徒寄宿舎規則及生徒心得ハ別ニ之ヲ定ム

○明治廿五年

(一) 六月農事講習所生徒寄宿舎ヲ津市中茶屋町舊三重縣巡查教習所跡ニ移ス

(二) 八月農事講習所教場ヲ寄宿舎内ニ移ス

○明治廿七年

(一) 四月三重縣農事講習所ヲ度會郡明野勸農場内ニ移ス

(二) 農商務省訓令第二十七號ヲ以テ府縣農事試驗場規程發布ニ付三重縣栽培試驗場モ亦該訓令ノ範圍ニ屬スルコト、ナリ、三重

縣農事試驗場ト改稱ス

(三) 六月製糖業ニ關スル農商務省農務局長ノ照會ニ對シ三重縣ハ其回答書中甘蔗作及製糖ノ收支計算ヲ掲ケ、他ノ農産物ニ比シ利益少ク將來ノ見込ナシト結論セリ

(四) 津市ニ於ケル年内平均米價石代八圓三拾三錢六厘

○明治廿八年

(一) 十二月七日老農辻喜代藏ハ度會郡宇治山田町堀江徳兵衛ノ第三回小作提米品評會褒賞授與式後ニ開ケル農談會ニ於テ町村農會及郡農會組織ノ必要ナル所以ヲ力説ス

(二) 津市ニ於ケル年内平均米價石代八圓四拾九錢五厘

(三) 有志ニヨリ三重縣農會創立ス

○明治廿九年

(一) 津市ニ於ケル年内平均米價石代九圓五拾三錢三厘

(二) 明野差置傳習所ヲ三重縣高等養蠶傳習所ト改稱シ其ノ規模ヲ擴張ス

○明治三十年

(一) 四月縣令ニ基キ初メテ系統農會ノ組織成ル

○明治三十一年

(一) 三十一年度縣費勸業費中ニ農會補助費五百圓ノ計上ヲ見タリ此レ縣費補助ノ始メトス

○明治三十三年

(一) 二月縣令ノ發布アリ、同年九月二十六日三重縣農會ハ同令ニヨリ繼續ヲ認可サル、此時縣下町村農會數三百二十四、郡市農會數十七ニ達シ系統農會ノ基礎漸ク確立ス

三、本縣勸業費豫算累年表

本縣の農業行政の一般を明かにする爲明治十四年度以降農會法に依る本縣農會設立認可迄の明治三十三年に至る勸

業費豫算高を記せば左の如し。

明治十四年度

一金六千貳百八拾六圓參拾四錢 勸業費
 一、二〇六、四四〇 勸業會費
 二、七三四、三一六 栽培試驗費
 五〇〇〇〇 蟲害豫防試驗費
 三五二、二〇〇 製糖試驗費
 五〇〇、〇〇〇 物産製造工業製作試驗補助費

一七八、〇〇〇 生徒費
 一四、四四五 農事通信費
 八八九、四三九 共進會諸費
 五〇、〇〇〇 博物館修繕費
 三一、五〇〇 農商工諮問會費

明治十五年度

一金八千六百四圓四拾貳錢九厘 勸業費
 一、二六四、九五七 栽培試驗費
 五〇、〇〇〇 蟲害豫防試驗費
 一七七、一四五 製糖試驗費
 二〇六、八〇〇 勸業生徒費
 一、四五五、六一〇 水産博覽會諸費
 二、〇六八、四四一 聯合共進會諸費

七六、〇一四 博物館修繕費
 八九三、一〇〇 縣內共進會褒賞費
 一、二六二、五五七 勸業會議諸費
 一、〇〇〇、〇〇〇 勸業補助費
 二四九、二〇〇 農工商諮問會費

明治十六年度

一金六千九百九拾七圓五拾六錢參厘 勸業費
 六三三、五四八 栽培費
 二七、二五〇 蟲害豫防驅除試驗費
 一三四、五九五 製糖試驗費
 一〇五、五〇〇 勸業生徒費

八七〇、〇〇〇 縣內共進會褒賞費
 一、一九九、五六〇 勸業會議諸費
 一、二五〇、〇〇〇 種苗交換及農談會費
 二、二五〇、〇〇〇 會費並旅行旅費
 勸業會幹事手當

明治十七年度

二七七、一一〇 製茶共進會諸費
 一金六千貳百六拾四圓四錢九厘 勸業費
 五四九、七五〇 栽培試驗費
 一三、一五〇 蟲害豫防試驗費
 八二、七〇五 製糖試驗費
 一〇五、五〇〇 勸業生徒費
 三四八、〇〇〇 縣內共進會褒賞費

一、五〇〇、〇〇〇 勸業補助費
 八二四、九〇〇 勸業諮問會費
 一一九、六〇〇 種苗交換及農談會費
 六二七、四〇五 印刷費
 三、一八九〇三九 町村勸業補助費

明治十八年度

一金貳千五百貳拾圓參拾九錢貳厘 勸業費
 四一、七一九 栽培試驗費
 九、七〇〇 蟲害豫防驅除試驗費
 三九、二五五 製糖試驗費
 一六、八〇〇 勸業生徒費

三四八、〇〇〇 縣內共進會褒賞費
 一一六、五〇〇 勸業諮問會費
 一七二、一六八 印刷費
 一、四〇六、二五〇 勸業補助費

明治十九年度

一金貳千九百四拾圓貳拾貳錢六厘 勸業費
 四八九、〇二七 栽培試驗費
 一、二、八〇〇 蟲害豫防驅除試驗費
 一七四、〇〇〇 縣內共進會褒賞費
 一八〇、八〇〇 勸業諮問會費

一三八、三九六 印刷費
 一、二七五、〇〇〇 勸業幹事費
 四五〇、〇〇〇 郡勸業會費

明治二十年度

一金參千貳百八拾七圓八拾九錢貳厘 勸業費

會計年度ノ改正ニヨリ本年度ハ七月一日ヨリ明年三月三十一日マテ九ヶ月ヲ以テ一ヶ年度トセリ

明治二十一年度

一金參千四百九拾九錢九厘 勸業費

七六八、六二三 栽培試驗費

一、一〇四、三五〇 獸醫學校費

九八、八〇〇 勸業諮問會費

七〇二、八一〇 栽培試驗費

五一五、七一〇 獸醫學校費

九八、八〇〇 勸業諮問會費

三七、三一六 印刷費

六〇〇、〇〇〇 勸業委員長費

四二六、五〇七 養蠶傳習場費

一二、八〇〇 蟲害豫防驅除試驗費

七六九、五四六 縣聯合共進會費

四九、八八六 印刷費

六〇〇、〇〇〇 勸業委員長費

五二八、二五〇 養蠶傳習場費

一、〇九一、八〇五 津洲候所費

四六四、八二〇 內國勸業博覽會費

二六九、一八〇 品評會費

六八八、四六三 蠶業講習場費

二七四、二四〇 物產陳列場費

明治二十三年度

一金參千參拾壹圓參拾四錢四厘 勸業費

五三三、二九六 栽培試驗費

九八、八〇〇 勸業諮問會費

三一、〇〇八 印刷費

五九五、七〇〇 津洲候所費

八七三、九五〇 內國勸業博覽會費

四二四、五四〇 物產陳列場費

四七四、〇五〇 養蠶傳習場費

明治二十四年度

一金貳千貳百七拾壹圓拾八錢九厘 勸業費

一、三八三、二一五 農事講習及栽培試驗費

九六、四〇〇 勸業諮問會費

三二、六六〇 印刷費

五九四、四三四 津洲候所費

一六四、四八〇 物產陳列場費

明治二十五年年度

一金四千五百七拾七圓八拾五錢八厘 勸業費

一、七二八、一三三 農事講習及栽培試驗費

三五、〇〇〇 獸醫學校費

五七二、二五六 測候所費

一一四、八〇〇 勸業諮問會費

三三、一六六 勸業年報印刷費

一八四、〇二二 物產陳列場費

一、〇〇〇、〇〇〇 コロンパス博覽會出品補助費

三九〇、四九〇 水産品評會費

明治二十六年年度

一金參千七百拾貳圓貳拾壹錢壹厘 勸業費

一、六七七、一七八 農事講習及栽培試驗費

一九三、三二〇 水産傳習生徒派遣費

五三〇、六八三 測候所費

一一四、八〇〇 勸業諮問會費

三一、四六〇 勸業年報印刷費

二八八、〇二三 物產陳列場費

二六二、八六三 關西府縣聯合水産共進會費

五四四、〇〇〇 コロンパス博覽會出品補助費

七〇、〇〇〇 菌生絲品評會補助費

明治二十七年年度

一金七千參百七拾壹圓六拾六錢五厘 勸業費

七、四三六 稻作試驗費

五、一七〇 農事試驗場費

一四三、三二〇 水産巡回教師費

三〇、〇三五 獸疫費

一、九六六、八六〇 農事講習所費
 三三、三二〇 農事巡回教師費
 一、五〇〇、〇〇〇 製茶改良補助費
 一九九、六〇〇 水産傳習生徒派遣費

六二〇、六八〇 測候所費
 一、四二五、七八五 第四回内國勸業博覽會費
 一一四、八〇〇 勸業諮問會費
 一一五、二〇〇 勸業年報印刷費

二〇

明治二十八年度

一金七千五百六拾壹圓八拾九錢四厘 勸業費
 七二、三三六 稻作試驗費
 六三三、四六四 農事試驗場費
 四六〇、六〇一 農事講習所費
 五四、三一〇 農事巡回教師費
 七五〇、〇〇〇 蠶絲業組合補助費
 一、五〇〇、〇〇〇 製茶改良補助費
 四三四、六〇〇 水産傳習生徒派遣費

一四三、三二〇 水産巡回教師費
 六〇〇、〇〇〇 漁業組合補助費
 二二、七〇〇 歌 疫 費
 六一五、四四〇 測候所費
 一、四一一、二九九 第四回内國勸業博覽會費
 一〇四、二〇〇 勸業諮問會費
 一一七、六〇〇 勸業年報印刷費

明治二十九年度

一金六千七百五拾七圓七拾錢六厘 勸業費
 六八二、六二〇 稻作試驗費
 八五一、一六七 農事試驗場費
 一、五〇〇、〇〇〇 養蠶獎勵費
 一、五〇〇、〇〇〇 製茶改良補助費
 五六六、六〇〇 水産傳習生徒派遣費
 四九六、〇〇〇 水産獎勵費

二二、七〇〇 歌 疫 費
 七三〇、七〇七 測候所費
 一〇四、二〇〇 勸業諮問會費
 五九、五九二 印刷費
 一一四、五二〇 山林巡回教師費

明治三十年度

一金六千貳拾七圓八拾五錢貳厘 勸業費
 一、五二七、三三一 農事試驗場費
 一、七三六、八〇〇 養蠶獎勵費
 四二六、八〇〇 水産傳習生徒派遣費
 二、〇〇〇 歌 疫 費
 七五八、六七七 測候所費

一〇八、八〇〇 勸業諮問會費
 一一七、三九二 印刷費
 一九五、九二〇 山林巡回教師費
 一、一五四、五三二 第二回水産博覽會費

明治三十一年度

一金壹萬七千貳百九拾八圓八拾六錢壹厘 勸業費
 二、四一〇、七四九 農事試驗場費
 一、一一一、〇〇〇 水産傳習生徒派遣費
 一六、八五一 歌 疫 費
 一、七二〇、七八三 測候所費
 一六一、二〇〇 勸業諮問會費
 二三五、六一九 印刷費

九、三二四、七九〇 蠶種検査費
 一、二七七、八七〇 第四回東海農區五縣聯合共進會費
 三〇〇、〇〇〇 製造品評會補助費
 二四〇、〇〇〇 織物組合補助費
 五〇〇、〇〇〇 農會補助費
 一、〇〇〇、〇〇〇 遠洋漁業補助費

明治三十二年度

一金壹萬八千七百參拾四圓四拾七錢貳厘 勸業費
 四、〇六六、四八六 農事試驗場費
 二五、〇三〇 歌 疫 費
 二、〇四八、三〇九 測候所費
 二〇四、三五〇 印刷費
 一、六三六、九〇〇 農事巡回教師費

三、九九九、八二〇 蠶種検査費
 三、二五二、三〇五 水産試驗場費
 二九四、二五〇 害蟲驅除費
 四八〇、三八〇 地方森林會費
 二、七二六、六四二 明野勸業場費

明治三十三年度

一金參萬六千貳百參拾四圓五拾七錢五厘	勸業費	五二〇、八〇〇	地方森林會費
五、二二、八五七	農事試驗場費	八三四、一五〇	東海農區五縣聯合會費
二五、〇三〇	獸疫	一、八一八、八七八	關西九州府縣聯合會費
一、九六七、五五二	湖候所費	九六〇、〇〇〇	郡市農產補助費
一七二、〇二〇	印刷費	三、七五〇、〇〇〇	郡市農事補助費
四、七二、二九九八	蠶種検査費	一、〇〇〇、〇〇〇	教諭講習所費
一四、二五四、九四〇	水産試驗場費	五〇〇、〇〇〇	模範耕地整理調査費
三〇三、〇五〇	害蟲驅除費		

四、農會設立前の本縣農事機關

(一) 勸業諮問會

明治十六年太政官布達に依つて設置せられた農事唯一の諮問機關にして本縣勸業上計畫すべき事業はすべて本會に諮問さるゝのである。其開催年月諮問事項を掲ぐれば左の通りである。

回数	開會月日	日數	會員	諮問事項
明治十六年度 第一回	明治十六年十二月十七日	四	一五	民林取締準則
第二回	十七年二月五日	三	一五	虫害驅除豫防ノ經驗、農事改良ノ實驗、農民ノ元氣ヲ振作スル法、種苗請求規則改正案
第三回	三月一日	三	一五	

回数	開會月日	日數	會員	諮問事項
第四回	三月二十五日	六	一五	茶業組合準則
第十七年度 第一回	五月二十二日	三	一五	移殖養育ノ見込アル魚介若藻ノ種類、漁村維持法、魚付場ノ場所、ツボアミ使用ノ利害、漁業及漁器改良法
第二回	六月二十六日	三	一五	町村勸業委員ノ設置及町村聯合勸業會開設以來ノ實績、農商通信及統計報告調査實況、共進會申告書類及博覽會解説書ヲ正確ニスルノ方法
第三回	七月二十日	三	一五	栽培試驗場實際着手ノ順序、農業改良ノ要處、農家ノ景況
第四回	七月二十五日	三	一五	金融ノ多寡及金銀運轉ノ緩急、金利高低商店閉閉ノ多寡、洋銀壹圓五拾錢ノ時ト貳圓五錢ノ時ト我國ノ物産ニ與ヘシ影響如何、生産不生産ト孰レニ資金ヲ使用セシ高多キヤ、諸物價低落ノ原因ハ米價ノ下落ニ起因スルヤ他ニ原因アルヤ
十八年度 第一回	四月十日	三	一五	農商工業上非常ノ衰頹ニ陥リタル實況如何
第二回	四月二十五日	五	一五	勸業通信統計報告規則ノ利害並ニ實際取調ノ順序如何、田圃作物害虫驅除規則ノ事、勸業組合事業實施實況及得失如何、近年不景氣ノ影響ニヨリ田圃施肥ノ量ヲ減ゼルガ如シ今肥料購求ノ便路ヲ開キ此弊ヲ矯正セんとス其方法如何、農園ニ鶏豚ヲ飼養スルノ利害及其方法如何
二十三年度 第一回	三月十六日	三	一五	寒暖計正誤ノ件、水産品評會開設ノ方案、農事講習所生徒募集手續及規則ノ大要、牛馬賣買組合規約設定ノ方案、牛馬檢定方ニ關スル件
第二回	三月一日	二	一七	畜牛蕃殖組合へ種牛下付ノ件
二十七年度 第一回	三月二十三日	二	一七	農事教師設置ノ件、稻作模範田設置ノ件、地方稅勸業費ヲ以テ牝牛ヲ購入シ農事篤志者へ交付ノ件
二十九年度 第一回	三月八日	三	一七	農會規則ノ發布並ニ其條項ノ可否、林山中實際刈取ヲ必要トスルノ外火入ヲ廢シ山林ヲ立シムル方法
三十年度 第一回	三月二十一日	二	二一	山林蕃殖ノ獎勵法如何、農工銀行ヨリ長期低利ノ資金ヲ即チ改良發達スベキ事業ノ種類如何、簡易農事講習所又ハ農明及冬季農學校ヲ開設セバ生徒志望者ノ有無並ニ其理由如何、勸業上最モ要諦ヲ要スベキモノ如何

明治二十八年三月一日開會の勸業諮問會出席者

桑名郡多度村 西田喜兵衛 員辨郡治田村 岡田松之助 員辨郡十社村 川瀬五三郎
 鈴鹿郡龜山町 島山養草 河曲郡河曲村 古市與一郎 安濃郡明合村 高士幾之助
 安濃郡長野村 堀川佐三 一志郡稻葉村 上島德三郎 飯高郡松坂町 谷輪音次郎
 多氣郡津田村 村田藤吉 度會郡柏崎村 西村德藏 度會郡西二見村 辻喜代藏
 山田郡布引村 馬岡清次郎 伊賀郡猪田村 菊永斧次郎 荅志郡磯部村 結城十助
 北牟婁郡尾鷲町 國松齡太郎 南牟婁郡五郷村 德田秀十郎 計 十七名

明治三十一年三月二十一日開會の勸業諮問會出席者

會頭 三重縣知事 田邊輝實 番外 三重縣屬 菊澤 庸
 一番 大橋 誠一 二番 川瀬助右衛門 三番 缺 員 四番 熊澤市兵衛
 五番 佐藤 利光 六番 駒田慶藏 七番 紀平雅次郎 八番 上島德三郎
 九番 渡邊 操 一〇番 龜井宗十郎 二番 缺 員 三番 村田藤吉
 三番 辻 喜代藏 四番 西村德藏 五番 田中利三郎 一六番 福川兼三郎
 七番 永濱 團治 八番 橋本清六 九番 速水熊太郎 二〇番 榎本南夫
 三番 農事試驗場技手 水原 政治

(二) 農事諸團體 (明治二十七年六月現在)

團體名	創立年月日	會員數	事務所所在地	業務ノ大要	會費一人	經費
興農社	明治十四年	二九	飯南郡花園村 大字驛部田	一年十回集談會ヲ開ク、米、麥、大豆ノ肥料試驗ヲ行フ、原野ニ松杉苗ヲ移植ス、社員其他貯蓄金ヲ獎勵ス	一ケ年 參拾錢	一五〇〇〇 外ニ設有貯蓄部、四〇〇〇〇〇 〇〇ヲ支出シテ原野及植樹ヲ 興入
三重農業協會	明治十九年	三六〇	津市堀川町	毎月一回報告ヲ發行ス、種苗ノ交換ヲ行フ、農事諸話會ヲ開ク	五拾錢	一八〇、〇〇〇
玉瀧同友會	明治十九年	一三六	阿拜郡玉瀧村 大字玉瀧	農談會ヲ開ク	四貳錢拾	三四、七六六
員辨實業協會	明治二十四年	二一五	員辨郡笠田村 大字下笠田	一年一回蘆薈品評會ヲ開ク、一年二回種苗交換會ヲ開ク、一年一回農談會ヲ開ク	六錢	四二、三二八
飯高飯野實業協會	明治二十五年	三〇	飯高郡神戶村 大字上川	毎月一回集談會ヲ開ク、農事上ノ利害ヲ講究ス、種苗ノ交換ヲ行フ	參拾錢	三、三一三
壬生野村農會	明治二十五年	五〇	阿拜郡壬生野村 大字川東	談話會ヲ開ク 種苗交換會ヲ開ク	四貳錢拾	七、〇〇〇

本表ハ農商務省農務局長ノ照會ニ對シ明治二十七年六月三重縣ヨリ報告シタル調査ニ依ル

(三) 農事諸會合

會名	開會年月日	會日數	場所	會員數	問題
農業會	明治十四年八月十八日 十五年一月十六日 十六年九月十日	一 二 四	三重縣醫學校內 三重縣廳會議所	二二 二二 二二	四 四 四

新く全國農事大會は農政問題も議するに及び、大日本農會より分離して別個に活動することとなり、其第二回を明治二十八年に、第三回を引續き明治二十九年に開催し、系統農會の組織、其他農政諸件を議した。其の年農會の中央機關たる全國農事會を設立するに至つた。

次で明治三十二年には、農業關係議員より農會法案を帝國議會に提案され、貴衆兩院を通過し、法律として發布されるに至り、更に同三十三年には農會法令を公布され、茲に系統農會の組織を見るに至つた。

當時中央機關としては前述の全國農事會があつたが、農會法に認められず、明治四十三年に至り、帝國農會と改稱して法に認められ、茲に名實共に系統農會が完成した。

然しながら當時の農會法は、全條文僅に六ヶ條に過ぎないで、當然本法に規定すべき重要事項は殆んど農會法令なる勅令に定められてある爲めに、時勢の進運にも伴はぬは勿論、運用上不便が多かつたので、年を経るに従ひ、之が改正の聲漸次高まり、遂に大正十一年に至り根本的改正を施され、同年四月十一日從來の農會法を廢して新に農會法を發布し、同十二年一月一日から施行することとなつた。

此の農會法は全條文四十一箇條より成り、農會の目的、性質、事業、會費の徴收、議決機關の制度等に関して、從來のものと全く面目を一新したもので、現在の農會は本法が其骨子をなして居る。

二、本會の創立

本會は明治廿一年三月に創立したる三重縣農業協會より生れたもので、農業協會は二、三の有志者發起となりて之を

設立し、縣下農業界の機關として爾來七ヶ年間、一千有餘の會員を以て種々斯業の改良發達上貢獻する所があつた、時偶々日清兩國干戈を交ゆるに到り、當然資源殊に食糧問題が喧傳せられ農界益々多事となるや、大日本農會は系統的農會組織の必要を唱道して大いに一般を刺戟し、農業協會又之れに共鳴して、會員及有志者は各郡に遊説して一般を促したが、未だ當時にありては一般當業者の理解なく、系統農會設立の必要を痛感するに到らなかつた。茲に於て有志者は明治廿七年十一月系統農會組織に關し有志者協議會を津市に開催した。各郡より會する者四十名、之を第一回として翌廿八年三月迄に協議會を催すこと四回に及び、其都度當局者に懇願し、或は各郡に遊説して常に系統的農會の組織に努めたが、遂に廿八年四月農會創立協議會を津市に開くに當り、時の知事成川尚義氏が臨席して訓示し、後委員協議の結果、先づ上級農會を組織し漸次下級農會に及ぼす事に決定、尙會則を制定して津市大字船頭町三十五番屋敷に假事務所を設けて會員募集に着手したが、入會する者僅か四、五百名にして、之れにては到底農會存在の意義をなさず、故に其後屢々農會規則の發布を當局者に請願したが、當時の知事田邊輝實氏は漸く之を容れ、明治三十年四月十三日縣令第三二號を以て農會規則を發布した。之より先同年二月廿一日既に農會組織に關し各郡代表者會を開催して三重縣農會規約(別項)を議定し、即日知事の認可を受け翌廿二日、廿三日總會を開いて役員の選舉、三十年及三十一年度經費豫算を決議して茲に始めて三重縣農會の設立を見たのである、斯くて縣廳内に事務所を置いて事業を開始した。

同年十月廿七日より三日間本會主催となり度會郡宇治山田町大字浦田町神宮教院に於て東海農區農事大會を開催した。次で明治三十三年二月初めて農會令の發布があつて、同年九月廿六日同令第廿六條により繼續を認可せられ本會の基礎漸く確立した。

明治三十一年二月二十二日、二十三日の兩日總會を開き役員を選舉し、收支豫算を議決した。參集せる各都市農會

代表者及選舉せる役員氏名左の如し。

各郡市農會代表者

- 桑名 大橋 誠一 員辨 岡田松之助 三重 下田亨三 鈴鹿 小河市五郎
- 河藝 古市與一郎 安濃 中根啓三 一志 笹井祐助 飯南 龜井宗十郎
- 多氣 村田 藤吉 度會 杉木齋之助 阿山 田中利三郎 名賀 永濱 團治
- 志摩 橋本 清六 北牟婁 櫻井平八 南牟婁 新谷 貞信 津 橋本清助
- 四日市 伊達太右衛門

役員

- 會長 田邊 輝實 幹事 菊 澤 庸
 - 評議員 村田藤吉、杉木齋之助、大橋誠一、古市與一郎、下田亨三、田中利三郎、笹井祐助
 - 書記 岡村長次郎、鈴木信太郎
- 但し書記は會長より囑託せり

三、創立當時の豫算内容

○明治三十年度三重縣農會經常歲出豫算
 一金八拾九圓拾參錢

内

- 金七拾九圓拾參錢 總會費、會員旅費
 - 但汽車賃延二百二十哩一哩金六錢、汽船賃延百八十海里一海里金六錢、車馬賃延三十一里一里金拾五錢、滞在日當延三十二日一日金壹圓五拾錢、日飯日當金壹圓
 - 金拾 圓 豫備費
- 備考 今回招集セシ郡市農會代表者ハ縣農會組織ノ爲メ招集セシモノニ付、組織會ニ要セシ日當及往復路ノ車馬賃等ハ所屬郡市農會ノ負擔トセリ、故ニ本豫算ニ於テハ總會ニ要スル日當及飯路車馬賃等ノミナリ但組織會ハ一日總會ハ二日間ナリシヲ以テ片道十八町又ハ四十鎮以上ニシテ通計一里又ハ一哩以上トナルベキモノハ本費ヨリ支出スルコト、セリ

○明治三十年度三重縣農會經常歲入豫算
 一金八拾九圓拾參錢

- 内 (各郡市農會負擔額)
- 金參圓五拾六錢五厘桑名郡、金五圓參拾四錢八厘員辨郡、金八圓八拾壹錢四厘三重郡、金五圓五拾七錢壹厘鈴鹿郡、金六圓拾五錢河藝郡、金參圓七拾四錢參厘安濃郡、金九圓五拾參錢七厘一志郡、金六圓二十五錢飯南郡、金四圓九十七錢多氣郡、金九圓五拾參錢七厘度會郡、金七圓四拾九錢七厘阿山郡、金五圓八錢名賀郡、金四圓六拾參錢五厘志摩郡、金貳圓五厘北牟婁郡、金四圓九參錢貳厘南牟婁郡、金參拾五錢七厘津市、金貳拾六錢七厘四日市市、
- 備考 本豫算ノ算出ハ郡市農戶數及耕地山林反別歩合一覽表ニ依リタルモノナリ

○明治三十一年度三重縣農會經常歲出豫算

一金五百八圓四拾九錢

內

一金百參拾七圓七錢

內

金百參拾參圓四拾七錢

會員旅費

但汽車賃延四百四十一哩一哩金六錢、汽船賃延三百七十六海里一海里金六錢、車馬賃延六十三里一里金拾五錢、滞在日當延四十八日一日金壹圓五拾錢、日飯日當延三日一日金壹圓

金壹圓 小使給

但開會三日前後半日宛ヲ加ヘ四日間一日金貳拾五錢

金六拾錢 印刷費(但議案等印刷費)

金壹圓 消耗品費(但用紙鉛筆及炭茶費)

金壹圓 通信費(但郵便電信費及人足賃)

一金百六拾壹圓五拾錢

事務所費

內

金拾圓 書記手當(但二人分)

金五圓 器具費(但机書籍其他)

金拾貳圓 消耗品費(但筆紙墨及炭茶費)

金貳拾五圓 印刷費(但諸印刷費)

金參拾六圓 通信運搬費(但郵便電信費及運搬費並二人足賃)

金七拾參圓五拾錢 旅費(但評議員招集及役員出張旅費汽車賃延三百九十哩一哩金六錢、車馬賃延七十四里一里金拾五錢、滞在日當延二十六日一日金壹圓五拾錢)

一金百九圓九拾貳錢

全國農事大會費

內

金參拾圓 全國農事大會負擔金

金七拾九圓九拾貳錢 旅費(但全國農事大會出席代表者二名旅費陸路一里ニ付拾五錢延二十里、汽車賃一哩ニ付六錢延三十二哩、滞在手當日當一日金壹圓五拾錢延六日分)

一金百圓 豫備費(但豫算ノ不足又ハ豫算外ノ經費ニ充ツ)

○明治三十一年度三重縣農會經常歲入豫算

內(各郡市農會負擔額)

金貳拾圓參拾四錢桑名郡、金參拾圓五拾錢九厘員辨郡、金五拾圓參拾四錢壹厘三重郡、金參拾壹圓七拾八錢壹厘鈴鹿郡、金參拾五圓八錢六厘河藝郡、金貳拾壹圓參拾五錢七厘安濃郡、金五拾四圓四拾錢八厘一志郡、金參拾八圓六拾四錢五厘飯南郡、金參拾圓五拾九錢九厘多氣郡、金五拾四圓四拾錢八厘度會郡、金四拾貳圓七拾壹錢參厘阿山郡、金貳拾八圓九拾八錢四厘名賀郡、金貳拾六圓四拾四錢貳厘志摩郡、金拾壹圓四拾四錢壹厘北牟婁郡、金貳拾七圓九拾六錢七厘南牟婁郡、金貳圓參錢四厘津市、金壹圓五拾貳錢五厘四日市市

經費送付期限

- 一 明治三十年度分三月十日迄ニ縣農會ヘ送付ノ事
- 一 三十一年度分ハ四月十月ノ兩度ニ各半額宛テ縣農會ヘ送付ノ事

會員並ニ役員ニ支給スベキ旅費額

- 一 汽車賃 一哩 金 六 錢
- 一 汽船賃 一海里 金 六 錢
- 一 車馬賃 一里 金 拾 五 錢
- 一 滞在日當 一日 金 壹 圓 五 拾 錢
- 一 日飯日當 一日 金 壹 圓

同支給法ハ現行縣會議員旅費支給法ニ依ル

但旅行日當ヲ支給セズ

四、縣令第三十二號を以て發布の農會規則

● 三重縣農會規則

- 第一條 農會ハ農事ノ改良進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トスヘシ
- 第二條 農會ハ縣農會郡農會市町村農會ノ三種トス
- 第三條 市町村農會ハ一市町村農會ヲ以テ一區域トシ其市町村ニ於テ農業ヲ營ムモノ並ニ耕地山林原野ヲ所有スルモノヲ以テ組織スヘシ但他市町村ニ住居スルモノハ農會ニ加入セサルモ妨ナレト雖モ農會規則並ニ其決議事項ヲ遵守スヘシ
- 第四條 郡農會ハ郡内ノ町村農會ヲ以テ組織シ縣農會ハ郡市農會ヲ以テ組織スヘシ
- 第五條 各農會ニ於テ調査講究又ハ施行スヘキ事項ノ概目左ノ如シ

- 一、農事講話及講習 二、農事模範場及試作場 三、農産物及林産物ノ改良繁殖 四、種苗交換及頒布 五、利水及排水 六、田區ノ改正 七、農具肥料ノ改良 八、肥料種苗農具ノ共同購入及農産物共同販賣 九、家畜家禽ノ改良繁殖 十、山林ノ保護繁殖 十一、蟲害豫防驅除 十二、有益鳥獸保護 十三、勤地貯蓄 十四、農家副業 十五、農事ニ關スル官廳ノ諮問應答 十六、農事功勞者ノ表彰 十七、農事統計 十八、農談會及農産品評會 十九、其他必要ト認ムル事項

第六條 農會ハ會長其他必要ノ役員ヲ置キ其會ニ於テ之ヲ選舉スヘシ

第七條 左ニ掲グル事項ハ規約ニ於テ之ヲ定ムヘシ

- 一、農會ノ名稱及事務所ノ位置
- 二、役員選舉法及權限
- 三、會議ニ關スル規定
- 四、費用收支ニ關スル規定
- 五、前項ノ外各農會必要ノ事項

第八條 農會ハ其會ノ決議ニ依リ規約其他必要ノ規程ヲ設ケ町村農會ニ在テハ郡長郡市農會及縣農會ニ在テハ知事ノ認可ヲ受クヘシ其變更ヲ要スルトキ亦同シ

第九條 農會經費ノ收支豫算ハ決議ノ都度町村農會ニ在テハ郡長ニ郡市農會及縣農會ニ在テハ知事ヘ報告スヘシ

第十條 農會役員ノ住所氏名ハ町村農會ハ郡長ニ郡市農會及縣農會ハ知事ヘ報告スヘシ

第十一條 縣農會ハ毎年二月前年ニ於ケル各農會ノ事項ヲ調査シ知事ヘ報告スヘシ

第十二條 市町村農會ノ費用ハ其會々員ノ資格ヲ有スルモノ之ヲ負擔シ郡農會ノ費用ハ其郡内各町村農會之ヲ負擔シ縣農會ノ費用ハ各郡市農會之ヲ負擔スヘシ

第十三條 各農會ハ其會ノ決議ヲ以テ農業上學識經驗又ハ功勞アルモノヲ推薦シテ特別會員トナスコトヲ得

附 則

第十四條 各農會創立準備ノ事務ハ市町村農會ハ市町村長ニ於テ創立委員五名以上ヲ指定シ郡農會ハ郡長ニ於テ郡内各町村農會ヨリ代表者ヲ召集シ之ヲ組織セシムヘシ郡市農會ハ知事ノ召集ニ依リ代表者壹名ヲ出 縣農會ヲ組織スヘシ 前項ノ費用ハ本則第十二條ニ依リ負擔スヘシ

五、本會最初の規約

●三重縣農會規約

- 第一條 明治三十年(四月)三重縣令第三十二號三重縣農會規則ヲ遵守シ本規約ヲ締結ス
- 第二條 本令ハ三重縣農會ト稱シ三重縣縣内ニ設置ス
- 第三條 本會ハ全國又ハ他府縣農會團體ト氣脈ヲ通シ且ツ之ニ加盟スルコトヲ得
- 第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
會長一名、副會長一名、幹事一名、評議員七名、書記二名
- 第五條 會長ハ本會一切ノ事務ヲ總理シ且ツ會議ノ議長トナル
副會長ハ會長ノ事務ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之カ代理ヲナスモノトス
幹事ハ庶務會計ヲ掌理シ會長副會長共ニ事故アルトキハ之カ代理ヲナスコトヲ得
書記ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務ニ從事スルモノトス
- 第六條 會長幹事評議員ハ郡市農會代表者之ヲ選舉シ其任期ヲ三ヶ年トス
書記ハ會長之ヲ命スルモノトス
- 第七條 會長ハ毎年一回各郡市農會代表者一名ツ、ヲ招集シ通常總會ヲ開設シ本會ノ事業經費ノ費目賦課ノ方法及收支豫算ヲ議定スルモノトス
會長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ郡市農會過半数ノ請求ニ依リ臨時總會ヲ開設スルモノトス
- 第八條 會議ハ代表者半数以上出席スルニアラサレハ開クコトヲ得ス
- 第九條 會議ハ過半数ニ依テ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ可否スル處ニ依ル
- 第十條 會長ハ議事ヲ整理シ其日ノ會議ヲ閉閉ス
- 第十一條 會議ハ傍聴ヲ許ス
- 第十二條 會議ハ評議員會ニ諮問シ學識經驗アル者ニ就キ特別會員ヲ推薦シ諸般ノ調査ヲ委託ハルコトヲ得
- 第十三條 特別會員ハ總會及評議員會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得但可否ノ數ニ加ハラス

- 第十四條 本會ノ會計ハ其年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第十五條 本會幹事ハ會計年度經過後三ヶ月以内ニ前年ノ收支精算ヲナシ會長ニ提出スヘシ
- 第十六條 本會ノ收支豫算ハ會長其増減ヲ要セスト認ムルトキハ前年度ノ決議ニ依リ執行スルコトヲ得
- 第十七條 本會代表者ハ必要ノ都度又ハ豫メ年限ヲ定メ評議員會ニ於テ之ヲ選出スルモノトス
- 第十八條 本會役員ハ書記ヲ除ク外總テ無報酬トス
- 第十九條 特別會員ニハ調査ノ輕重若クハ出席日數ニ應ジ相當ノ報酬又ハ辦當料ヲ支給スルコトヲ得

六、本會組織の變遷

本會組織の變遷を年次別法令順に畧記すれば左の如し。

- (一) 有志組織時代
 - 三重縣農會規則 明治二十八年四月制定 二十ヶ條
- (二) 縣令組織時代
 - 三重縣農會規則(縣令三二號) 明治三十年四月發布 十四ヶ條
 - 三重縣農會規約 同三十一年二月制定 十七ヶ條
 - 同 同年八月一部變更 十九ヶ條
- (三) 農會令組織時代
 - 農會法(法律一〇三號) 明治三十二年六月發布 六ヶ條
 - 農會令(勅令三〇號) 同三十三年二月 二十六ヶ條

三重縣農會會則
 明治三十三年九月認可
 八章三十八ヶ條

同
 同三十四年十二月一部變更認可
 同

同
 同三十六年七月一部變更認可
 同

同
 同三十八年九月全部變更認可
 八章三十三ヶ條

同
 同三十八年十月改正發布
 三十七ヶ條

農會令(勅令二二五號)
 同三十九年四月全部變更認可
 六章三十九ヶ條

三重縣農會會則
 同四十年十一月一部變更認可
 同

農會法(法律一九號)
 同四十二年三月改正
 六ヶ條

農會令(勅令三五二號)
 同年九月改正發布
 三十七ヶ條

三重縣農會會則
 同四十四年四月一部變更認可
 七章四十一ヶ條

同
 大正八年一月一部變更認可
 同

同
 同九年十二月一部變更認可
 同

同
 同十一年十二月一部變更認可
 同

(四) 農會法組織時代
 農會法(法律四〇號)
 大正十一年四月改正公布
 四十一ヶ條

三重縣農會會則
 同十二年一月全部變更認可
 四十八ヶ條

同
 昭和六年七月一部變更認可
 同

農會法(法律第六九號)
 同十六年十月改正
 四十一ヶ條

三重縣農會會則
 同七年一月一部變更認可
 四十八ヶ條

農會法(法律第四二號)
 同九年四月改正
 四十一ヶ條

三重縣農會會則
 同十年三月全部變更認可
 五十八ヶ條

同
 同十二年二月一部變更認可
 五十八ヶ條

農會法(法律第九十九號)
 同十五年八月改正
 四十一ヶ條

三重縣農會會則
 同十五年十二月一部變更認可
 五十八ヶ條

七、郡市農會設立

一志郡農會	明治三十年五月二十五日認可	三重郡農會	明治三十年十月十三日認可
阿山郡農會	同 年六月十三日	度會郡農會	同 年十月二十一日
河藝郡農會	同 年六月三十日	鈴鹿郡農會	同 年七月四日
多氣郡農會	同 年七月五日	飯南郡農會	同 年七月六日
安濃郡農會	同 年七月三十日	北牟婁郡農會	同 三十一年一月十二日
名賀郡農會	同 年七月三十一日	四日市市農會	同 年一月十二日
志摩郡農會	同 年八月六日	南牟婁郡農會	同 年二月十四日
員辨郡農會	同 年九月十三日	宇治山田市農會	明治四十年一月十日
津市農會	同 年九月二十一日	松阪市農會	昭和八年二月一日
桑名郡農會	同 年九月二十七日	桑名市農會	昭和十三年一月二十五日

八、本會の事務所

(一) 事務所の變遷

本會の創立當時には會務極めて簡單なりし爲め事務員は皆三重縣勸業課員の兼務する所で、隨つて事務も亦皆同課内にて處理せられつゝありしが、其後事業の進展に伴ひ専任の技術員及書記を置くに當り、別に獨立した事務室を要するに至りしを以て津市岩田町に市街の民家を借入れ茲に移轉する事となつた。爾來時代の要求は益々本會事業の擴張を促し、事務又繁劇を加へ職員を増置するに隨ひ事務所の狹隘を感じしを以つて、同市榮町の津稅務署が元使用したりし屋舎を借りて之れに移りしが、偶々明治四十年關西府縣聯合共進會を津市に開催せられ、閉會後其事務所たりし建物を縣に於て保管せらるゝこととなりしを以て、之れに移轉したるが、其設備たるや共進會用建築にして固より永久的完全なものでなく、種々の不便を忍びて多年執務しつゝあつたが、縣の都合により再び縣廳内に戻り其一部を借りて執務するに至つた。然し素より廳内甚だ狹隘不便にて執務能率に影響する事多く、故に新築の要望益々昂り遂に縣廳構内に現在の事務所を新築するに至つた。之れ本會創立以來二十有五年を経て茲に始めて本會單獨の事務所を有する事になつたのである。今既往の變遷を表示すれば左の通りである。

自明治三十一年二月二十一日
至同 三十四年四月二十一日 三重縣廳内

自明治三十四年四月二十一日
至同 三十六年五月八日 津市大字岩田町三番屋敷民家

自明治三十六年五月九日
至同 四十一年五月 津市榮町五十九番屋敷舊津稅務署廳舎

自明治四十一年六月
至大正七年一月 津市下部田千六百八十五番地舊共進會事務所

自大正七年二月
至同 十年一月 三重縣廳内

自大正十年一月二十五日 新築廳舎(現事務所)

(二) 事務所の新築

本會事務所の新築は夙に其の必要を感じ關係者の中には之れを唱道する者も多かつたが、當時本會の經濟上不可能なる爲止むを得ず他日新築の準備を爲すべく計畫を樹てたのは大正四年である。乃ち同年度に於て當時津市の所有に係る同市下部田字北羽所に在る雜種地反別二反歩を購入することとし、其代價參千圓を四箇年賦を以て支出することを契約した。又一面同年度より毎年積立金を爲し以て時機の到るを待ちつゝあつたが、時運は急轉して新築の速成を促し、縣亦之れを懇懇せられ補助金交付の内意あり、曩きに購入し置きたる敷地も一躍倍額の騰價を見るに到つたので之れを賣却して別に縣有地の無償使用を出願すべき計畫を樹てた。尙當時の情勢よりして寄付金の募集も決して至難にあらざる見込が立つたので、各郡市農會當局の助力を得て寄付金募集に着手したるに、地主篤志者の寄付金翕然として聚り財源漸く茲に確立した。故に直ちに建築の設計を整へ大正九年三月臨時總會を開き新築の議を決した。工事着手は先づ敷地内に現存する縣の諸建物を移轉し、地盤を整理して同九月十一日地鎮祭を執行し起工の式を挙げた。爾來工事は豫定に違はず進捗して同十一月十二日上棟式を行ひ、翌十年一月二十日全く斧鉞の工を竣はり、内外の諸設備亦完成するに至り同二十四日盛大なる落成式を舉行し、其翌二十五日役職員全部茲に移轉執務することとなつた。今其の構造の概要を示せば左の通りである。

一、本館木造瓦葺二階建(桁行十六間)及(梁間五間五分)二ヶ所 建坪八十二坪五合 一棟

但基礎混泥土打、軒高地盤ヨリ土臺下端マテ、根積煉瓦高二尺五寸土臺下端ヨリ軒畔マテ二十七尺、軒出柱真ヨリ鼻隠外端マテ一尺七寸、屋根寄棟造突出部切妻トシ、小屋組ハ西洋小屋トシ突出部ハ招小屋ニ組立テ勾配ハ五分トシ切込椽瓦葺トス。支關及内支關ハ土間混泥土打トシ其他各室ハ床板張り、天井ハ打上大井腰羽目付キ木摺壁白漆喰仕上ケ外部腰積人造石洗出シ塗、階下窓下腰ハ「セメント」壁仕上ゲ一部下見板張りトシ、内外木鐵部見掛リハ總テ「ペンキ」塗り一部「ワニス」塗りトシ、出入口唐戸建入レ窓ハ上ケ下ケ硝子戸建入レ軒樋ハ蛇腹樋トス

階下 役員室(十五尺) 事務室(二十八尺五寸) 中廊下(九尺五寸) 支關(九尺五寸) 應接室(十五尺) 階段室(九尺五寸)

第一控室(十三尺五寸) 第二控室(十五尺) 内支關(十五尺) 裏廊下(六尺六寸)

階上 會議室(五十二尺五寸) 同突出部(十五尺) 裏廊下(十五尺) 押入(九尺) 階段室(六尺) 表廊下(二十八尺五寸)

第三控室(二十四尺) 第四控室(三十三尺)

二、宿直室及便所 木造平家建(桁行三間三分)及(梁行一間二分) 建坪九坪七合六勺 一棟

但基礎混泥土打軒高土臺下端ヨリ軒畔マテ十尺五寸、便所ノ部分同八尺六寸、軒出柱真ヨリ鼻隠外端マテ二尺、屋根切妻造勾配五寸、切込椽瓦葺小使室疊敷押入付天井板張り壁ハ眞壁白漆喰及大津壁ニ仕上ケ、出入口腰高硝子戸窓ハ引違ヒ硝子戸建入レ外部ハ簾子下見板張り生澁塗リトス

宿直室(十二尺) 床(六尺) 押入(六尺) 廊下(三尺六寸) 便所(二十二尺八寸)

三、小使室及湯沸場 木造瓦葺平家建(桁行四間) 建坪十二坪 一棟

但基礎混泥土打軒高土臺下端ヨリ軒畔マテ十尺五寸、軒出柱真ヨリ鼻隠外端マテ二尺、屋根切妻造勾配五寸、切込椽瓦葺小使室疊敷押入付天井板張り壁ハ眞壁白漆喰及大津壁ニ仕上ケ、出入口腰高硝子戸窓ハ引違ヒ硝子戸建入レ外部ハ簾子下見板張り生澁塗リトス

小使室(十二尺) 押入(六尺) 同(三尺) 二ヶ所 湯沸場(十二尺) 廊下(二十四尺)

四、便所及渡り廊下 木造瓦葺平家建(桁行四間) 建坪四坪 一棟

但基礎混泥土打軒高土臺下端ヨリ軒畔マテ八尺五寸、一部十一尺七寸、軒出柱真ヨリ鼻隠外端マテ二尺、屋根切妻造勾配五寸、切込椽瓦葺床板張天井無シ、壁ハ眞壁白漆喰仕上ケ便所出入口唐戸建入レ外部ハ簾子下見板張り生澁塗リトス

便所(七尺二寸) 廊下(十六尺八寸)

五、物置 木造瓦葺平家建(桁行五間) 建坪十坪 一棟

但基礎混泥土打軒高土臺下ヨリ軒畔マテ十尺五寸、軒出柱真ヨリ種鼻マテ二尺、屋根切妻造勾配五寸切込椽瓦葺床板張天井無シ、壁ハ眞壁白漆喰仕上ゲ出入口板戸窓無双戸建入レ外部羽目板張三角椽打トス

右建築の経費は本館貳萬九千壹百五拾九圓九拾七錢、宿直室及便所壹千五百七拾九圓拾貳錢七厘、小使室及湯沸場壹千五百五拾貳圓八拾參錢七厘、便所及廊下五百七拾圓、物置七百參拾八圓、其他敷地内に在りたる縣有諸建物の移轉に壹千壹百五拾七圓、其の跡地の整理、排水工事、通路の改修、庭園の新設等に貳千參百七拾七圓九拾八錢を要し合計參萬七千壹百參拾四圓七拾四錢壹厘である。尙之れに附隨したる諸雜費、入件費並に備品の新調費等壹萬八千參百四拾參圓貳拾八錢九厘にして、總額五萬五千四百七拾八圓參錢を支出したのである。而して之れが財源は縣の補助金壹萬五千圓の外、郡市農會負擔金壹千七百貳拾圓、地主篤志者の寄附金參萬參百八拾七圓、其他本會土地賣却代、積

立金等を以つて之れに充てたのである。今左に寄附者諸君の氏名を掲ぐ。

附記 寄附者の人員が郡市の大小に比例せず其數に大差あるは、各郡市別に大體の豫定寄附額を割當てたる爲め郡農會名を以て一括寄附となれるものあり、亦大口寄附者のありたる郡市は人員少く、然らざる郡市は多くの人數に割當を行ひたる等の結果に他ならず。

(三) 事務所建築費寄附者

一〇、〇〇〇圓	三重郡河原田村	熊澤 一衛	二〇〇	三重郡日永村	松岡忠四郎
二、五〇〇	名古屋市中區久屋町	神野金之助	二〇〇	三重郡羽津村	森 正道
二、〇〇〇	桑名郡桑名町	諸戸清六	二〇〇	三重郡四郷村	伊藤傳七
二、〇〇〇	〃	諸戸精太	二〇〇	一志郡末ノ庄村	米本平左衛門
七〇〇	三重郡保々村	天春文衛	二〇〇	飯南郡松阪町	小津清左衛門
四〇〇	一志郡雲出村	小林嘉平治	二〇〇	桑名郡城南村	北牟婁郡農會
三五〇	四日市中納屋町	九鬼紋七	一五〇	四日市中納屋町	伴 又一
三〇〇	一志郡戸木村	小津六三郎	一五〇	宇治山田市一ノ木町	九鬼健一郎
三〇〇	桑名郡桑名町	貝塚榮之助	一五〇	鈴鹿郡龜山町	山羽幸平
三〇〇	員辨郡稻部村	木村秀興	一三〇	四日市市藏町	安藤良藏
三〇〇	〃	多氣郡農會	一二〇	桑名郡城南村	吉田伊兵衛
二五〇	員辨郡笠田村	南牟婁郡農會	一〇〇	員辨郡大長村	伴 又進
二〇〇	桑名郡木曾岬村	和波鏡太郎	一〇〇	員辨郡阿下喜村	川瀬作彌
二〇〇	三重郡八郷村	黒宮重嘉	一〇〇	一志郡大三村	稻垣專八
二〇〇	三重郡常磐村	平田武	一〇〇	一志郡豊地村	十森磐郎
		加藤政吉郎	一〇〇		宮村信次郎

一〇〇	一志郡小野江村	田中喜右衛門	五〇	鈴鹿郡井田川村	麻生富八
一〇〇	飯南郡松阪町	長谷川治郎兵衛	五〇	鈴鹿郡野登村	小林國松
一〇〇	度會郡瀧原村	吉田善三郎	五〇	鈴鹿郡井田川村	伊藤利吉
一〇〇	阿山郡朝田村	服部孝太郎	五〇	鈴鹿郡庄野村	宮崎安治
一〇〇	津市宿屋町	田中治郎左衛門	五〇	鈴鹿郡深伊澤村	小林彦三郎
一〇〇	三重郡朝上村	鈴木宇兵衛	五〇	鈴鹿郡龜山町	葉田文一
一〇〇	三重郡鹽濱村	長谷川重太郎	五〇	河養郡一身田町	森 庄太郎
一〇〇	三重郡日永村	清水三右衛門	五〇	河養郡榮村	今井源之進
一〇〇	志摩郡鷺方村	大矢進一	五〇	河養郡白子町	岩崎六右衛門
八四	桑名郡大山田村	黒田貫一	五〇	河養郡白子町	伊達忠兵衛
八〇	宇治山田市宮後町	河村清兵衛	五〇	河養郡白子町	長谷川七左衛門
八〇	飯南郡松阪町	白塚大三郎	五〇	河養郡稻生村	大井 滋子
七〇	度會郡北濱村	西村徳太郎	五〇	一志郡小野江村	八太正太夫
七〇	四日市市川原町	山中傳四郎	五〇	一志郡川合村	松浦高腰三
六六	安 濃 郡	村主村農會	五〇	一志郡小野江村	西川利造
六〇	宇治山田市吹上町	竹内善兵衛	五〇	一志郡豊地村	東畑吉之助
五五	安 濃 郡	新町農會	五〇	一志郡大三村	田中圭太郎
五四	志摩郡磯部村	西岡敏助	五〇	飯南郡射和村	上田 一郎
五〇	桑名郡多度村	西田喜兵衛	五〇	飯南郡花岡村	國分平次郎
五〇	員辨郡梅戸井村	門脇文助	五〇	飯南郡松阪町	辻 直吉
五〇	員辨郡稻部村	藤田平太郎	五〇	飯南郡大河内村	若林太郎一
五〇	員辨郡大泉原村	市川理一郎	五〇		堀木齋右衛門
五〇	鈴鹿郡高津瀬村	川村房次郎	五〇		

二〇	飯南郡漕代村	橋 義助	二〇	名賀郡阿保町	島 岡
二〇	飯南郡漕代村	宮下孫三郎	二〇	名賀郡澗川村	垣 中 熊次
二〇	飯南郡櫛田村	井上直吉	二〇	名賀郡錦生村	田 中 源之助
二〇	飯南郡櫛田村	横井米吉	二〇	河藝郡明村	藤 田 信次郎
二〇	飯南郡櫛田村	三宅清八	二〇	河藝郡椋本村	駒 田 作五郎
二〇	飯南郡西黒部村	松村善兵衛	二〇	河藝郡一身田町	洲 藤 小右衛門
二〇	飯南郡西黒部村	川村保武	二〇	河藝郡高野尾村	赤 塚 善助
二〇	飯南郡港村	齋藤傳藏	二〇	河藝郡黒田村	笠 井 治兵衛
二〇	飯南郡松尾村	中川爲吉	二〇	河藝郡黒田村	行 方 文七
二〇	飯南郡松尾村	竹井翁藏	二〇	河藝郡白子町	種 廻 藤左衛門
二〇	飯南郡松尾村	左古英太郎	二〇	河藝郡飯野村	片 山 清吉
二〇	飯南郡西黒部村	湖崎幸松	二〇	河藝郡神戶町	堀 木 竹次郎
二〇	飯南郡西黒部村	兼古重三郎	二〇	河藝郡飯野村	澤 田 鶴橋
二〇	飯南郡港村	山口虎三	二〇	河藝郡河曲村	佐 野 要太郎
二〇	飯南郡港村	弓矢茂三郎	二〇	河藝郡河曲村	生 川 爲造
二〇	飯南郡松阪町	中西關三	二〇	河藝郡其田村	杉 岡 光次郎
二〇	飯南郡松阪町	山路菊次郎	二〇	河藝郡其田村	川 出 千太郎
二〇	飯南郡松阪町	永井次郎吉	二〇	河藝郡玉垣村	山 川 薫三
二〇	飯南郡松阪町	浦谷爲吉	二〇	河藝郡玉垣村	松 岡 茂雄
二〇	飯南郡松阪町	小川三左衛門	二〇	河藝郡若松村	伊 坂 又右衛門
二〇	飯南郡松阪町	洲藤長作	二〇	河藝郡豊津村	伊 藤 勘兵衛
二〇	飯南郡松阪町	久保田初藏	二〇	河藝郡一ノ宮村	渡 邊 庄之助
二〇	飯南郡松阪町	三宅次平			

一五	河藝郡合川村	中内 有	一〇	名賀郡比奈知村	山 本 逸郎
一五	河藝郡玉垣村	森田晋作	一〇	名賀郡依那古村	石 田 馨
一五	河藝郡一ノ宮村	橋本又四郎	一〇	名賀郡阿保町	松 本 堯次郎
一五	河藝郡一ノ宮村	樋口敏三	一〇	津市上濱町	橋 本 清助
一五	河藝郡一ノ宮村	橋本末松	一〇	津市下部田	山 本 政三郎
一五	河藝郡一ノ宮村	横田助次郎	一〇	津市八幡町	岡 善助
一五	河藝郡一ノ宮村	大泉松次郎	一〇	員辨郡阿下喜村	林 善 邁
一五	安濃郡	辰水村農會	八	安濃郡高宮村	中 川 庄九郎
一五	安濃郡藤水村	増田萬吉	六	安濃郡片田村	野 田 恭次
一五	名賀郡阿保町	森岡千太郎	六	安濃郡櫛形村	奥 田 竹次郎
一四、三	安濃郡安濃村	増田久五郎	六	安濃郡櫛形村	前 田 恒太郎
一三、九	安濃郡安濃村	淺生淺太郎	六	安濃郡櫛形村	淺 尾 正一
一三	安濃郡	安西村農會	六	安濃郡櫛形村	坂 口 彌一郎
一三	河藝郡一ノ宮村	林勘十郎	六	安濃郡櫛形村	濱 地 次雄
一〇	安濃郡片田村	神戶直	五	安濃郡片田村	猪 谷 明市
一〇	河藝郡合川村	金丸傳之助	五	安濃郡櫛形村	若 林 與吉
一〇	河藝郡神戶町	清水綱太郎	五	名賀郡依那古村	森 下 奈良藏
一〇	河藝郡一ノ宮村	北川萬右衛門	五	安濃郡高宮村	樋 口 文之助
一〇	安濃郡	雲林院村農會	二〇	安濃郡長野村	古 川 義三
一〇	安濃郡安濃村	宮林伊三郎			萩 野 裕
一〇	安濃郡藤水村	三澤藤右衛門			西 川 久
一〇	安濃郡藤水村	守口平七			石 川 盛
一〇	飯南郡松阪町	伊藤四郎兵衛			倉 岡 盛藏

合計金參萬參百八拾七圓

寄附人員貳百六拾參名
四九

(四) 事務所建築費收支決算

收入之部	支
郡市農會負擔額	事務所建築費
積立金	會計課物置其他ノ移轉費
土地賣却代	總合移轉諸費
縣費補助	雜費
寄附金	豫備費
借入金	
雜收入	
計	計

一、七二〇、〇一〇	四二、九八二、一九〇
三、七六三、一六〇	一、一九七、六八〇
六、〇〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、四八〇
一五、〇〇〇、〇〇〇	八、六九七、六八〇
三〇、三八七、〇〇〇	
一、二四七、三三五	
五八、一七五、五〇五	
計	五五、四七八、〇三〇

第二章 本會の機關

第一節 役員、議員

一、會長及副會長

會長		副會長	
氏名	官職	氏名	官職
田邊輝實	知事	大海原尙義	内務部長
李家祐二	同	川上親晴	同
荒川義太郎	同	井原昂	同
小倉信近	同	森正隆	同
古莊嘉門	同	足立火次郎	第四課長
森正隆	同		
浦太郎	内務部長		

在任期間		在任期間	
至	自	至	自
明治三一年七月二二日	自明治三一年六月二二日	自明治三一年四月八日	自明治三一年三月二二日
明治三二年二月二二日	自明治三二年一月二二日	自明治三二年一月二二日	自明治三二年一月二二日
明治三二年七月二二日	自明治三二年六月二二日	自明治三二年六月二二日	自明治三二年六月二二日
明治三三年一月二二日	自明治三三年一月二二日	自明治三三年一月二二日	自明治三三年一月二二日
明治三三年七月二二日	自明治三三年六月二二日	自明治三三年六月二二日	自明治三三年六月二二日
明治三四年一月二二日	自明治三四年一月二二日	自明治三四年一月二二日	自明治三四年一月二二日
明治三四年七月二二日	自明治三四年六月二二日	自明治三四年六月二二日	自明治三四年六月二二日
明治三五年一月二二日	自明治三五年一月二二日	自明治三五年一月二二日	自明治三五年一月二二日
明治三五年七月二二日	自明治三五年六月二二日	自明治三五年六月二二日	自明治三五年六月二二日
明治三六年一月二二日	自明治三六年一月二二日	自明治三六年一月二二日	自明治三六年一月二二日
明治三六年七月二二日	自明治三六年六月二二日	自明治三六年六月二二日	自明治三六年六月二二日
明治三七年一月二二日	自明治三七年一月二二日	自明治三七年一月二二日	自明治三七年一月二二日
明治三七年七月二二日	自明治三七年六月二二日	自明治三七年六月二二日	自明治三七年六月二二日
明治三八年一月二二日	自明治三八年一月二二日	自明治三八年一月二二日	自明治三八年一月二二日
明治三八年七月二二日	自明治三八年六月二二日	自明治三八年六月二二日	自明治三八年六月二二日
明治三九年一月二二日	自明治三九年一月二二日	自明治三九年一月二二日	自明治三九年一月二二日
明治三九年七月二二日	自明治三九年六月二二日	自明治三九年六月二二日	自明治三九年六月二二日

市村慶三	原田維織	遠藤柳作	山岡國利	田子一民	柴田善三郎	山脇春樹	長野幹	永田秀次郎	馬淵銳太郎	俵孫一	久保田政周	有田義資	林市藏	有松英義
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	知事
至自 六四、 二二、 一八	至自 四三、 一四、 二六	至自 三、 一、 五〇	至自 五、 九、 二七	至自 三、 二、 三三	至自 二、 〇、 二五	至自 一、 〇、 一六	至自 八、 五、 一八	至自 五、 五、 〇六	至自 五、 三、 四二	至自 三、 二、 二〇	至自 四、 四、 二〇	至自 四、 四、 二〇	至自 四、 四、 二〇	自明治 四、 一、 七五
關田義臣	木津慶次郎	民間	民間	民間	民間	天春文衛	民間	高橋要次郎	鶴見左吉雄	第一課長	同	同	同	同
現自 一五、 二、 一八	自自 一五、 二、 一八	自自 一五、 二、 一八	自自 一五、 二、 一八	自自 一五、 二、 一八	自自 一五、 二、 一八	自大正 四、 二、 六三	自大正 四、 二、 六三	自自 四、 四、 二〇	自自 四、 四、 二〇	自自 四、 四、 二〇	自自 四、 四、 二〇	自自 四、 四、 二〇	自自 四、 四、 二〇	自自 四、 四、 二〇

五二

二、願 問

廣瀬久忠	早川三郎	小林嘉平治	宇佐美祐次
同	同	民間	同
至自 八、 六、 二二	至自 〇、 八、 一六	至自 一、 五、 二七	現自 一、 五、 二八
宇佐美祐次	民間	民間	民間
自自 一五、 二、 一八	自自 一五、 二、 一八	自自 一五、 二、 一八	自自 一五、 二、 一八

富田愛次郎	熊野英	小河正儀	後藤耕造	高橋隆道	東畑精一	小林嘉平治	中野與吉郎	阿部邦一
昭和一〇年二月	同 一〇年二月	同 一四年六月	同 一四年六月	同 一四年二月	同 一四年二月	同 一五年二月	同 一五年二月	同 一五年二月
昭和二年一月	一四年四月	一五年四月	一五年四月	一五年四月	一五年四月	一五年二月	一五年二月	一五年二月
備	備	備	備	備	備	備	備	備
考	考	考	考	考	考	考	考	考
昭和二年一月	一四年四月	一五年四月	一五年四月	一五年四月	一五年四月	一五年二月	一五年二月	一五年二月
昭和十五年二月二十八日死亡								

五三

三、評議員

氏名	郡市	選任年月	附記
大橋誠一	桑名郡	明治三十一年二月選舉當選	明治三一、四、一五死亡
下田亨三	三重郡		
古市與一郎	河藝郡		亡古市與一郎ノ補欠
佐井祐助	一志郡		
村田藤吉	多氣郡		
杉木齋之助	度會郡		
田中利三郎	阿山郡		
橋本清六	志摩郡	明治三十一年八月	
木村周太郎	三重郡	明治三十三年一〇月改選	
佐井祐助	一志郡		
服部平太郎	阿山郡		
落合慎五右衛門	安濃郡		
西村徳藏	度會郡		
大橋誠一	桑名郡		
木村周太郎	三重郡	明治三十六年六月改選	
落合慎五右衛門	安濃郡		

西村徳藏	度會郡		
橋本清助	津市		
大橋誠一	桑名郡	明治三十九年二月改選	
木村周太郎	三重郡		
龜井宗十郎	飯南郡		
西尾大治郎	阿山郡		
橋本清助	津市		
池澤宗則	阿山郡	明治四〇年一〇月	
藤井新吾	河藝郡	明治四一年一月	
龜井宗十郎	飯南郡	明治四二年九月改選	
橋本清助	津市		
池澤宗則	阿山郡		
石川涉	三重郡		
山本六郎	鈴鹿郡		
木津慶次郎	阿山郡		
小森久郎	員辨郡		
山本六郎	鈴鹿郡		
木津慶次郎	阿山郡		
小森久郎	員辨郡		
山本六郎	鈴鹿郡		
木津慶次郎	阿山郡		
小森久郎	員辨郡		

大正三三辭任

明治四〇、七辭任
西尾大治郎ノ補欠
定員増加ニル選任

龜井宗十郎	飯南郡	大正元年一月改選	小森久郎ノ補欠
橋本清助	津市郡		
下田亭三	三重郡	大正三年一月改選	
木津慶次郎	阿山郡	大正四年二月改選	
下田亭三	三重郡		
竹下鏡次郎	一志郡		
森田市之助	度會郡		
横田郷助	特別議員		
岸本康通	同	大正五年二月改選	大正七、二辭任 横田郷助ノ補欠
下田亭三	三重郡	大正八年五月改選	
森田市之助	度會郡		
木津慶次郎	阿山郡		
小林嘉平治	特別議員		
岸本康通	同	大正一二年八月改選	大正一、二、一辭任
木津慶次郎	阿山郡		
宇佐美祐次	三重郡		
小泉由藏	飯南郡		
小林嘉平治	特別議員		
鯉沼巖	桑名郡		

水上七郎	同	大正一二年二月改選	鯉沼巖ノ補欠 大正一四、七辭任
小島庄吉	同	大正一四年二月改選	水上七郎ノ補欠
宇佐美祐次	三重郡	昭和二年六月改選	昭和二、二辭任(副會長當選)
小泉由藏	飯南郡		
關田義臣	名賀郡		
小林嘉平治	特別議員		
芝辻一郎	同		
乾敬三	三重郡	昭和二年二月改選	昭和四、七辭任
向井長治郎	志摩郡	昭和六年六月改選	宇佐美祐次ノ補欠
黒川正吉	安濃郡		
松本長藏	桑名郡		
小泉由藏	飯南郡		
關田義臣	名賀郡		
小林嘉平治	特別議員		
別宮秀夫	同		
松本長藏	桑名郡	昭和七、六辭任	
佐藤邦則	鈴鹿郡		
竹川信太郎	飯南郡		
松田茂雄	度會郡		

四日市	津	南牟婁	北牟婁	志摩	名賀	阿山	度會	多氣	飯南	一志								
伊達太右衛門	橋本清助	榎本南夫	新谷貞信	櫻井平八	前田半七	橋本清六	住澤勇吉	永濱團治	池澤宗則	田中利三郎	喜田正兵衛	杉木齋之助	村田藤吉	龜井宗十郎	龜井宗十郎	渡邊操	笹井祐助	原重次郎
三一、二	三一、二	四〇、九	三一、二	三一、二	四一、四	三一、二	三一、二	三一、二	四〇、二	三一、二	三一、二	三一、二	三一、二	四一、七	三一、二	四一、四	三一、二	四一、四
味岡銀平	山本盛松	西德次	小川正美	大崎仙之丞	田端秀松	岩本伊右衛門	安岡久平	西村德藏	坂井良平	田所寅吉	齋藤祐次郎							
三六、四	四一、六	三六、三	三三、二	三六、八	四〇、二	三六、七	三六、三	三六、四	三六、二	三四、一	三四、二							
山本喜代藏	森本丑太郎	上道常松	押田辰藏	勝島政次郎	杉本甚三郎	西尾大治郎	濱地安兵衛	榑田定次郎	高岡佐市	佐々木三郎								
三八、四	四三、九	三八、三	三九、八	四二、二	三八、六	三九、二	三九、二	四一、二	三七、一	三九、二								

六〇

(2) 議員及豫備議員

○桑名郡

大橋誠一(三選)	田中金藏	伊藤元次郎	松本長藏	西田喜兵衛	松本長藏	松本長藏	伴春次郎	伴春次郎
明治四年四月	大正九年六月	一〇年一月	一二年四月	昭和二年五月	六年五月	一〇年五月	一三年二月	一四年六月
黒田虎一郎(三選)	黒田太一郎	柴田大次郎	鈴木彌等	伊藤元次郎	伊藤元次郎	伊藤元次郎	森光朝	平野範三
明治四年四月	大正九年六月	一〇年一月	一二年四月	昭和二年五月	六年五月	九年五月	一〇年五月	一三年二月
渡邊貞治郎								
一四年六月								

○員辨郡

小森久郎	稻垣專八(再)	佐藤源一	藤谷傳平
明治四年四月	大正三年二月	一二年四月	昭和二年五月
藤谷田平	藤谷平謙	藤谷平	林奎兵衛
明治四年四月	大正三年三月	一二年四月	昭和二年五月

六一

内藤恒二郎	大正九年四月	荒木與吾助	一〇年二月	別所周太郎	一〇年二月	黒川正吉(三)	一四年二月	山崎伊之吉	昭和一〇年五月	西川龜久生	一四年六月
荒木與吾助	大正九年四月	別所周太郎	一〇年二月	黒川正吉	一〇年二月	山崎伊之吉(三)	一四年二月	西川龜久生	昭和一〇年五月	海野磯吉	一四年六月

六四

〇一志郡

波邊操	明治四四年四月	竹下鏡次郎	大正三年二月	杉本良助	六年二月	井田勘十郎	九年四月	森孝夫	一二年四月	奥村孝夫	昭和二年五月	平林喜久三	六年五月	小林嘉平治	一〇年四月	小林嘉平治	一四年六月
杉本良助	明治四四年四月	杉本良助	大正三年二月	長崎保之助	六年二月	森孝夫	九年四月	黒瀬修二	一二年四月	上野三郎	昭和二年五月	平田義郎	六年五月	寺島晋次郎	一〇年四月	小野耕一郎	一四年六月

〇飯南郡

亀井宗十郎(再)	明治四四年四月	竹川信太郎	大正七年二月	竹川信太郎(再)	明治四四年四月	吉田房之助	大正七年二月	竹川信太郎	一二年四月	中川九左衛門	昭和二年四月	亀井正雄	六年五月	小泉由藏	一〇年二月	堀田芳藏	一四年六月
----------	---------	-------	--------	----------	---------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	------	------	------	-------	------	-------

〇多氣郡

楠谷定次郎(再)	明治四四年四月	楠谷定次郎	大正六年四月	梅村忠五郎(再)	明治四四年四月	藤原彌次郎	大正六年四月	大北源次郎	九年四月	淺沼富三郎	一二年四月	尾上伸松	昭和二年四月	川村克己	六年五月	山下和六	九年二月	西村利市	一〇年五月	西村恒藏	一四年六月
----------	---------	-------	--------	----------	---------	-------	--------	-------	------	-------	-------	------	--------	------	------	------	------	------	-------	------	-------

六五

○度會郡

森田市之助(再)	明治四四年 四月
森田市之助	大正 六年 二月
森井喜八郎	一二年 四月
松田茂三	一五年 二月
乾田敬三	昭和 二年 五月
松田茂雄	六年 四月
松田茂雄	一〇年 四月
西田收藏	一四年 六月
藤田梅藏(再)	明治四四年 四月
佐田亀之助	大正 六年 二月
嘉正隆三	一二年 四月
嘉正隆三	一五年 二月
茂利要	昭和 二年 五月
西田牧藏	六年 四月
西田牧藏	一〇年 四月
增田仙造	一四年 六月

○阿山郡

木津慶次郎(四選)	明治四四年 四月
馬岡次郎	昭和 二年 五月
竹島忠年	六年 五月
北村熊次郎	八年 六月
池澤宗則	一〇年 五月
吉川寅之助	一〇年 五月
吉川寅之助	一〇年 五月
池澤宗則(四選)	明治四四年 四月
百本竹藏	昭和 二年 五月
松本金之助	六年 五月
川瀬邁	八年 六月
西田定治郎	一〇年 五月
廣田藤吉	一四年 六月

○名賀郡

山崎松之助	明治四四年 四月
山崎松之助	大正 二年 二月
川島貞助	六年 二月
川島貞助	九年 四月
關田義臣	一二年 五月
關田義臣	昭和 二年 五月
關田義臣	一四年 六月
杉本甚三郎	明治四四年 四月
山本茂	大正 二年 二月
宮崎時之助	六年 二月
安倍多計志	一二年 五月
田中源之助(三)	昭和 二年 五月
上野芳松	一四年 六月

○志摩郡

大矢圓三郎	明治四四年 四月
坂本庄太郎	大正 三年 四月
大崎千之丞	六年 四月
坂本楠藏	一一年 七月
向井長治郎	一二年 四月
井本茂兵衛	一四年 二月
井上善代	一五年 二月
西岡敏助	昭和 二年 三月
向井長治郎	六年 五月
向井長治郎	一〇年 五月
向井長治郎	一四年 六月
坂倉鶴吉	明治四四年 四月
小林藤三郎	大正 三年 四月
向井長治郎	六年 四月
井上善代	一一年 七月
井本茂兵衛	一二年 四月
森口廣吉	一四年 二月
井本茂兵衛	一五年 二月
井上善代	昭和 二年 三月
松本喜十郎	六年 五月
松本喜十郎	一〇年 五月
阪井辰之助	一四年 六月

○北牟婁部

小川正	明治四四年 四月	定吉	明治四四年 四月
高須鶴太郎(再)	大正三年 二月	中島德兵衛(再)	大正三年 二月
大井順之助	一二年 四月	中島德兵衛	一二年 四月
大井順之助	昭和二年 四月	川口要藏	昭和二年 四月
川口要藏	五年一月	(中)瓦村義三郎	昭和二年 四月
小島耕平	八年一月	宮地圓藏	五年一月
小島耕平	一〇年四月	宮地圓藏	七年二月
九鬼鐵輔	一二年四月	宮地圓藏	八年一月
小島耕平	一四年六月	酒井與三治	一〇年四月
			一四年六月

○南牟婁郡

西村金之助	明治四四年 四月	小原純三	明治四四年 四月
鈴木伊八郎	大正三年 四月	山本光夫	大正三年 四月
(齋)内藤敬彦	六年四月	山本友市	六年四月
三角田喜作	七年二月	眞砂傳治	一二年 六月
字戸正壽	一二年 六月	字井文兒	一三年 九月
白鹿金	昭和二年 五月	三角田喜作	昭和二年 五月
川口金	五年二月		
(奥)山米次郎	一〇年五月		
村田駒吉	一四年四月		

○津市

(加)藤誠彦	一〇年 七月	三角田喜作	一〇年 四月
佐藤友次郎	一四年 六月	後呂勘右衛門	一四年 六月

○四日市

橋本清助(三)	明治四四年 四月	鈴木五左衛門(三)	明治四四年 四月
加藤重太郎	大正九年 二月	加藤重太郎	大正九年 二月
西岡又四郎	一二年 四月	五島善兵衛	一二年 四月
堀川美哉	昭和六年 四月	長谷川源吉	昭和六年 四月
堀川美哉	一〇年 四月	(高)田中幸一	一〇年 五月
堀川美哉	一四年 六月	高橋信藏	一四年 六月

山本喜代藏(再)	明治四四年 四月	伊達貫一郎(再)	明治四四年 四月
佐伯又太郎	大正六年 二月	山本喜代藏	大正六年 二月
佐伯又太郎(再)	九年 二月	伊達貫一郎(再)	九年 二月
山路文助	昭和二年 五月	山本鐵次	昭和二年 五月
伊達貫一郎	六年 四月	山路文治郎	六年 四月
吉田勝太郎	九年 六月	伊達貫一郎	一〇年 四月
吉田勝太郎	一四年 六月	伊達貫一郎	一四年 六月

○宇治山田市

牧山鐵藏再	明治四四年 四月	勝村八郎再	明治四四年 四月
竹内善兵衛	大正六年 四月	杉野八郎兵衛	大正六年 四月
竹内善兵衛再	八年 四月	勝村八郎再	八年 四月
竹内善兵衛	昭和二年 四月	杉野八郎兵衛	昭和二年 四月
(齋藤眞之助)	一〇年 二月	竹内善兵衛	一〇年 二月
鎌田千代之助	一〇年 六月	大川亮太	一四年 二月
世古善兵衛	一四年 二月		

○松阪市

小出三郎	昭和八年 七月	竹内新之助	昭和八年 七月
和田潤	一〇年 四月	川口龜吉	一〇年 四月
小澤茂右衛門	一四年 六月	春木信一	一四年 六月

○桑名市

貝塚榮之助	昭和十三年 一月	水谷榮	昭和十三年 一月
貝塚榮之助	一四年 六月		一四年 六月

附記 本會議員及豫備議員は明治四十四年四月一日より昭和十年三月三十一日迄の間は郡市農會に於て選出せられ昭和十四年四月一日以降は農會法の改正によつて各級の農會長は當然上級農會の議員、副會長は豫備議員となることに改められた。

第二節 職員

一、幹事

(大正十一年四月十二日法律第四〇號改正農會法ヲ以テ幹事ハ役員中ヨリ除カレ職員トナル)

氏名	就任年月日	解任年月日	附記
菊澤庸	明治三十一年 二月二五日	明治三十四年 一月一三日	縣廳第五課長 (囑託幹事)
長英生	三十四年 十月二〇日	三十六年 七月一七日	屬 (囑託幹事)
岡村長次郎	三十四年 一〇月五日	三十六年 九月二〇日	賦醫 (囑託幹事)
水原政次	三十四年 一月一四日	三十六年 五月二九日	第四課長 (囑託幹事)
三村直次郎	三十四年 七月一九日	三十七年 三月三一日	第四課長 (囑託幹事)
稻光特	三十六年 九月二六日	三十七年 七月八日	耕地整理課長 (囑託幹事)
林田茂七郎	三十七年 六月一日	四〇年 九月一〇日	屬
高橋力三郎	三十七年 七月一八日	四〇年 二月一五日	第四課長 (囑託幹事)
田中次郎	四〇年 一〇月五日	四一年 一月八日	第四課長 (囑託幹事)
川上重典	四〇年 一〇月二日	大正六年 一〇月三一日	專任
安達宅次	四一年 五月二八日	明治四二年 一月三〇日	勸業課長 (囑託幹事)
八尾信夫	四二年 四月一日	四三年 四月二七日	同
北野孝一	四三年 五月一五日	四五年 六月二八日	同
鳥山利隆	大正元年 八月一日	大正七年 三年九月	農商課長 (囑託幹事)

氏名	就任年月	解職年月	備考
郡 茂 德	大正 七年 三月三十一日	大正 八年 二月二十四日	農商課長 (囑託幹事)
牛場勘四郎	六 年 一 月 二 日	一 五 年 七 月 一 六 日	專 任
赤松小寅	九 年 一 月 一 〇 日	一 〇 年 六 月 四 日	農商課長 (囑託幹事)
横山正	一〇年 六月二十三日	一二年 一月 一日	同
小西竹次郎	一二年 一月 八 日	一四年 三月三十一日	同
前川純三	一四年 四月 一 日	一五年 七月 二 日	耕地課長兼農務課長(囑託幹事)
村田保	一五年 七月 九 日	昭 和 三 年 七 月 一 三 日	農務課長 (囑託幹事)
安達松治郎	一五年 七月 一 六 日	六 年 一 月 七 日	專 任
羽田秀雄	三 年 八 月 一 〇 日	五 年 一 月 二 〇 日	農務課長 (囑託幹事)
荒木義夫	五 年 一 月 三 一 日	七 年 八 月 二 二 日	農商課長 (囑託幹事)
大橋克	六 年 一 月 二 六 日	昭 和 六 年 十 二 月 技 師 兼 任	昭 和 十 二 年 四 月 專 任 幹 事
古城林	七 年 九 月 一 二 日	一〇年 五月三十一日	農務課長 (囑託幹事)
多田雄次郎	一〇年 九月 九 日	一三年 四月二十二日	同
太田政明	一三年 五月 二 五 日	一四年 五月 一 五 日	同
八田健次	一四年 五月 三 一 日	一五年 五月 一 三 日	同
德崎香	一五年 五月 二 一 日	一六年 二月 一 〇 日	同
廣瀬幸太郎	一五年 六月 一 八 日		三重縣農會技師(兼 任)

二、技 師

氏名	就任年月	解職年月	備考
稻光 特	明治三六年 五月	明治三六年 九月	解職下同時ニ囑託幹事ニ推薦(明治四十一年三月退職)
安岡 莊藏	三九年 八月	四一年 三月	
水原 政次	四〇年 一 月	四三年 九月	本會技手ヨリ昇進
棚橋 昇	四〇年 八 月	四二年 三月	
美濃部 鏞次郎	四四年 一 月	大正一一年 九月	解職下同時ニ囑託トナル
大石茂次郎	大正一〇年 四月	一二年 一 月	本會技手ヨリ昇進
梶原善十郎	一二年 一 月	昭 和 三 年 七 月	解職下同時ニ囑託トナル
中野 登	一四年 七 月	六 年 一 二 月	解職下同時ニ囑託トナル
須子 芳夫	一四年 九 月	八 年 一 月	解職下同時ニ囑託トナル
大橋 克	昭 和 三 年 八 月	一二年 四 月	技師ヲ解キ専ラ幹事ヲ命ス
志井勘三郎	七 年 三 月		
松浦 幸也	八 年 四 月	一四年 七 月	本會技手ヨリ昇進 昭和十四年七月二十六日死亡
廣瀬幸太郎	八 年 一 〇 月		昭和十五年六月幹事兼務
山路 虎吉	一四年 二 月	一四年 八 月	三重縣農業保險組合聯合會技師ニ轉職下同時ニ囑託トナル
竹上 泉	昭 和 一 四 年 四 月		
中村龜久生	一四年 九 月		本會技手ヨリ昇進

三、技手（本會勤務）

氏名	就任年月	解任年月	備考
岩本 虎信	明治三十四年 四月	明治三十六年 七月	明治三十九年七月再任 明治四十一年三月退職 技師ニ昇進
松浦 季雄	三十四年 一月	三十六年 一月	
水原 政次	三十四年 五月	四〇年 一月	書記兼務
西野 峯太郎	三十七年 四月	三十八年 三月	
安岡 莊藏	三十七年 八月	三十九年 八月	
田中 慎三	三十八年 五月	四一年 三月	
淺沼 二郎	三十九年 六月	三十九年 二月	
永井 清次	三十九年 六月	三十九年 二月	
川村 鍊太郎	三十九年 七月	四一年 三月	
杉村 幸輔	三十九年 一月	四〇年 七月	
行方 甚次郎	三十九年 七月	四四年 六月	
辻井 昌達	三十九年 一月	四一年 三月	
原田 健太郎	三十九年 一月	四一年 三月	
宮本 久摩治	三十九年 一月	四一年 三月	
佐藤 郁太	四〇年 四月	四一年 二月	
宮内 龜松	四〇年 四月	四一年 三月	

武田 卯三	四〇年 八月	
長谷川 桃治	四〇年 一月	
川合 禮吉	四〇年 一月	
小谷 富雄		
平井 一三		
三島 三七		
堀内 利三郎		
堀中 常次郎		
松原 勝幹		
小林 熊藏		
彦阪 剛邦		
西村 繁太郎		
半田 次翁		
古澤 覺治郎		
關根 一左衛門		
澁谷 幸吉	四〇年 一月	四一年 三月
大野 良次	四三年 八月	四四年 三月
廣瀬 幸太郎	四四年 四月	大正三年 五月
下野 藤兵衛	四四年 七月	大正二年 一月

眞野鶴松	明治四四年八月	大正六年一月
赤塚橋尾	大正三年四月	六年七月
木村正一	六年九月	七年六月
丹羽増太郎	六年一月	一四年六月
刀根俊男	七年二月	昭和三年八月
内山義雄	七年五月	大正一四年一月
大石茂次郎	七年七月	一〇年四月
井田伊角	一二年四月	昭和五年一月
松浦幸也	一四年一月	八年四月
上田三喜造	一五年四月	八年三月
岩本定吉	昭和五年三月	六年四月
中村龜久生	五年四月	五年二月
田中敏郎	五年六月	一〇年七月
大原寛三	六年一月	九年一月
鈴木勇	六年四月	昭和八年三月
伊東隆夫	八年三月	一二年六月
積木九一	八年四月	一一年九月
藏樹三次郎	九年一月	
山崎進	九年一月	一〇年一月

技師ニ昇進

昭和九年四月再任 昭和九年九月十四日死亡
 十三年八月再任 昭和十四年九月技師昇進

昭和十二年名古屋市場駐在、昭和十三年大阪市場駐在、
 昭和十五年五月本會へ

増地耕三	一〇年七月	一三年八月
川上久也	一一年一月	
富内正三	一一年二月	一四年五月
八木了治	一二年七月	一二年八月
稻葉丈夫	一二年一月	一五年七月
前田龍之助	一四年一月	一五年七月
谷嘉三郎	一四年一月	
阿保精一	一四年一月	
山出隆	一五年七月	
川村可夫	一五年八月	
杉田茂	一五年一月	
池田武四郎	一五年一月	

雇ヨリ昇進
 雇ヨリ昇進

四、郡市農會駐在技師

氏名	就任月日	解任月日	備考
橋野賢一	昭和六年三月	昭和十四年一月	河藝郡駐在 昭和八年四月より同十二年三月迄河藝郡農會技師本會囑託 昭和十四年一月五日死亡
飯田哲三	一二年三月		三重郡駐在
前田新三	一二年三月		志摩郡駐在

五、派遣及駐在技手

(イ) 市場駐在技手

氏名	就任年月	解任年月	備考
井上惣次郎	昭和四年一月	昭和八年三月	大阪販賣斡旋所駐在
西場寛次郎	六年三月	一三年三月	大阪販賣斡旋所駐在
久保功	一五年三月		名古屋販賣斡旋所駐在
大西嘉一	一二年六月		大阪販賣斡旋所駐在
村林達三	一五年二月		大阪販賣斡旋所駐在
森本賢男	一二年八月	一五年二月	大阪販賣斡旋所駐在
松岡廣武	一四年二月		

(ロ) 郡市農會派遣及駐在技手

氏名	就任年月	解任年月	備考
赤塚文左衛門	昭和六年三月	昭和六年五月	一志郡駐在 (昭和六年五月二十日死亡)
小林茂		八年三月	鈴鹿郡駐在
奥井亮三郎		八年三月	名賀郡駐在
渡邊信一	六年六月	八年三月	一志郡駐在
眞弓重一	一二年四月	一三年六月	度會郡駐在

氏名	就任年月	解任年月	備考
西生信		一三年一月	名賀郡駐在
御給正美		一三年三月	安濃郡駐在
橋本一夫	八年三月		河藝郡駐在
近藤勇	一二年四月	一三年一月	阿山郡駐在
山本鐵次		一三年八月	四日市市駐在 (四日市市技手)
北出隆一		一三年二月	飯南郡駐在
佐野盤根		一三年三月	南牟婁郡駐在
草川重郎		一六年二月	津市駐在 (昭和十六年二月十七日死亡)
村主融	一三年一月	一四年九月	三重郡駐在
山本敬一	一三年二月	一五年五月	松阪市駐在
福森茂	一三年三月	一四年九月	名賀郡駐在
岡村政祐	一三年六月	一五年九月	鈴鹿郡駐在
早川尹信	一三年九月	一四年九月	飯南郡駐在
柴田凱雄	一五年一月	一四年七月	員辨郡駐在
芝田敬太郎	一三年四月		四日市市駐在
小阪行夫	一四年一月		阿山郡駐在
上山久雄	一四年〇月		名賀郡駐在
羽場覺	一二年三月		員辨郡駐在
小坂宗七			河藝郡駐在

下野桂司	昭和二年三月
中川庄司	昭和一二年
黑田信一	昭和一二年八月
三浦正	昭和一二年四月
原坦平	昭和一三年七月
大久保善治	昭和一三年八月
山口武彦	昭和一三年一月
福山清	昭和一四年一月
山路菊松	昭和一四年四月
伊藤順治郎	昭和一四年七月
增井久夫	昭和一四年八月
小宮武雄	昭和一四年九月
壯鹿和郎	昭和一四年十月
辻定章	昭和一四年十一月
中條朋次郎	昭和一四年十二月
川波俊男	昭和一五年一月
岡田榮太郎	昭和一五年二月
稻垣眞一	昭和一五年三月
中村光生	昭和一五年四月

南牟婁郡駐在
宇治山田市駐在
桑名市駐在
飯南郡派遣
鈴鹿郡派遣
名賀郡駐在
松阪市駐在
阿山郡駐在
四日市市駐在
桑名郡派遣
三重郡派遣
安濃郡派遣
一志郡派遣
多氣郡派遣
河藝郡派遣
名賀郡派遣
度會郡派遣
阿山郡派遣
多氣郡駐在

山中三郎	昭和一五年一月
池田岩郎	昭和一五年三月
高見辰吉	昭和一五年二月
黒川久生	昭和一五年七月
稻葉操	昭和一五年七月
佐藤新助	昭和一五年七月
中川清郎	昭和一五年七月
羽野孝	昭和一五年七月

桑名郡駐在
志摩郡派遣
南牟婁郡派遣
鈴鹿郡駐在
飯南郡駐在
一志郡駐在
度會郡駐在
北牟婁郡駐在

六、書 記

氏名	就任年月	解任年月	備考
行方甚次郎	明治三六年六月	明治四四年六月	
五十嵐春	三七年八月	三八年五月	
森川源八	三八年五月	四〇年一〇月	
行方豊造	一四年六月	四〇年七月	
牛場勘四郎	四〇年二月	大正七年二月	
野田操	四〇年三月	明治四一年三月	
黒川昇平	大正一〇年四月	大正一四年四月	大正七年十二月幹事ニ昇進

伊藤 一郎	大正一〇年 四月	大正一三年 一月	三重縣農業保險組合聯合會書記ニ轉職
佐藤 守威	一三年 二月	一三年 四月	
下津 正美	一三年 六月	昭和一四年 八月	
野村 左一郎	昭和四年 三月	六年 九月	
喜田川 松三郎	六年 九月	一二年 一月	
中村 章三郎	一二年 一月		
松岡 茂	一二年 四月		

七、囑託

氏名	就任年月	解任年月	職名	備考
足立 丈次郎	明治三〇年 四月	明治三九年 七月	技師	三重縣技師、土地改良調査
上野 英三郎	三九年 二月	四一年 三月	囑託	土地改良調査
原 靜雄	四〇年 三月	四一年 三月	技師	三重縣技師
宮川 助一	四一年 三月	大正三年 三月	技師	三重縣立農事試驗場長
梶原 善十郎	四一年 三月	六年一〇月	技師	三重縣立農事試驗場技師
田野 千剛	四二年 四月	六年 六月	技師	畜産 獎勵
森島 岩藏	四二年 一月	一一年 八月	技師	堆積肥料實地指導
大野 良次	四三年 八月	明治四四年 三月	技師	

氏名	就任年月	解任年月	職名	備考
樋口 貢	四三年 四月	明治四五年 三月	技師	三重縣立農事講習所長
潮田 龜藏	四四年 四月	大正四年 四月	技師	三重縣立農林學校長
野田 義三郎	四四年 四月	昭和六年 二月	技師	三重縣立農事試驗場技師
大橋 克	大正十五年 九月	昭和三年 三月	技師	大正九年三月技師囑託
大野 好英	大正四年 二月	大正八年 二月	技師	三重縣立農林學校長
岩根 一	大正四年 二月	大正八年 二月	囑託	三重縣立農林學校長
山下 菊次郎	大正四年 二月	大正八年 二月	囑託	三重縣屬(現縣農林主事)
馬瀨 信員	六年 七月	六年 一月	囑託	農家經濟調査
西大條 透	六年 二月	九年 五月	技師	三重縣立農事試驗所技師
木暮 環吉	七年 六月	一一年 四月	技師	三重縣技師(畜産)
谷口 周三郎	七年 二月	一四年 三月	技師	三重縣技師(蠶絲課長)
井田 繁吉	九年 三月	一五年 七月	技師	三重縣立農林學校長
加藤 清三	一一年 四月	一四年 八月	技師	三重縣技師(畜産)
鳥山 利隆	一一年 七月	一三年 一月	囑託	農政調査研究事務取扱
天野 謙太郎	一一年 九月	昭和二年 二月	囑託	本會 講師
滿田 正軌	一二年 二月	昭和三年 六月	技師	三重縣立農事試驗場長
左古 丑吉	一四年 四月	一四年 七月	技師	三重縣農林技師(栽桑)
西村 實二	一四年 七月	三年 七月	技師	地方農林技師(蠶桑)
松原 虎雄	一五年 九月	五年 三月	技師	地方農林技師(畜産)
美濃部 鑄治郎	大正一五年 二月		技師	三重縣立一志實業女學校長

廣瀬幸太郎	大正一五年 四月	昭和八年一〇月	技師	地方農林技師(副業)
服部謹三	昭和二年 六月		技師	三重縣農林技師(農村振興宣傳)
中村義雄	三年 八月		技師	三重縣立農事試驗場長
梶原善十郎		三年 九月	囑託	昭和三年九月十六日死亡
關口保治		五年 四月	囑託	昭和五年四月二十九日死亡
山口彌太郎		二年二月	技師	地方技師(蠶絲課長)
西岡市太郎	五年二月		囑託	三重縣屬(現縣農林主事)
井上惣次郎	八年一月	二年二月	技師	(園藝)
前田直次郎	六年二月	二年三月	技師	地方農林技師(畜産)
國持武雄	七年二月		技師	地方農林技師(茶業)
龜田孫六			技師	地方農林技師
須子芳夫	八年一月		技師	地方農林技師(經濟更生)
中野登	九年六月	一〇年三月	技師	縣聯常任理事
濱岡一郎		一〇年三月	技師	地方農林技師
倉田清和		一三年二月	技師	同 (肥料)
山根直正	二年五月	二年四月	技師	同 (畜産)
山路虎吉			技師	昭和十四年二月技師
青木善次郎		二年四月	囑託	昭和十四年八月三重縣農業保險組合聯合會技師
長島長之助	一三年五月	一三年一月	囑託	同

八、學藝及農藝委員

(1) 學藝委員

三重縣農事試驗場技師	水原政次	多氣郡農事巡回教師	村田藤吉
同	見山慶二郎	度會郡農事巡回教師	近藤作次郎
同	福川俊夫	阿山郡農事巡回教師	伴野熊吉
同	鈴木信太郎	名賀郡農事巡回教師	清水元吉
同	坂井兵太郎	名賀郡農事試驗場技師	近藤慶次郎
同	村田藤七	南牟婁郡農事巡回教師	政元勝喜
同	樋口貢	三重縣師範學校助教諭	小谷光貞
桑名郡農事巡回教師	中川千吉	三重縣縣技師	藤枝俊信
一志郡農事巡回教師	村上國吉	津測候所技師	小野新吾
一志郡農事巡回教師	田中太三郎	三重縣水産試驗場長	菖蒲治太郎
以上明治三十三年十月囑託			
三重縣屬	長英生	一志郡農事巡回教師	森十治
以上明治三十四年七月囑託			
三重縣農事試驗場技師	本間平助	河藝郡農事巡回教師	壺田孝之助
同	中畑安次郎	度會郡農事巡回教師	森正雄

藤井八郎 一五年二月 囑託 編輯

第三章 會 議

第一節 總 會

本會の總會は通常總會と臨時總會の二種とし、通常總會は毎年一回之れを開き、臨時總會は會長に於て必要と認めたる時又は議員半数以上の同意を以て開會の請求ありたる時之れを開くことに定められてゐる。本會創立以來毎年度の總會及議決事項左の如し。

◎明治三十年度

- 一、開催月日及び會期、明治三十一年二月廿一日、一日間
- 二、開催場所及總會種別、於三重縣廳、創立總會
- 三、出席代表者
桑名 大橋 誠一 員辨 岡田松之助 三重 下田 亨三 鈴鹿 小河市五郎
河藝 古市與一郎 安濃 中根 啓造 一志 笹井 祐助 飯南 龜井宗十郎
多氣 村田 藤吉 度會 杉木齋之助 阿山 田中利三郎 名賀 永濱 團次
志摩 橋本 清六 北牟婁 櫻井 平八 南牟婁 新谷 貞信 津市 橋本 清助
四日市々 伊達太左衛門
- 四、議決事項
三重縣農會規約

◎明治三十年度

- 一、開催月日及會期、明治三十一年二月廿二日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於三重縣廳、通常總會
- 三、出席者 氏名省略(以下同じ)
- 四、議決事項
(一) 役員選舉
(二) 明治三十年度經費收支豫算

◎明治三十一年度

- 一、開催月日及會期、八月二十三日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於三重縣廳、通常總會
- 三、議決事項
(一) 本會規約改正
(二) 第四回東海農區農事大會ニ關スル件
(三) 明治三十一年度經費豫算
(四) 各級農會ニ於テ施設經營セントスル事業ニ關スル件

◎明治三十二年度

- 一、開催月日及會期、十一月十日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於三重縣廳、通常總會
- 三、議決事項
(一) 役員選舉ノ件
(二) 彰功規程制定ノ件
(三) 農會法實施ニ關スル準備ノ件
(四) 現在農會消滅後殘務處理及財産處分ノ件
(五) 明治三十三年度經費豫算ノ件
(六) 明治三十一年度經費決算ニ關スル件
(七) 明治三十二年度經費追加豫算ニ關スル件

◎明治三十三年度

- 一、開催月日及會期、十月十五日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於三重縣廳、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 明治三十四年度經費豫算ノ件
- (二) 役員選舉ノ件

- (三) 稻立毛品評會規則ノ件
- (四) 農事講習會規則ノ件

◎明治三十四年度

- 一、開催月日及會期、七月十九日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於三重縣會議場、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 明治三十三年度經費收支決算認定ノ件
- (二) 明治三十四年度收入豫算更正ノ件
- (三) 明治三十五年度經費豫算ノ件
- (四) 農事試驗場跡地拜領願ノ件
- (五) 農學校設置ニ關シ知事へ建議ノ件

- (六) 改良苗代實行ニ關シ縣令ノ發布ヲ知事へ建議ノ件
- (七) 蠶蛆驅除ニ關スル法律ノ發布ヲ主務大臣へ建議セシメテ東海農區農會ノ決議ヲ經テ全國農事大會ニ本縣ノ議題トシテ提出ノ件
- (八) 産米改良ニ關シ知事ヨリ諮問ニ付調査委員選任ノ件

- 一、開催月日及會期、十一月十四日より三日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、臨時總會
- 三、議決事項

- (一) 農學校設立ニ關スル件

- (二) 役員評議員補充ノ件

◎明治三十五年度

- 一、開催月日及會期、七月一日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於三重縣會議場、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 明治三十四年度決算認定ノ件
- (二) 明治三十五年度收入豫算變更ノ件
- (三) 明治三十六年度經費豫算ノ件
- (四) 本會議員事務員技術員旅費支給方法改正ノ件
- (五) 本會技師設置ニ關シ經費補助ヲ知事へ請願ノ件
- (六) 東海農區農會開設ニ關シ經費ノ補助ヲ知事へ請願ノ件

- (七) 耕地整理補助増額ニ關シ知事へ建議ノ件
- (八) 師範學校及高等小學校へ農業科ヲ本科トシテ設置ニ關シ知事へ建議ノ件
- (九) 石灰施用制限ニ關シ知事へ建議ノ件
- (十) 本縣巡查教習所教科中ニ害虫ノ事項ヲ加フルニ關シ知事へ建議ノ件
- (十一) 水稻苗代木標設置ニ關シ知事へ建議ノ件
- (十二) 第十回全國農事大會へ東海農區農會ノ決議ヲ經テ本會ヨリ提出問題ノ件

◎明治三十六年度

- 一、開催月日及會期、六月二十四日より三日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 明治三十五年度決算認定ノ件
- (二) 明治三十六年度收入豫算更正ノ件

- (三) 明治三十七年度經費豫算ノ件
- (四) 本會技師設置ニ關シ知事へ請願ノ件

- (五) 農事巡回教師費補助方法變更ニ關シ 請願ノ件
- (六) 東海農區農會開設準備ニ關スル件
- (七) 産米改良ニ關シ知事へ答申ノ件
- (八) 全國農事會へ提出スベキ意見竝ニ第九回東海農區會ノ決議ヲ經テ全國農事會總會へ提出スベキ問題ノ件

- (九) 本會會則變更ノ件
- (十) 本會役員評議員改選ノ件
- (十一) 師範學校ニ農業科(林業ヲモ含ム)ヲ本科トシテ設置セラルン事ヲ知事へ建議ノ件
- (十二) 杉扁柏松種子採取ニ關シ相當取締アラント知事へ建議ノ件

- 一、開催月日及會期、十二月二十四日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、臨時總會
- 三、議決事項

- (三) 縣農會創立以來功勞者表彰ノ件

◎明治三十七年度

- 一、開催月日及會期、七月十四日より三日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 明治三十六年度決算認定ノ件
- (二) 明治三十七年度豫算更正ノ件
- (三) 明治三十八年度經費豫算ノ件

- (四) 縣稅補助増額ニ關シ知事へ請願ノ件
- (五) 本會旅費支給方法改正ノ件

◎明治三十八年度

- 一、開催月日及會期、六月二十八日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 明治三十七年度決算承認ノ件
- (二) 名譽會員推薦ノ件
- (三) 本會會則改正ノ件
- (四) 本會給與規程改正ノ件

- (五) 明治三十八年度豫算更正ノ件
- (六) 明治三十九年度經費豫算及分賦收入方法ノ件
- (七) 故議員岩本伊右衛門君へ弔辭贈呈ノ件
- (八) 産米改良ニ關シ知事へ建議ノ件

- 一、開催月日及會期、明治三十九年二月二十八日、一日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、臨時總會
- 三、議決事項

- (一) 會則改正ノ件
- (二) 名譽會員推薦ノ件

- (三) 役員選舉ノ件

◎明治三十九年度

- 一、開催月日及會期、八月三十日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於三重縣會議場、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 名譽會員推薦ノ件
- (二) 副會長補缺選舉ノ件
- (三) 議事細則ノ件

- (四) 明治三十九年度豫算更正ノ件
- (五) 明治四十年度經費豫算ノ件
- (六) 會則訂正ニ付事後承認ヲ求ムル件

◎明治四十年度

- 一、開催月日及會期、十月十四日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於三重縣勸業陳列館、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 名譽會員推薦ノ件
- (二) 副會長補缺選舉ノ件
- (三) 評議員補缺選舉ノ件

- (四) 明治四十年度經費豫算更正ノ件
- (五) 明治四十一年度經費豫算ノ件
- (六) 會則中改正ノ件

◎明治四十一年度

- 一、開催月日及會期、十一月二十六日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於日本赤十字社三重支部、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 評議員補缺選舉ノ件
- (二) 明治四十一年度經費豫算更正ノ件

- (三) 明治四十二年度經費豫算ノ件

◎明治四十二年度

- 一、開催月日及會期、九月十六日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於日本赤十字社三重支部、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 會長評議員選舉ノ件
- (二) 名譽會員推薦ノ件

- (三) 明治四十二年度經費豫算更正ノ件
- (四) 明治四十三年度經費豫算ノ件

◎明治四十三年度

- 一、開催月日及會期、十月十九日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於日本赤十字社三重支部、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 明治四十三年度經費豫算更正ノ件
- (二) 明治四十四年度經費豫算ノ件
- (三) 名譽會員推薦ノ件
- (四) 報徳講演會經費特別會計ノ件

- (五) 本會會則中改正ノ件
- (六) 本會議事細則中改正ノ件
- (七) 帝國農會創立委員(帝國農會議員)及豫備議員選舉ノ件

◎明治四十四年度

- 一、開催月日及會期、十月三十日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於日本赤十字社三重支部、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 明治四十四年度經費豫算更正ノ件
- (二) 明治四十五年度經費豫算ノ件
- (三) 評議員補缺選舉ノ件

- (四) 帝國農會豫備議員選舉ノ件
- (五) 米券倉庫普及ニ關スル件

◎大正元年度

- 一、開催月日及會期、十一月十一日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於日本赤十字社三重支部、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 大正元年度經費收支豫算更正ノ件
- (二) 大正二年度經費收支豫算ノ件

- (三) 役員選舉ノ件
- (四) 町村基本財産管理方法ニ關スル建議ノ件

◎大正二年度

- 一、開催月日及會期、十一月十三日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於日本赤十字社三重支部、通常總會
- 三、議決事項
 - (一) 大正二年度經費豫算更正ノ件
 - (二) 大正三年度經費收支豫算ノ件

- (三) 名譽會員推薦ノ件

◎大正三年度

- 一、開催月日及會期、十一月二十五日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於日本赤十字社三重支部、通常總會
- 三、議決事項
 - (一) 大正三年度經費豫算更正ノ件
 - (二) 大正四年度經費豫算ノ件
 - (三) 帝國農會事務所建築費本會員擔ノ件
 - (四) 事務所建築費積立ノ件
 - (五) 評議員一名補缺選舉ノ件

- (六) 役員退職給與金支給規程ノ件
- (七) 役員給與金蓄積方法
- (八) 大正四年度役員退職給與金經費豫算ノ件
- (九) 米價ノ儀ニ付建議

◎大正四年度

- 一、開催月日及會期、十二月廿五日より二日間

- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項
 - (一) 大正四年度經費豫算更正ノ件
 - (二) 大正五年度經費豫算ノ件
 - (三) 帝國農會事務所建築費大正五年度本會員擔金豫算ノ件
 - (四) 特別會計大正五年度役員退職給與金經費豫算ノ件

- (五) 特別會計大正五年度農會報經費豫算ノ件
- (六) 特別會計大正五年度事務所建築費積立金豫算ノ件
- (七) 役員選舉ノ件
- (八) 名譽會員推薦ノ件
- (九) 堆積肥料品評會開催ニ付建議

◎大正五年度

- 一、開催月日及會期、十二月十三日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項
 - (一) 大正五年度經費豫算更正ノ件
 - (二) 大正六年度經費豫算ノ件
 - (三) 帝國農會事務所建築費大正六年度本會員擔金豫算ノ件
 - (四) 特別會計大正六年度役員退職給與金經費豫算ノ件

- (五) 特別會計大正五年度事務所建築費積立金豫算更正ノ件
- (六) 特別會計大正六年度事務所建築費積立金豫算ノ件
- (七) 事務所建築敷地購入ニ關スル件
- (八) 諮問案及答申

◎大正六年度

- 一、開催月日及會期、十二月六日より二日間

二、開催場所及總會種別、日本赤十字社三重支部、通常總會

三、議決事項

- (一) 大正六年度經費追加豫算ノ件
- (二) 借入金ニ關スル件
- (三) 特別會計大正六年度役員退職給與金經費更正豫算ノ件
- (四) 特別會計大正六年度麥作獎勵費豫算ノ件
- (五) 大正七年度經費豫算ノ件
- (六) 特別會計大正七年度役員退職給與金經費豫算ノ件
- (七) 特別會計大正七年度事務所建築費積立金豫算ノ件
- (八) 評議員補缺選舉ノ件
- (九) 帝國農會議員並ニ豫備議員選舉ノ件

◎大正七年度

一、開催月日及會期、十二月三日より二日間

二、開催場所及總會種別、於日本赤十字社三重支部、通常總會

三、議決事項

- (一) 大正七年度經費追加豫算ノ件
- (二) 特別會計大正七年度事務所建築費積立金收支豫算更正ノ件
- (三) 會期中改正ノ件
- (四) 大正八年度經費豫算ノ件
- (五) 特別會計大正八年度有給役員退職給與金經費豫算ノ件
- (六) 特別會計大正八年度事務所建築費積立金經費豫算ノ件
- (七) 給與規程中改正ノ件
- (八) 有給役員退職給與金支給規程中改正ノ件
- (九) 特別會計大正八年度米共同販賣幹旋費經費豫算ノ件

◎大正八年度

一、開催月日及會期、十二月二日より二日間

二、開催場所及總會種別、於日本赤十字社三重支部、通常總會

三、議決事項

- (一) 大正八年度經費追加豫算ノ件
- (二) 特別會計大正八年度事務所建築費積立金追加豫算ノ件
- (三) 大正九年度經費豫算ノ件
- (四) 特別會計大正九年度有給役員退職給與金經費豫算ノ件
- (五) 特別會計大正九年度事務所建築費積立金豫算ノ件
- (六) 建議書事後承認ノ件
- (七) 借入金償還ニ關スル件
- (八) 事務所建築用地處分ヲ評議員會ニ委任ノ件

一、開催月日及會期、大正九年三月廿一日、一日間

二、開催場所及總會種別、於三重縣廳參事會室、臨時總會

三、議決事項

- (一) 名譽會員推薦ノ件
- (二) 會長副會長評議員選舉ノ件
- (三) 大正八年度經費豫算追加ノ件

◎大正九年度

一、開催月日及會期、十二月六日より二日間

二、開催場所及總會種別、於日本赤十字社三重支部、通常總會

三、議決事項

- (一) 給與規程改正ノ件
- (二) 大正九年度經費豫算更正ノ件
- (三) 大正九年度經費豫算追加ノ件
- (四) 大正十年度經費豫算ノ件
- (五) 特別會計大正十年度有給役員退職給與金豫算ノ件
- (六) 帝國農會議員及豫備議員選舉ノ件
- (七) 名譽會員推薦ノ件
- (八) 會期中改正ノ件
- (九) 寄附金採納ノ件
- (十) 米價維持ニ關スル件

◎大正十年度

- 一、開催月日及會期、十二月五日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 役員選舉ノ件
- (二) 大正十年度經費追加豫算ノ件
- (三) 大正十一年度經費豫算ノ件

◎大正十一年度

- 一、開催月日及會期、十二月十一日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 名譽會員推薦ノ件
- (二) 役員補缺選舉ノ件
- (三) 大正十一年度經費追加豫算ノ件
- (四) 特別會計大正十一年度有給役員退職給與金追加豫算ノ件
- (五) 借入金ニ關スル件
- (六) 大正十二年度經費豫算ノ件
- (七) 大正十二年度經費分賦收入方法ノ件
- (八) 特別會計大正十二年度農家經濟調査費豫算ノ件

- (四) 特別會計大正十一年度有給役員退職給與金豫算ノ件
- (五) 特別會計大正十一年度農家經濟調査經費豫算ノ件
- (六) 家屋物件寄付ノ件

- (九) 特別會計大正十二年度有給役員退職給與金豫算ノ件
- (十) 會則中改正ノ件
- (十一) 會則改正ノ件
- (十二) 議事細則中改正ノ件
- (十三) 給與規程中改正ノ件
- (十四) 有給役員退職給與規程中改正ノ件
- (十五) 有給役員退職給與金蓄積方法中改正ノ件
- (十六) 寄付金採納ニ關スル件
- (十七) 借入金及償還ニ關スル件
- (十八) 建議案

◎大正十二年度

- 一、開催月日及會期、八月十日、一日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、臨時總會
- 三、議決事項

- (一) 役員選舉ノ件
- (二) 帝國農會議員及豫備議員選舉ノ件

- 一、開催月日及會期、十二月三日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 役員補缺選舉ニ關スル件
- (二) 大正十一年度事業報告
- (三) 大正十一年度經費收支決算ノ件
- (四) 大正十一年度特別會計有給役員退職給與金經費收支決算ノ件
- (五) 大正十一年度特別會計農家經濟調査經費收支決算ノ件
- (六) 大正十二年度本會經費收支追加豫算ノ件
- (七) 大正十二年度自作農創定土地購入資金借入並償還方法ノ件

- (三) 特別會計大正十二年度農家經濟及農業經營調査費豫算更正ノ件
- (四) 會則中改正ノ件

- (八) 大正十二年度特別會計自作農創定土地購入資金追加豫算ノ件
- (九) 大正十三年度本會經費收支豫算ノ件
- (十) 大正十三年度本會經費分賦收入方法ノ件
- (十一) 大正十三年度特別會計農家經濟及農業經營調査費收支豫算ノ件
- (十二) 大正十三年度特別會計役員退職死亡給與金經費收支豫算ノ件
- (十三) 大正十三年度自作農創定土地購入資金收支豫算ノ件
- (十四) 三重縣農會基本財産造成管理處分規程ノ件

- (十五) 三重縣農會役職員退職死亡給與規程ノ件
- (十六) 三重縣農會役職員退職死亡給與金特別會計規程ノ件
- (十七) 寄附金採納ニ關スル件

- (十八) 土地購入貸付金利子ノ件
- (十九) 荷車ノ輪帶幅制限令改正建議ノ件

○大正十三年度

- 一、開催月日及會期、十一月二十四日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 會長補缺選舉ニ關スル件
- (二) 大正十二年事業報告
- (三) 大正十二年度經費收支決算ノ件
- (四) 大正十二年度特別會計役職員退職給與金經費收支決算ノ件
- (五) 大正十二年度特別會計農家經濟及農業經營調查費收支決算ノ件
- (六) 大正十二年度特別會計自作農創定土地購入資金收支決算ノ件
- (七) 大正十三年度經費收支追加豫算ノ件

- (八) 大正十四年度經費收支豫算ノ件
- (九) 大正十四年度經費分賦收入方法ノ件
- (十) 大正十四年度特別會計役職員退職死亡給與金經費收支豫算ノ件
- (十一) 大正十四年度特別會計農家經濟及農業經營調查費收支豫算ノ件
- (十二) 大正十四年度特別會計自作農創定土地購入資金收支豫算ノ件
- (十三) 寄附金採納ニ關スル件

○大正十四年度

- 一、開催月日及會期、十二月二日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會

- 三、議決事項
- (一) 評議員補缺選舉ノ件
- (二) 大正十四年度特別會計農家經濟及農業經營調查費收支追加豫算ノ件
- (三) 大正十五年度經費收支豫算
- (四) 大正十五年度經費分賦收入方法
- (五) 大正十五年度特別會計役職員退職死亡給與金經費收支豫算

- (六) 大正十五年度特別會計農家經濟及農業經營調查費收支豫算
- (七) 大正十五年度特別會計自作農創定土地購入資金收支豫算
- (八) 大正十三年度會務狀況報告
- (九) 大正十三年經費收支決算
- (十) 大正十三年度特別會計農家經濟及農業經營調查費收支決算
- (十一) 大正十三年度特別會計自作農創定土地購入資金收支決算
- (十二) 寄附金採納ニ關スル件

○大正十五年(昭和元年)度

- 一、開催月日及會期、七月二十三日、一日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、臨時總會
- 三、議決事項
- (一) 副會長補缺選舉ノ件
- (二) 帝國農會豫備議員補缺選舉ノ件
- (三) 繰入金ノ件
- (四) 大正十五年度三重縣農會經費收支追加豫算ノ件
- 一、開催月日及會期、十二月十日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項
- (一) 役員補缺選舉ノ件
- (二) 本會役職員退職死亡給與規程及同給與金特

- (五) 大正十五年度特別會計役職員退職死亡給與金經費收支豫算ノ件
- (六) 本會顧問推薦ノ件

別會計規程ヲ廢止シ帝國農會ノ農會職員退職死亡給與金制度ニ加入ノ件

- (三) 繰入金ニ關スル件
- (四) 大正十五年特別會計役員退職死亡給與金經費收支追加豫算ノ件
- (五) 大正十五年度經費追加豫算ノ件
- (六) 大正十六年度經費豫算ノ件
- (七) 大正十六年度經費分賦收入方法ノ件
- (八) 大正十六年度特別會計農家經濟及農業經營調査費收支豫算ノ件
- (九) 大正十四年度會務狀況報告ノ件

○昭和二年度

- 一、開催月日及會期、六月十六日、一日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、臨時總會
- 三、議決事項
 - (一) 會長副會長選舉ニ關スル件
 - (二) 評議員選舉ニ關スル件

- (十) 大正十四年度經費收支決算ノ件
- (十一) 大正十四年度特別會計役員退職死亡給與金經費收支決算ノ件
- (十二) 同年度農家經濟及農業經營調査費收支決算ノ件
- (十三) 同年度特別會計自作農創定土地購入資金收支決算ノ件
- (十四) 寄附金採納ニ關スル件
- (十五) 會報發行ニ關シ新聞紙法ニ依ル保證金供託ノ件

- (三) 帝國農會議員同豫備議員選舉ニ關スル件

- (三) 繰入金ニ關スル件
- (四) 昭和二年度經費收支追加豫算

- (五) 昭和三年度經費收支豫算
- (六) 同年度經費分賦收入方法
- (七) 同年度特別會計自作農創定土地購入資金收支豫算
- (八) 役員退職死亡給與規程

○昭和三年度

- 一、開催月日及會期、四月十四日、一日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、臨時總會
- 三、議決事項
 - (一) 繰入金ニ關スル件
 - (二) 昭和三年度經費收支追加豫算
 - (三) 昭和四年度經費收支豫算同附帶決議ノ件
 - (四) 同年度經費分賦收入方法
 - (五) 同年度特別會計自作農創定土地購入資金收支豫算
 - (六) 餘裕金預入先ノ件
 - (七) 會則中改正ノ件

- (九) 會務狀況報告
- (十) 大正十五、昭和元年度經費收支決算
- (十一) 同年度特別會計農家經濟及農業經營調査費收支決算
- (十二) 同年度特別會計自作農創定土地購入資金收支決算
- (十三) 評議員補缺選舉ノ件

- (八) 役員退職死亡給與規程廢止ノ件
- (九) 昭和二年會務狀況報告
- (十) 同年度經費收支決算認定
- (十一) 同年度特別會計農家經濟及農業經營調査費收支決算認定
- (十二) 同年度特別會計自作農創定土地購入資金收支決算認定
- (十三) 荷車輪帶幅及積載量制限改正ニ關シ陳情ノ件
- (十四) 畜場取縮規則改正ニ關シ陳情ノ件

○昭和四年度

- 一、開催月日及會期、十二月十六日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 繰入金ニ關スル件
- (二) 昭和四年度經費收支追加豫算ノ件
- (三) 昭和五年度經費收支豫算ノ件
- (四) 同年度經費分賦收入方法ノ件
- (五) 同年度特別會計自作農制定土地購入資金收支豫算ノ件
- (六) 餘裕金預入先ノ件
- (七) 會則改正ノ件
- (八) 昭和三年度會務狀況報告ノ件
- (九) 同年度經費收支決算認定ノ件
- (十) 同年度特別會計農家經濟及農業經營調査費收支決算認定ノ件
- (十一) 昭和三年度特別會計自作農制定土地購入資金支出決算認定ノ件

○昭和五年度

- 一、開催月日及會期、十二月十二日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 寄附金採納ノ件
- (二) 昭和五年度經費追加豫算
- (三) 昭和六年度經費收支豫算
- (四) 同年度經費分賦收入方法
- (五) 同年度特別會計自作農制定土地購入資金收支豫算
- (六) 昭和四年度會務狀況報告
- (七) 同年度經費收支決算認定
- (八) 同年度特別會計自作農制定土地購入資金收支決算

○昭和六年度

- 一、開催月日及會期、六月廿四日、一日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、臨時總會
- 三、議決事項

- (一) 評議員改選ノ件
- (二) 會長副會長改選ノ件
- (三) 帝國農會議員同豫備議員改選ノ件

- 一、開催月日及會期、十二月二十二日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 役員選舉ノ件
- (二) 基本財産處分ノ件
- (三) 會則變更ノ件
- (四) 規程改正ニ關スル件(庶務、彰功等)
- (五) 規程廢止ニ關スル件(公民學校、蠶業改良等)
- (六) 規程制定ニ關スル件(桑園改良)
- (七) 寄附金採納ニ關スル件
- (八) 昭和七年度經費收支豫算
- (九) 同年度經費分賦收入方法
- (十) 昭和七年度特別會計自作農制定土地購入資金收支豫算
- (十一) 昭和五年度會務報告
- (十二) 同年度經費收支決算
- (十三) 基本財産昭和五年度現在高報告
- (十四) 昭和五年度特別會計自作農制定土地購入資金收支決算

○昭和七年度

- 一、開催月日及會期、十二月二十二日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 昭和七年度經費收支追加更正豫算
- (二) 昭和八年度經費收支豫算
- (三) 同年度經費分賦收入方法
- (四) 同年度特別會計自作農創定土地購入資金收支豫算
- (五) 昭和六年度會務狀況報告

- (六) 同年度經費收支決算
- (七) 同年度特別會計自作農創定土地購入資金收支決算
- (八) 基本財産昭和六年度末現在高
- (九) 規程改正
- (十) 役員選舉

○昭和八年度

- 一、開催月日及會期、十二月十四日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 昭和八年度經費收支追加更正豫算
- (二) 役員選舉ノ件
- (三) 寄附金採納ノ件
- (四) 昭和九年度經費收支豫算ノ件
- (五) 同年度經費分賦收入方法

- (六) 同年度特別會計自作農創定土地購入資金收支豫算
- (七) 昭和七年度會務狀況報告
- (八) 同年度經費收支決算
- (九) 基本財産昭和七年度末現在高報告
- (十) 昭和七年度特別會計自作農創定土地購入資金收支決算

○昭和九年度

- 一、開催月日及會期、十二月十七日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 會則改正並諸規程改廢ノ件
- (二) 購買販賣幹旋手数料徴收規程
- (三) 昭和九年度經費收支更正豫算
- (四) 昭和十年度經費收支豫算
- (五) 同年度經費收入方法ノ件

- (六) 同年度特別會計自作農創定土地購入資金收支豫算
- (七) 昭和八年度會務狀況報告
- (八) 同年度經費收支決算
- (九) 基本財産昭和八年度末現在高報告
- (十) 昭和八年度特別會計自作農創定土地購入資金收支決算

○昭和十年度

- 一、開催月日及會期、六月二十七日、一日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、臨時總會
- 三、議決事項

- (一) 會長選舉ニ關スル件
- (二) 副會長選舉ニ關スル件

- (三) 評議員選舉ニ關スル件
- (四) 顧問推薦ニ關スル件

- 一、開催月日及會期、十二月十三日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項
- (一) 評議員選舉ニ關スル件
- (二) 昭和十年度經費更正豫算ノ件
- (三) 同年度特別會計自作農創定土地購入資金更正豫算ノ件
- (四) 昭和十一年度經費收支豫算ノ件
- (五) 同年度經費分賦收入方法ニ關スル件

- (六) 同年度特別會計自作農創定土地購入資金收支豫算ノ件
- (七) 昭和九年度會務狀況報告
- (八) 同年度經費收支決算
- (九) 基本財産昭和九年度末現在高報告ノ件
- (十) 昭和九年度特別會計自作農創定土地購入資金收支決算
- (十一) 農作物害鳥獸防除ニ關スル陳情ノ件

○昭和十一年度

- 一、開催月日及會期、十二月十六日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 評議員一名補缺選舉ノ件
- (二) 昭和十一年度三重縣農會經費收支更正豫算ノ件
- (三) 寄附金採納ニ關スル件
- (四) 昭和十二年度三重縣農會會費分賦收入方法ニ關スル件
- (五) 昭和十二年度三重縣農會經費收支豫算ノ件
- (六) 三重縣農會經費一時借入ニ關スル件

○昭和十二年度

- 一、開催月日及會期、九月一日、一日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、臨時總會
- 三、議決事項

- (一) 町村農會技術員ニ關スル國庫補助金取扱ノ件

- 一、開催期日及會期、十二月十七日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會

- (七) 三重縣農會會則改正並規程改正及制定ニ關スル件
- (八) 昭和十二年度特別會計三重縣農會自作農制定土地購入資金收支豫算ノ件
- (九) 昭和十年年度三重縣農會會務報告ニ關スル件
- (十) 昭和十年年度三重縣農會經費收支決算ノ件
- (十一) 昭和十年年度末三重縣農會基本財産現在高報告ノ件
- (十二) 昭和十年年度特別會計三重縣農會自作農制定土地購入資金收支決算ノ件

- (二) 町村農會技術員無資格者取扱ニ關スル件
- (三) 日支事變出征技術員待遇ノ件

三、議決事項

- (一) 事變ニ關スル件
- (二) 評議員補缺選舉ノ件
- (三) 昭和十一年度三重縣農會會務報告ノ件
- (四) 昭和十一年度三重縣農會經費收支決算ノ件
- (五) 昭和十一年度末三重縣農會基本財産現在高報告ノ件

○昭和十三年度

- 一、開催月日及會期、十二月十五日より二日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會
- 三、議決事項

- (一) 事變ニ關スル件
- (二) 昭和十二年度豫算更正專決處分承認ノ件
- (三) 昭和十二年度三重縣農會會務報告ノ件
- (四) 昭和十二年度三重縣農會經費收支決算ノ件
- (五) 昭和十二年度末三重縣農會基本財産現在高報告ノ件

昭和十四年度

- 一、開催月日及會期六月二十八日、一日間
- 二、開催場所及總會種別、於本會事務所、臨時總會

- (六) 昭和十一年度特別會計三重縣農會自作農制定土地購入資金收支決算ノ件
- (七) 昭和十三年度寄附金採納ノ件
- (八) 昭和十三年度三重縣農會經費收支豫算ノ件
- (九) 昭和十三年度三重縣農會會費分賦收入方法ノ件
- (十) 昭和十三年度三重縣農會經費一時借入ニ關スル件

- (六) 昭和十二年度特別會計三重縣農會自作農制定土地購入資金收支決算ノ件
- (七) 三重縣農會會則變更ノ件
- (八) 昭和十四年度三重縣農會經費收支豫算ノ件
- (九) 昭和十四年度三重縣農會會費分賦收入方法ノ件
- (十) 昭和十四年度三重縣農會經費一時借入ニ關スル件

三、議決事項

- (一) 會長選舉ノ件
- (二) 副會長選舉ノ件
- (三) 評議員選舉ノ件

一、開催月日及會期、十二月十九日より二日間

二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會

三、議決事項

- (一) 本變ニ關スル件
- (二) 昭和十三年度三重縣農會會務報告ノ件
- (三) 昭和十三年度三重縣農會經費收支決算ノ件
- (四) 昭和十三年度末三重縣農會基本財産現在高報告ノ件

○昭和十五年度

一、開催月日及會期、十二月十八日より四日間

二、開催場所及總會種別、於本會事務所、通常總會

三、議決事項

- (一) 本變ニ關スル件
- 一、出征部隊ニ對シ感謝ノ件
- 二、縣内戦病死者遺族ニ對スル弔慰ノ件
- 三、傷病兵慰問ノ件

- (四) 顧問推薦ノ件
- (五) 昭和十三年度豫算更正專決處分承認ノ件
- (六) 昭和十四年度豫算追加ノ件

- (五) 昭和十四年度三重縣農會經費追加豫算ノ件
- (六) 昭和十五年度三重縣農會經費收支豫算ノ件
- (七) 昭和十五年度三重縣農會々々費分賦收入方法ノ件
- (八) 昭和十五年度三重縣農會經費一時借入ノ件
- (九) 昭和十五年度寄附金採納ノ件

- (二) 會則改正ノ件
- (三) 會長辭任ニ關スル件
- (四) 會長選舉ノ件
- (五) 評議員二名補缺選舉ノ件

- (六) 評議員一名増員ニ件ヲ選舉ノ件
- (七) 顧問推薦ノ件
- (八) 昭和十四年度三重縣農會々々務報告ノ件
- (九) 昭和十四年度三重縣農會經費收支決算ノ件
- (十) 昭和十四年度三重縣農會基本財産現在高報告ノ件

- (十一) 三重縣農會々々則第三十五條第二項ニ依ル專決處分事項事後承認ノ件
- (十二) 昭和十六年度三重縣農會經費收支豫算ノ件
- (十三) 昭和十六年度三重縣農會々々費分賦收入ノ件
- (十四) 昭和十六年度三重縣農會經費一時借入ノ件

第二節 評議員會

○明治三十一年度

第一回 四月二十七日、二十八日 三重縣廳

東海農區五縣聯合農事大會ニ關スル件

第二回 八月二十三日 三重縣廳

總會提出議案調査ノ件

第三回 九月十二日 度會郡役所

事務協議ノ件

第四回 十一月二十四日 三重縣廳

全國農事大會出席者選定ノ件

○明治三十二年度

第一回 五月十六日 三重縣廳

一、郡農會事業觀察ノ件

二、篤農者表彰ニ關スル件

第二回 九月二十五日 三重縣廳

全國農事大會出席者選定ノ件

第三回 十一月九日 三重縣廳

總會提出議案調査ノ件

第四回 三十三年三月十六日 三重縣廳

一、農會繼續ニ關スル件

二、農事功勞者表彰ノ件

○明治三十三年度

第一回 三十四年三月八日 三重縣廳

一、農事功勞者表彰ノ件

二、稻立毛品評會補助方法ノ件

三、耕地整理觀察ノ件

四、第五回東海農區五縣聯合共進會觀察ノ件

五、本會事務所ノ件

第一回 七月十八日 本會事務所

總會提出議案調査ノ件

第二回 三十五年三月十八日 本會事務所

一、明治三十四年度經費豫算更正ノ件

二、前幹事菊澤庸氏彰功及故評議員笹井祐助氏弔慰ノ件

三、第八回關西府縣聯合共進會へ觀察員派遣ノ件

○明治三十五年度

第一回 五月二十六日 本會事務所

一、本會學藝委員囑託ノ件

二、三十五年度彰功ニ關スル件

三、同年度立毛品評會補助ニ關スル件

第二回 六月三十日 本會事務所

本會通常總會提出議案ノ件

第三回 十一月四日 本會事務所

一、第十回全國農事大會出席者選定ノ件

二、本會學藝委員囑託ノ件

第四回 三十六年三月四日 本會事務所

一、三十六年度本會豫算更正ノ件

二、大阪府ニ開催ノ全國農事大會へ出席ニ關スル件

三、三浦前幹事彰功ノ件

四、農商務省令ニ依リ農會ニ於テ調査スル農事調査ノ件

一一四

五、本會事務所移轉ニ關スル件

○明治二十六年度

第一回 五月十二日 本會事務所

一、前年度彰功者ニ關スル件

二、東海農區農會開設ニ關スル件

三、明治三十七年度事業方法ニ關スル件

四、東北地方饑饉救済ニ關スル件

第二回 十月二十七日 本會事務所

一、全國農事總會へ出席者選定ノ件

二、足立副會長歸國後ノ評議員會開會ノ件

第三回 十一月十四日 本會事務所

一、第九回東海農區農會開催ニ關スル件

第二回 十月二十八日 本會事務所

一、會長選任ノ爲臨時總會開會ノ件

第四回 三十七年二月二十日

時局ノ爲第九回東海農區農會無期延期ノ件

○明治三十七年度

第一回 六月一日 本會事務所

前年度彰功者ニ關スル件

第二回 七月十二日、十三日 本會事務所

通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件

第三回 十月二十八日 本會事務所

一、通常總會ニ於テ委任セラレタル三十六年度決算認定ノ件

二、大阪硫膏株式會社ヨリ全國農事會へ申出ニ係ル指定寄附ニ關スル件

三、農會改善策ニ付農商務大臣ヨリ通牒ニ關スル件

四、學藝委員囑託ノ件

五、養蜂獎勵方法ノ件

○明治三十八年度

第一回 六月二十六日、二十七日 本會事務所

一、本會彰功規程改正ノ件

二、農事功勞者表彰ノ件

三、學藝委員囑託ノ件

四、通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件

○明治三十九年度

第一回 八月二十八日、二十九日 本會事務所

通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件

第二回 四十年二月九日 本會事務所

第九回關西府縣聯合共進會ニ對スル施設事業ノ件

○明治四十年度

第一回 十月三日、四日 本會事務所

通常總會へ提出スベキ議案調査ノ件

第二回 四十一年一月十五日

一、畜産獎勵ニ關スル件

二、明治四十年年度豫算經費流用支辨ノ件

○明治四十一年度

第一回 五月二日 本會事務所

前年度農事功勞者表彰ノ件

第二回 十一月五日、六日 本會事務所

通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件

第三回 四十二年一月十四日 本會事務所

明治四十一年度豫算經費流用支辨ノ件

第四回 四十二年三月三十一日 本會事務所

前年度農事功勞者表彰ノ件

○明治四十二年度

第一回 六月三日 本會事務所

前年度市町村農會表彰ノ件

第二回 七月二十四日 本會事務所

明治四十二年度經費豫算更正ノ件

第三回 八月三十日 本會事務所

一、通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件

二、會長評議員補缺選舉ノ件

第四回 十月八日 本會事務所

一、農事功勞者表彰ノ件

二、農藝委員囑託ノ件

第五回 十二月九日 本會事務所
日英博覽會出品物ニ關スル件

○明治四十三年度

- 第一回 四月二十五日 本會事務所
一、前年度市町村農會表彰ノ件
二、同年度農事功勞者表彰ノ件
第二回 七月五日 本會事務所
明治四十三年度經費豫算更正ノ件
第三回 八月二十八日 本會事務所
明治四十四年度事業ノ件
第四回 十月十八日 本會事務所
通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件
第五回 四十四年二月六日 本會事務所
明治四十三年度豫算經費流用支出ノ件

○明治四十四年度

- 第一回 五月四日 本會事務所
一、前年度市町村農會表彰ノ件
二、同年度農事功勞者表彰ノ件
第二回 七月十七日 本會事務所
一、明治四十四年度經費豫算更正ノ件
二、明治四十五年度事業ノ件

第三回 十月十五日 本會事務所
通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件
第四回 四十五年三月十一日 本會事務所
明治四十四年度豫算經費流用支出ノ件

○明治四十五年(大正元年)度

- 第一回 六月十一日 本會事務所
一、前年度市町村農會表彰ノ件
二、同年度農事功勞者表彰ノ件
第二回 七月二十二日 本會事務所
明治四十五年豫算更正ノ件
第三回 大正元年十月四日 本會事務所
通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件

○大正二年度

- 第一回 六月十一日 本會事務所
一、前年度市町村農會表彰ノ件
二、同年度農事功勞者表彰ノ件
第二回 七月十六日 本會事務所
大正二年度豫算更正ノ件
第三回 十一月六日 本會事務所
通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件

○大正三年度

- 第一回 五月二日 本會事務所

- 一、前年度市町村農會表彰ノ件
二、同年度農事功勞者表彰ノ件
第二回 七月二十四日 本會事務所
大正三年度豫算更正ノ件
第三回 十月二十一日 本會事務所
大正四年度事業ノ件
第四回 十一月二十一日 本會事務所
通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件

○大正四年度

- 第一回 四月二十七日 本會事務所
一、前年度市町村農會表彰ノ件
二、同年度農事功勞者表彰ノ件
第二回 六月十二日 本會事務所
大正四年度豫算更正ノ件
第三回 十二月二十二日 本會事務所
通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件
第四回 五年二月二十九日 本會事務所
表彰ノ件

○大正五年度

- 第一回 六月九日 本會事務所
一、町村農會表彰ノ件

- 二、農事功勞者表彰ノ件
第二回 十一月二十八日 本會事務所
通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件

○大正六年度

- 第一回 五月二十三日 本會事務所
一、町村農會表彰ノ件
二、農事功勞者表彰ノ件
第二回 六月十六日 本會事務所
地主懇談會ノ件
第三回 十月二十二日 本會事務所
大正七年度經費豫算ノ件
第四回 十二月四日 本會事務所
通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件
第五回 七年三月二十日 本會事務所
大正六年度豫算經費流用支出ノ件

○大正七年度

- 第一回 四月十七日 本會事務所
一、優良町村農會表彰ノ件
二、農事功勞者表彰ノ件
三、優良稻種發見者表彰ノ件
第二回 七月十七日 本會事務所

特別會計米共同販賣幹旋費豫算ノ件

第三回 九月十一日 本會事務所

一、米共同販賣延期ニ關スル件

二、本會給與規程中旅費臨時増額ニ關スル件

三、大正七年度豫算修正ノ件

四、借入金償還ニ關スル件

五、職員臨時手当増額支給ノ件

六、大正七年度豫算經費流用支出ノ件

第四回 十月一日

麥作品評會ノ件

第五回 十一月十八日

通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件

○大正八年度

第一回 五月十日 本會事務所

臨時總會ニ提出スベキ議案調査ノ件

第二回 六月二十三日 本會事務所

一、大正八年度經費豫算追加ノ件

二、借入金ニ關スル件

三、旅費支給額増額ノ件

第三回 十一月十八日 本會事務所

通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件

第四回 九月一日十五日 本會事務所

一、本會所有土地拂下ノ件

二、大正八年度豫算經費流用支出ノ件

第五回 九月二十日 本會事務所

事務所建築費豫算ノ件

第六回 九月三十日 本會事務所

臨時總會ニ提出スベキ議案調査ノ件

○大正九年度

第一回 六月十八日 本會事務所

一、大正八年度經費決算ノ件

二、本會事務所建築ニ關スル件

第二回 八月十三日 本會事務所

事務所建築ニ關スル件

第三回 十一月二十七日 本會事務所

通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件

第四回 十月十三日 本會事務所

大正九年度ヨリ大正十年度ニ至ル繼續事業農家經濟調査ノ件

第五回 十月二十九日 本會事務所

大正十年度豫算經費流用支出ノ件

○大正十年度

第一回 六月二十七日 本會事務所

大正九年度經費決算ノ件

第二回 十一月二十五日 本會事務所

通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件

第三回 十一月二十八日 本會事務所

大正十年度豫算經費流用支出ノ件

第四回 十一月二十五日 本會事務所

大正十年度豫算經費流用支出ノ件

○大正十一年度

第一回 六月二十九日 本會事務所

一、大正十年度經費決算ノ件

二、大正十一年度本會土地購入資金貸付利率ニ關スル件

第二回 十月四日 本會事務所

特別會計有給役員退職給與基金不足ニ付基本金ヨリ借入ノ件

第三回 十一月三十日 本會事務所

通常總會ニ提出スベキ議案調査ノ件

第四回 十二月二十七日 本會事務所

一、大正十一年度豫算經費流用支出ノ件

二、自作農創定土地購入資金貸付利率決定ノ件

○大正十二年度

第一回 八月九日 本會事務所

一、大正十二年度特別會計農家經濟調査費豫算ノ件

二、會則中變更ノ件

第二回 十一月七日 本會事務所

一、大正十二年事業ノ件

二、役員退職給與金支給ノ件

第三回 十一月三十日 本會事務所

通常總會ニ附議スベキ議案審議ノ件

第四回 十三年二月二十六日 本會事務所

一、大正十三年度經費追加豫算ノ件

二、優良農家表彰ノ件

○大正十三年度

第一回 六月十三日

一、大正十三年度特別會計自作農創定土地購入資金收支豫算更正ノ件

二、大正十三年度自作農創定土地購入資金借入並ニ償還方法取消ノ件

三、大正十三年度自作農土地購入資金償還年次表更正ノ件

第二回 八月十一日、十二日

一、自作農創定土地購入資金貸付決定ノ件

二、大正十四年度事業ノ件

第三回 十月六日 本會事務所

自作農創定土地購入資金貸付決定ノ件

第四回 十一月十二日 本會事務所

通常總會ニ附議スベキ議案審議ノ件
第五回 十四年三月七日 本會事務所
大正十四年度事業執行ニ關スル件

○大正十四年度

- 第一回 四月五日 本會事務所
一、農事懇談會提出議案審議ノ件
二、町村農會長大會提出議案審議ノ件
三、産業技術員大會提出議案審議ノ件
第二回 五月二十八日 本會事務所
一、農林省農村振興施設ニ對シ本會ニ於テ施設スベキ事業ノ件
二、自作農創定貸付金利子引下ノ件
三、郡役所廢止ニ伴フ郡農會善後策ニ關スル件
第三回 八月二十四日 本會事務所
大正十四年度豫算更正ノ件
第四回 十一月二十五日 本會事務所
通常總會ニ提出スベキ議案審議

○大正十五年(昭和元年)度

- 第一回 五月十四日 本會事務所
郡役所廢止後ニ於ケル郡農會事業ニ關スル件
第二回 五月二十日 本會事務所

郡役所廢止後ニ於ケル本會事業ニ關スル件

- 第三回 七月二十二日 本會事務所
臨時總會ニ附議スベキ議案審議ノ件
第四回 九月二十一日 本會事務所
一、帝國農會ノ農會職員退職死亡給與金制度へ加入ノ件
二、昭和二年本會事業ノ件
三、各種農會ノ聯絡ニ關スル件
第五回 十月二日 本會事務所
一、前會長慰勞金ノ件
二、會長後任ニ關スル件
第六回 十一月二十五日 本會事務所
通常總會ニ附議スベキ議案審議ノ件
第七回 昭和二年三月十七日 本會事務所
一、大正十五年(昭和元年)度經費追加豫算ノ件
二、大正十五年(昭和元年)度豫算經費流用支出ノ件
○昭和二年 度
第一回 六月十五日 本會事務所
臨時總會ニ附議スベキ議案審議ノ件
第二回 八月八日 本會事務所
故木津副會長死亡給與金ノ件
第三回 九月二十日 本會事務所
昭和三年度經費豫算ノ件

第四回 十二月二日 本會事務所

通常總會ニ附議スベキ議案審議ノ件

第五回 三年三月二十四日 本會事務所

- 一、昭和二年豫算追加更正ノ件
二、昭和二年豫算經費流用支出ノ件

○昭和三年 度

- 第一回 八月六日 本會事務所
一、販賣幹手數料徴收ノ件
二、農業會議委員會制度ノ件
第二回 十月九日 本會事務所
昭和四年度事業計畫ノ件
第三回 十二月十一日
通常總會ニ附議スベキ議案審議ノ件

○昭和四年 度

- 第一回 七月八日 本會事務所
昭和四年度豫算更正ノ件
第二回 十二月二日 本會事務所
通常總會ニ附議スベキ議案審議ノ件

○昭和五年 度

- 第一回 六月二十四日 本會事務所

- 一、故水原農務委員及故關口囑託申慰金支出ノ件
二、農業會議ニ提出ノ協議事項ニ關スル件
三、昭和六年度事業ニ關スル件
第二回 九月二十三日 本會事務所
小作法案ニ對スル意見答申ニ關スル件
第三回 十一月十一日、十二日 本會事務所
米穀貯藏資金運用ノ件

第四回 十一月三日 本會事務所

一、通常總會ニ附議スベキ議案審議ノ件

二、米價對策ニ關スル件

第五回 十二月二十二日 本會事務所

安達幹事辭任ニ關スル件

第六回 六年一月十日 本會事務所

一、後任幹事銜ニ關スル件

二、安達前幹事慰勞金ニ關スル件

第七回 六年二月七日 本會事務所

一、縣長期出張員半減ノ結果本會ニ於テ郡駐在技術員ヲ設置スルノ可否ニ關スル件

二、前項ニ伴フ昭和六年度豫算更正ニ關スル件

第八回 六年三月二十六日 本會事務所

駐在技術員設置ニ關スル件

○昭和六年 度

- 第一回 六月十三日 本會事務所

- 臨時總會提出議案ノ件
- 第二回 十二月十七日 本會事務所
通常總會提出議案ノ件
- 第三回 十二月二十一日 本會事務所
一、會長辭任ノ件
二、前會長慰勞金贈呈ノ件
三、後任會長選舉ノ件
- 第四回 七年三月十四日 本會事務所
昭和六年年度豫算更正ノ件

○昭和七年度

- 第一回 九月十六日 本會事務所
昭和七年度特別會計自作農創定土地購入資金豫算更正ノ件
- 第二回 十月六日 本會事務所
一、郡駐在技術員ニ關スル件
二、町村農會技術員縣費補助ニ關スル件
三、農村經濟計畫指導ニ關スル件
四、米生産費調査費ニ關スル件
五、小麥増收栽培會ニ關スル件
六、農政協會經費ニ關スル件
七、政府へ陳情セントスル事項
- 1 郡市町村農會技術員國庫補助ニ關スル件
- 2 菜種作ノ發達ヲ阻害スル大豆油關稅復舊ニ關スル件

第三回 十二月十六日 本會事務所

- 一、昭和七年度豫算追加更正ノ件
- 二、役員選舉ノ件
- 三、本會規程改正ノ件
- 四、寄附金採納ノ件
- 五、通常總會提出議案ノ件

○昭和八年度

- 第一回 七月十一日 本會事務所
一、道府縣農會會長協議會並實行運動經過報告ノ件
二、同上實行方法ニ關スル件
三、農村振興上縣ニ要望スベキ事項ニ關スル件
 - 第二回 九月二十七日
本會技術採用ニ關スル件
 - 第三回 十二月六日
通常總會提出議案ノ件
- 昭和九年度
- 第一回 七月十四日 本會事務所
一、名古屋農産物販賣斡旋所設置ノ件
二、農産物統制ニ關スル件
 - 第二回 十月四日 本會事務所
一、地租附加稅ニ關スル件

- 二、風水害対策ニ關スル件
- 第三回 十一月十三日 本會事務所
事務所模様修繕ニ關スル件
- 第四回 十二月十一日 本會事務所
通常總會提出議案ノ件

○昭和十年度

- 第一回 五月二十三日 本會事務所
一、農會法規改正ニ關スル件
- 二、郡市農會役員ノ改選ニ關スル件
- 第二回 九月十八日 本會事務所
一、農産物自治的統制費ノ件
二、町村農會技術員費縣費補助申請ノ件
三、全國優良農村視察團派遣費ノ件
四、縣費補助申請ノ件
- 第三回 十一月二十七日 本會事務所
通常總會提出議案ノ件

○昭和十一年度

- 第一回 七月一日 本會事務所
一、關西二府十七縣農會役員協議會決議其他報告ノ件
二、帝國農會農政委員會經過ニ關スル件
三、今明年度事業遂行ニ關スル件

四、縣費補助ニ關スル件

- 第二回 十一月十七日 本會事務所
一、縣下農會大會ノ件
二、農政委員囑託ノ件
三、新嘗祭新穀感謝祭ノ件
四、明年度事業ニ關スル件
五、明年度經費ニ關スル件
- 第三回 十二月四日 本會事務所
一、評議員一名補缺選舉ノ件
二、昭和十一年度收支更正豫算ノ件
三、昭和十二年度會費分賦收入方法ニ關スル件
四、昭和十二年度收支豫算ノ件
五、昭和十二年度特別會計自作農創定土地購入資金收支豫算ノ件
六、昭和十年度收支決算ニ關スル件
七、昭和十年度末基本財産現在高報告ノ件
八、昭和十年度特別會計自作農創定土地購入資金收支決算ノ件
- 第四回 十二月十一日 本會事務所
一、評議員一名補缺選舉ノ件
二、昭和十一年度收支更正豫算ノ件
三、寄附金採納ノ件
四、昭和十二年度會費分賦收入方法ノ件

八、事變ニ際シ系統農會ノ探ルベキ方策ニ關スル件
第八項は審議未了に付二十六日繼續開會す
第三回 十二月十三日 本會事務所
通常總會ニ提出スベキ議案審議ノ件

○昭和十三年度

第一回 七月八日 本會事務所
一、昭和十三年度經費收支更正豫算ノ件
二、三重縣農會々々變更ノ件
第二回 八月十三日 本會事務所
水害應急對策ノ件
第三回 十二月十二日 本會事務所
通常總會ニ提出スベキ議案審議ノ件

○昭和十四年度

第一回 十一月二十日 本會事務所
一、帝國農會總會並最近農政諸問題ノ經過ニ關スル件
二、昭和十五年豫算編成方針ニ關スル件
三、關西二十一府縣農山漁民同盟ノ結成ニ伴フ本縣農山漁民
同盟結成ニ關スル件

○昭和十二年度

第一回 四月十六日 本會事務所
衆議院議員選舉對策ニ關スル件
第二回 八月二十四日 本會事務所
一、町村農會技術員給國庫補助金取扱ノ件
二、同 俸給決定ノ件
三、同 退職死亡給與金ノ件
四、同 無資格者取扱ノ件
五、郡市町村農會技術員特別設置ノ件
六、日支事變出征技術員待遇ノ件
七、昭和十三年度縣費補助申請ノ件

九、昭和十二年度收支豫算ノ件
六、一時借入金ノ件
七、會則重諸規程改廢ノ件
八、昭和十二年度特別會計自作農創定土地購入資金收支豫算ノ件
九、昭和十一年度會務報告ノ件
一〇、昭和十一年度收支決算ノ件
一一、昭和十一年度基本財産現在高報告ノ件
一二、昭和十一年度特別會計自作農土地購入資金收支決算ノ件

五、昭和十二年度收支豫算ノ件
六、一時借入金ノ件
七、會則重諸規程改廢ノ件
八、昭和十二年度特別會計自作農創定土地購入資金收支豫算ノ件
九、昭和十一年度會務報告ノ件
一〇、昭和十一年度收支決算ノ件
一一、昭和十一年度基本財産現在高報告ノ件
一二、昭和十一年度特別會計自作農土地購入資金收支決算ノ件

四、皇紀二千六百年事業ニ關スル件
第二回 十二月十四日 本會事務所
通常總會ニ提出スベキ議案審議ノ件
第三回 三月二十三日 本會事務所
一、肥料配給調整職員設置ノ件
二、肥料配給事情ニ關スル件
三、其ノ他
(一) 農會記念日ノ件
(二) 農會法改正案ノ件

○昭和十五年度

第一回 四月九日 本會事務所
一、縣下農會大會開催ニ關スル事項
二、功勞者(本會前議員中)表彰ノ件

第三節 郡市農會役職員協議會

本會は明治四十四年より屢々郡市農會役職員協議會を開催して、本會事業計畫、農政諸問題其他重要事項を協議しつゝあるが其中主なるものを左に掲げる。

第二回 六月十四日 本會事務所
一、人事ニ關スル件
二、政府米供出ニ關スル件
三、早魃對策ニ關スル件
四、臨時賞與ニ關スル件
第三回 八月二十三日 本會事務所
一、昭和十五年追加更正豫算ノ件
二、茶種増産獎勵ニ關スル件
第四回 十一月七日 本會事務所
一、人事ニ關スル件
二、帝國農會總會狀況報告ノ件
第五回 十一月二十八日 本會事務所
一、通常總會々々期ニ關スル件
二、通常總會提出議案ニ關スル件

○明治四十四年度

一、期日及場所 明治四十五年二月二十二、二十三日兩日、日本赤十字社三重支部樓上

一、協議問題

諸問事項

第一、細農ヲシテ土地所有ノ機會ヲ得セシムル方法如何

說明

現今社會ノ狀態ハ貧富ノ懸隔チ大ナラシメ農村ノ中堅タル自作農ハ益々其ノ數ヲ減少シテ小作農トナリ、再ビ轉ジテ都市ニ移リ無産ノ勞働者トナリ所謂郷土ヲ離レテ流離顛沛本人ノ不幸ハ勿論農村並ニ社會ノ秩序爲メニ紊レントス、農村ニ於ケル自作者ノ減少ハ土地ノ生産力ヲ低減シ農事ノ改良發達ノ支障ヲナスコト多大ナリ、加之小作人ノ減少ハ將來地主ニ一種ノ打擊ヲ與ヘ地主小作間ノ圓滿ニシテ親愛ナル情義ヲ滅却スルノ端緒ヲナスモノナレバ、各種ノ方策ニ依リ自作農ノ減少ヲ拒クト同時ニ細農ヲシテ土地ヲ所有セシムルノ機會ヲ講ズルハ急務ナリトス

第二、農具研究會開催ノ件

說明(省略)

第三、紫雲英種子共同販賣購入ニ關スル件

說明

紫雲英採種地方ヲ縣内適當ノ地ニ選定シ、縣下需要ノ種子ヲ供給シ依ツテ以テ農家ノ共同購入並ニ販賣ノ方法ヲ講ズルハ善良ナル種子ヲ供給スルト同時ニ農家ノ經濟肥料供給ノ豐富ヲ期スル所以ナリト信ズ、故ニ縣農會ハ左ノ諸項ニ就キ各員ノ意見ヲ聞キ以テ各級農會ト共ニ之レガ實行ニ努メントス

一、採種ニ適スル地方及其見込反別

二、善良ノ種子ヲ採取ス可ク採種地方ニ獎勵スルノ方法

協議事項

一、明治四十五年度開催懇親會ニ對スル希望其他意見

二、現今農家及農村ノ經濟ヲ主トスル農事調査ノ一部ニ着手セリ、今後縣下ニ互リ町村ヲ選抜シ調査セントス、故ニ此際各郡市協定シテ適當ナル町村ノ選抜ヲ望ム

三、縣農會ハ明治四十四年度ヨリ農家ヲ選抜シテ農家ノ經濟調査ヲナシ、尙進ンテ家計並ニ農場ニ就キ改良ヲ施シ如何ニ農家ノ發展進歩スベキヤヲ研究シツツアリ、然モ其數僅少ニシテ縣下全體ニ對スル調査研究トシテハ遺憾ノ點少シトセズ、故ニ各郡市ニ於テモ同方針ノ下ニ調査研究ヲ開始セラレム事ヲ望ム

米穀検査所提出

一、農事改良必行事項ヲ明治五十年ヲ期シ縣下全般ニ普ク實行ヲ遂ゲシムル事、但シ土地ノ狀況ニ依リ一律ニ行ハレガタキモノニ就テハ之レヲ調査シ除外又ハ他ノ方法ヲ以テ之ニ換フル等其途ヲ講ジ上司ノ認可ヲ得ルコト

二、稻ノ品種ヲ淘汰シ其統一ヲ期スルト共ニ、必行事項ニ限定セラレタル外ノ品種ニシテ新タニ之レガ作付ヲ獎勵セントスルモノハ豫メ農事試験場及ビ縣農會等ノ調査又ハ試験ヲ經テ相當ノ手續ヲ履ミタルモノニ限ルコト

決議事項

諮問案第一第三ハ委員附託トシテ委員會ヲ開キ左記ノ如ク決ス

第一、細農ヲシテ土地所有ノ機會ヲ得セシムル方法如何答申

一、町村農會又ハ地主ハ産業組合ノ組織ニ努力シ之レガ發達ヲ補助シ小作人ニ低利資金ノ利用ノ便ヲ與ヘ土地所有ノ資金ヲ得ルニ便ナラシムルコト

二、農工銀行ノ貸出シニ對シ擔保見積リ標準價格ヲ昂メラル、様其筋ニ交渉セラル、コト

三、大藏省預金部ノ低利資金ノ利子ハ五分迄低減セラル、様其筋ニ交渉スルコト

四、町村農會、産業組合及ビ地主ハ誠實勤儉ナル小作人ニシテ土地ヲ買入レントスル者アルトキハ之レヲ補助シ

テ相當ノ便宜ヲ與ヘ縣農會ハ之ニ對シ表彰スルコト

第三、紫雲英種子共同購入ニ關スル件答申

一、各郡市農會ハ縣下生産ノ種子購入希望者及其數量ヲ取極メ縣農會ニ申込ミ、縣農會ハ之ガ購入ヲ斡旋セラレ度事

二、採種ニ適スル地方及其見込ミ反別ハ縣農會ニ於テ調査ノ上決定セラレタキ事

三、善良ナル種子ノ採種獎勵方法トシテ縣農會ハ採種地方ニ生産販賣組合ヲ組織セシメ其生産販賣ニ對シ指導斡旋セラレ度事

○明治四十五年度(大正元年度)

一、期日及場所、大正二年一月廿七、八兩日、日本赤十字社三重支部樓上

一、協議問題

第一、縣農會ハ優良ナル小作農ヲ選拔シテ之レニ土地購入資金ノ一部トシテ授賞シ以テ細農ニ土地所有ノ目的ヲ達スルノ模範ヲ示サントス、郡市町村農會ハ此目的ヲ遂行ニ對シテ相當ナル協力ヲ望ム、之レガ施設方策如何

第二、細農ニ土地ヲ所有セシムル目的ヲ以テ郡市農會ニ於テ相當ノ施設ヲ望ム、之レガ適當ノ方策如何

第三、優良ナル小作人ニ土地ヲ所有セシムルニ當リ前二問以外適切ナル實施方法如何

第一問乃至第三問答申

甲、各郡市町村農會ハ縣農會ノ選拔ニ對シ副賞ヲ與ヘ若クハ購入ニ關スル斡旋ヲナスコト

乙、縣農會施設ノ外左ノ諸機關ノ施設獎勵若クハ斡旋ニ俟ツコト

一、各級農會ノ施設ニ依ルモノ

各級農會ハ出來得ル限りノ方法ヲ盡シ例ヘバ獎勵金ヲ交付シ若クハ資金融通ノ方法ヲ講ジ斡旋獎勵スルコト

二、産業組合ノ施設ニ依ルモノ

信用組合ハ土地購入ニ對シ極力資金融通其他ノ便宜ヲ講ズルコト

三、地主ノ施設ニ俟ツモノ

地主若クハ地主團體ニ於テ小作人ト共同貯金ヲナシ之ヲ資金トシテ土地購入ノ方法ヲ講ズルコト

四、町村其他各種團體基本財産ハ土地購入資金トシテ融通ノ方法ヲ講ズルコト

五、町村其他各種團體基本財産ハ可成土地ヲ所有スルノ方針ヲ採リ公有原野等ノ開墾ヲナサシメ或ル條件ノ下ニ小作權ヲ與ヘ若クハ便宜ノ方法ニ依リ小作人ニ讓與ノ方法ヲ講ズルコト

第四、大正二年度(四月上旬)ニ於テ農業倉庫ニ關スル講習會ヲ開催セントス講習員ノ種類及之レニ對スル希望如何

答申

一、會期 四月上旬

二、期間 凡ソ五日間

三、講習員ノ種類

(イ)郡市農會役員其他郡市當局者(ロ)産業組合役員(ハ)農業倉庫關係當事者(ニ)地主(ホ)以上ノ外有志者

四、科目

(イ)農業倉庫ノ經營(ロ)農業倉庫關係法規

第五、牛馬試耕會開催ノ方法如何(説明省略)

決議

試耕會ヲ競翠會ト共ニスルハ其効果尠キヲ以テ單獨ニ試耕會ヲ開催スルコト、シ縣農事試驗場ニ於テハ經費ノ許ス限リ改良犁ヲ備付ケ置キテ之レヲ試耕會ニ貸與シ、縣農會ハ一ヶ年内ニ一二郡市ニ於テ開催ノ場合ニハ使用ノ熟練セル人物ニ旅費ヲ支給シテ派遣セラレタシ

第六、神官、宗道家ノ農事講習會ヲ開催セントス之レニ對スル意見及希望ヲ問フ

説明

神官僧侶ガ村閭ニ於ケル言動ハ農家ニ對シ多大ノ感化力ヲ有スルノミナラズ多數農家ニ接スルノ機會亦多シ、故ニ神官僧侶其他宗道家ハ精神的ニ農村ノ民風ヲ矯正作興スルト同時ニ農事改良ニ關スル事項ヲ説示指導セバ村風ノ昂上農事ノ改良ニ資スル處大ナルベキヲ信ズ、故ニ是等神官宗道家ニ農事思想ヲ與フル爲本講習會ヲ開催セントスルニアリ

決議

北勢各郡市ニアリテハ其効果多大ナルベキモ南勢伊賀志摩方面ニテハ尙考慮ヲ要スルニヨリ研究ノ上開會ノ場合ニハ郡市町村農會ハ寺院ニ對シ通牒ヲ發シ出席方ニ付補助スベキ様勸誘ノ勞ヲ取ルコト

一、協議事項

第一、確實優良ナル蔬菜種子供給ノ目的ヲ以テ第一着ニ茄子種子供給ノ方法ヲ講ゼントス各郡市内ニ於テ大正二年度ニ購入希望ノ數量承知致シタレ

決議 各郡市共同購入幹旋ヲ希望スル故縣農會ニ於テ適當ノ方法ヲ講ジ更ニ希望數量ヲ取極ムルコト

第二、本縣農會報購讀ニ關スル件

決議 各郡市農會ニ於テ相當勸誘ヲ試ミルコト

第三、地主懇談會ニ關スル件

決議 各郡市ヨリ出席人員少數ニ限定サレ居ル故出席人員ヲ増加スル様希望ス

第四、地主團體視察旅行ニ關スル件

決議 地主ハ家事其他ノ關係上二週間以上ノ旅行ニ堪ヘ難キヲ以テ期日ヲ十日間位ニ短縮シ旅行ヲ計畫セラレタシ

○大正二年度

一、期日及場所 大正二年八月五、六兩日、津市蠶業取締事務所

一、協議事項

(一) 水稻原々種普及ニ關スル件

(二) 水稻採種方法ニ關スル件

(三) 麥作改良ニ關スル各郡市施設事業ノ件

(四) 茶業改良普及ニ關スル件

○大正三年度(中止)

○大正四年度

一、期日及場所 大正四年七月四、五兩日、日本赤十字社三重支部樓上

一、協議事項

(一) 堆積肥料品評會開催ノ件

(二) 稻作増收品評會開催ニ關スル件

(三) 縣農會主催牛馬耕鋤翠會開催ノ件

(四) 麥模範作田設置ノ件

(五) 各郡市町村ニ麥作改良同盟會開催ノ件

(六) 婦人農事講習會開催ニ關スル件

(七) 各級農會豫算編成ニ關スル件

(八) 地主懇談會開催ニ關スル件

(九) 小作農並ニ自作農者農事視察ノ件

(十) 伊勢錦、竹成、稻種發見者ノ建碑ニ關スル件

(十一) 婦人農會設立ノ件

○大正五年度

一、期日及場所 大正五年十二月二十、廿一兩日、日本赤十字社三重支部樓上

一、協議事項並ニ決議

(一) 大正六年度縣農會豫算執行ニ關スル件

(二) 町村農會活動ニ關スル件

(三) 町村農會豫算ニ關スル件

以上三問題ハ左ノ如ク答申

一、町村農會ノ總會ニハ可成多數會員ヲ募集セシメ適切ナル豫算ヲ議定スルト同時ニ農會ノ事業ヲ周知セシムルコト

二、町村農會豫算編成前ニハ町村農會會長ヲ開催シ事業其他重要事項ヲ協定スルコト

三、町村ニ技術員ヲ設置スルコト但シ當分ノ内二三ヶ町村聯合シテ設置シ漸次一町村ノ專任者ヲ設置スルコト

前項ノ場合俸給ハ三分ノ二以上縣郡ヨリ補助セラレ度コト

四、各郡市農會ハ郡市ニ最モ適切ナル事業ヲ撰擇シ豫算ニ計上シ遂行ノ方法ヲ採ルコト

五、町村農會豫算ノ認可ニ當リテハ監督官廳ハ最モ注意ヲ拂ヒ不適當ト認ムル時ハ注意ヲ與フル機當局ニ希望スルコト

(四) 婦人農會設立ニ關スル件

一、町村農會ノ一部會トシテ可成之レガ設立ヲ獎勵スルコト

二、婦人農事講習會開催ノ場合ニハ修得者並ニ其他ノ婦人ヲ併セテ設立ノ方法ヲ採ルコト

三、縣農會ニ於テ模範會則ヲ作成シ郡市農會ニ配付スルコト

四、既設婦人農會中成績優良ナルモノ、内容ヲ縣農會ニテ調査シ發表セラレタキコト

(五) 堆積肥料品評會開催ノ件

一、堆積肥料品評會審査ハ一回以上切返シ腐熟シタルモノニ就テ行フコト

二、審査ハ品質、設備、容積ノ三項目ニ付施行スルヲ以テ豫メ出品人ニ注意セラレタキコト

三、審査日割ハ追テ通知ノコト

(六) 麥作研究會ノ件

一、大正六年四月中ニ各郡市ニ於テ開催スルコト

二、各郡市ハ開催期日ヲ可成速ニ縣農會ニ申出ヅルコト

(七) 農事視察旅行ニ關スル件

大正五年決定セル通り明年秋季ニ於テ奈良地方へ視察旅行ヲ實施スルコト

(八) 競犁會ニ關スル件

一、開催地ハ津市附近トシ十二月月上旬開催スルコト

二、參加牛馬ノ牽付費飼料其他ノ經費ハ各郡市農會ニテ補助其他適當ノ方法ニ依リ獎勵スル事

(九) 農家ノ資金利用ニ關スル注意ノ件

本農會ハ農ノ會議ニ於テ答申ノ趣旨ヲ實行又ハ徹底セシムルコト

一、郡市農會長ハ町村農會會長會議ヲ開催シ本主旨徹底ニ努ムルコト

二、町村農會長ハ農會員其他一般ニ主旨ノ徹底方法ヲ講ズルコト

農業資金利用ニ關スル件答申

國運發展力ノ膨脹ニ伴ヒ金利低落シ産業資金ヲ需ムルノ途漸ク容易ナルニ至リタリ此秋ニ當リ農家ハ確實ナル計畫ヲ立テ低利資金ヲ活用シ永遠ニ收利ヲ増加スベキ事業ヲ施設シ若クハ高利ノ舊債ヲ整理シテ其負擔ヲ輕減ス